

平成22年 第4回

# 宿毛市議会定例会会議録

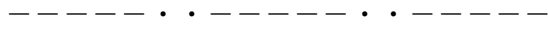
平成22年12月8日開会  
平成22年12月20日閉会

宿毛市議会事務局

平成22年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成22年12月 8日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時20分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
決算特別委員長	4
質疑・討論・表決	9
○日程第4 宿毛市議会改革調査特別委員会最終報告	9
委員長報告	
宿毛市議会改革調査特別委員長	9
質疑・討論・表決	12
○日程第5 議案第1号から議案第17号まで	13
(提案理由の説明)	
市 長	13
散 会 (午前11時28分)	
陳情文書表	18
----- . . . -----	
第 2 日 (平成22年12月 9日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成22年12月10日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成22年12月11日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成22年12月12日 日曜日)	休会



第 6 日（平成 22 年 12 月 13 日 月曜日）

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
事務局職員出席者	19
出席要求による出席者	19
開 議（午前 10 時 00 分）	
○日程第 1 一般質問	21
1 松浦英夫議員	21
市 長	22
松浦英夫議員	25
市 長	25
松浦英夫議員	26
2 中平富宏議員	26
市 長	27
中平富宏議員	29
市 長	30
教 育 長	31
市 長	31
中平富宏議員	32
市 長	33
中平富宏議員	34
市 長	35
教 育 長	36
中平富宏議員	36
教 育 長	37
中平富宏議員	37
3 野々下昌文議員	38
市 長	41
教 育 長	44
野々下昌文議員	47
市 長	49
教 育 長	50
野々下昌文議員	51
4 西村六男議員	52

市 長	5 2
西村六男議員	5 2
市 長	5 3
西村六男議員	5 4
延 会 (午後 2時43分)	

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成22年12月14日 火曜日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
事務局職員出席者	5 7
出席要求による出席者	5 7
開 議 (午前10時00分)	

○日程第1 一般質問	5 9
1 岡崎利久議員	5 9
市 長	5 9
岡崎利久議員	6 0
市 長	6 1
岡崎利久議員	6 1
2 中川 貢議員	6 2
市 長	6 2
中川 貢議員	6 3
市 長	6 4
中川 貢議員	6 5
市 長	6 5
中川 貢議員	6 6
3 浅木 敏議員	6 6
市 長	6 9
教 育 長	7 3
浅木 敏議員	7 3
市 長	7 6
浅木 敏議員	7 7
市 長	7 7
浅木 敏議員	7 7
散 会 (午前11時48分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日（平成 22 年 12 月 15 日 水曜日）	
議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
事務局職員出席者	79
出席要求による出席者	79
開 議（午前 10 時 00 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 17 号まで	81
質疑	81
1 松浦英夫議員	81
市民課長	82
保健介護課長	83
商工観光課長	84
松浦英夫議員	86
商工観光課長	86
松浦英夫議員	86
2 今城誠司議員	86
市民課長	87
総務課長	89
教育次長兼学校教育課長	90
今城誠司議員	90
総務課長	91
教育次長兼学校教育課長	91
今城誠司議員	91
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 9 号まで）	91
委員会付託（議案第 10 号から議案第 17 号まで）	92
散 会（午前 11 時 02 分）	
議案付託表	93
----- . . ----- . . -----	
第 9 日（平成 22 年 12 月 16 日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 10 日（平成 22 年 12 月 17 日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 11 日（平成 22 年 12 月 18 日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第 12 日（平成 22 年 12 月 19 日 日曜日）	休会

第13日（平成22年12月20日 月曜日）

議事日程	95
本日の会議に付した事件	95
出席議員	95
欠席議員	96
事務局職員出席者	96
出席要求による出席者	96
開 議（午後 2時20分）	
○日程第1 議案第1号から議案第17号まで	98
（議案第1号から議案第9号まで）	
討論・表決	98
（議案第10号から議案第17号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	98
産業厚生常任委員長	98
質疑	100
（議案第10号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第17号まで）	
討論・表決	100
（議案第14号）	
討論・表決	100
○日程第2 議案第18号から議案第20号まで	100
（提案理由の説明）	
今城誠司議員	100
質疑	101
委員会付託省略	101
討論・表決	101
○日程第3 陳情第36号外1件	101
（陳情第37号）	
委員長報告	
産業建設常任委員長	101
質疑・討論・表決	102
（陳情第36号）	
継続審査	102
○日程第4 委員会調査について	102
継続調査	102
○日程第5 意見書案第1号及び意見書案第2号	102

質疑・討論・表決	103
(閉会あいさつ)	
市長	103
閉会(午後 2時47分)	
委員会審査報告書	106
陳情審査報告書	108
閉会中の継続審査申出書	109
閉会中の継続調査申出書	110
意見書案第1号	113
意見書案第2号	114

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-2
議案	付-2
陳情	付-5

平成 22 年  
第 4 回宿毛市議会定例会会議録第 1 号

1 議事日程

第 1 日（平成 22 年 12 月 8 日 水曜日）

午前 10 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

○ 諸般の報告

第 3 平成 21 年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第 4 宿毛市議会改革調査特別委員会最終報告

第 5 議案第 1 号から議案第 17 号まで

議案第 1 号 平成 22 年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2 号 平成 22 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3 号 平成 22 年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 4 号 平成 22 年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5 号 平成 22 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 6 号 平成 22 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 7 号 平成 22 年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 8 号 平成 22 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9 号 平成 22 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第 10 号 高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第 11 号 宿毛市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第 13 号 幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第 14 号 指定管理者の指定について

議案第 15 号 指定管理者の指定について

議案第 16 号 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて

議案第 17 号 沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名



日程第2 会期の決定

日程第3 平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 宿毛市議会改革調査特別委員会最終報告

日程第5 議案第1号から議案第17号まで

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君

商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時20分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成22年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡崎 求君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月6日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査しました結果、本日から12月20日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月20日までの13日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの13日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

本日まで、陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました事務報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成22年第3回定例会において「決算特別委員会」に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（西村六男君） おはようございます。決算特別委員長、報告を行います。

平成22年第3回宿毛市議会定例会において、決算特別委員会が設置され、閉会中の継続審査として本委員会に付託された平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計、並びに水道事業会計の決算認定について、審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第103条の規定により、ただいまから御報告いたします。

審査の方針といたしまして、平成21年度各会計の決算審査については、監査委員から提出されました各会計決算及び基金運用状況、審査意見書を参考にしながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか、財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意をされているか。しかも、期待された行政効果をあげ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという点から審査をし、これからの予算審議に活用するためといたしました。

構成委員といたしましては、岡崎利久君、今城誠司君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木敏君、有田都子さん、浦尻和伸君、そして西村、8名でございます。

審査対象といたしましては、平成21年度宿毛市一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、老人保健特別会計、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会特別会計、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療特別会計、水道事業、以上の14議案であります。

審査日程は、9月17日から10月12日までの6日間を審査に当たりました。

審査に当たっては、各課長、担当者ともに、それぞれ真摯に説明をしていただき、また、各委員には大変御熱心に審査いただいたことを、ここに厚く感謝申し上げます。

まず、結論を申し上げます。審査結果。

各会計における予算は、適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致で認定するものと決しました。

なお、以下、詳細な数字等は、お手元に配付しております資料を御参照していただきたいと思っております。

また、委員会審査の中で指摘し、今後の財政運営上、改善または検討を要するものとしたしまして、付記した数項目の中から、一部を御参考までに御報告いたします。

まず、財政の概要でございます。

普通会計における実質収支は、地域活性化臨時交付金や、地方交付税の増加により、2億3,557万9,000円の黒字決算となっておりますが、依然として厳しい財政状況は継続していると考えられます。

自治体財政再建法により、19年度決算から公表が義務づけられました財政診断4指標による本市の財政状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であり、実質公債費比率は20.2%、将来負担比率は169.6%となっており、ともに健全団体の数値内となっております。

しかし、実質公債費比率は高い数値で推移しており、収支比率については、90.5%と依然として健全化ラインといわれる75%を上回っております。

本市の経済状況は、政府の公共事業抑制により、地域雇用の受け皿となっている建設事業者は大きな打撃を受けているほか、魚価の低迷など、一次産業の状況も思わしくなく、また、出生率の低下や、雇用環境の厳しさを反映した人口流出により、本市の人口は、残念ながら本年9月、ついに2万3,000人を割り込むこととなっております。

このような状況は、地域の需要をますます減少させ、今後の景気をさらに停滞させるものと思われまます。

本市としても、一次産業を中心とした地域振興策を相次いで打ち出していますが、今後は、一連の事業を軌道に乗せ、本市経済の地域活性化を図ることが喫緊の課題であります。

本市の財政は、収支の増加が期待できない中で、今後とも非常に厳しい運営が続くことが予想されますが、無駄な支出を排除し、外部委託の適切な実施など、さらなる行政改革を推進するとともに、未収金の回収や普通財産の有効活用など、一層の財政健全化に努めるべきであります。

次に、7ページの収入の状況を御説明いたします。

平成21年度においても、一般会計、特別会計、水道事業会計で、過年度7億3,662万

8, 000円の収入未済金ができてます。これは、7億3,662万8,000円が、宿毛市全体の収入未済額でございます。

市税、国保税については、差し押さえの強化や、夜間訪問徴収、特別徴収義務者の指定、幡多広域租税債権管理機構へ回収困難な案件の徴収の移管など、徴収率向上に取り組みの効果があり、徴収率の向上や収入未済額の減少など、一定の効果が見られますが、依然として県内では、残念ながら最低のレベルの徴収率でございます。

各担当課においては、種々努力し、必死の取り組みは認められますが、児童福祉費負担金、都市計画使用料、奨学資金貸付金は、未収金が増加しております。収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則、並びに受益者の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題であります。

昨今の不況による経済的な苦境に配慮する必要がありますが、今後も納税者に対する適切な納付指導や、関係法令、条例等に基づく適正な対処を実施することにより、未収金の早期解消を図るとともに、財源の確保、効果的な財政の運営と、さらなる財政の健全化を求めます。

次いで、一般会計について申し上げます。

一般会計歳入決算額は、116億8,461万4,000円で、地域活性化臨時交付金や、地方交付税の増加等により、前年度より20億5,994万7,000円の増額となっております。

歳出決算額についても、114億2,624万2,000円と、建設事業の増加により、前年より18億9,904万2,000円の増額となっております。

翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は、2億3,667万8,000円の黒字であります。依然として厳しい財政状況の中で、今まで

以上に効率的、かつ効果的な行財政運営の執行を期待いたします。

なお、特記すべき事項は次のとおりであります。

普通財産の活用について。

本委員会においては、本市保有の普通財産の状況について、現地視察を行い、実態の把握に努めたところであります。

普通財産の目的は、その経済的価値を活用し、間接的に地方公共団体の行政に貢献されることにあります。

本市の財政が極めて厳しい状況にある中、土地、公有林等の売却を積極的に進めることはもとより、土地家屋貸付料を適正に設定する中で、保有資産の活用を努め、少しでも本市財政に寄与するように努められたい。

2番といたしまして、咸陽島公園魅力回復事業及び太公望自然体験事業について申し述べますと、本事業に関しましては、本年6月の定例会においても、その関連予算について、事業の全体像の早急な提示を求める付帯決議を、全会一致で可決したところであります。

今年度決算審査においても、改めて本事業の計画がずさんである旨の厳しい意見が出たところでありますが、今後、早急に事業の全体計画を煮詰め、関連施設を効果的に活用することで、市民への憩いの場の提供と、観光振興の拠点づくりという、本事業の所期の目的を達成するよう、最大限の協力を求めます。

なお、咸陽島公園の利活用については、現地へのアクセスが改善されることが必要不可欠な要素となっております。については、現在、事業継続中の市道大島中央線の一日も早い完成を求めるものでございます。

次に、学校編成の着実な実施について。

平成21年度において、田の浦小学校と小筑紫小学校の合併に伴う小学校改築工事費が計上

されていますが、本年5月に教育委員会より新たな学校再編計画が示され、現在、各地域への説明が順次、行われるところであります。

懸案であった栄喜小学校の統合については、保護者、地域の理解のもとに、来年度より小筑紫小学校に統合することとなり、このことは、教育委員会の努力が実を結んだものとして、一定評価するところであります。しかし、前回の統合計画が住民の理解を十分に得られないまま、変更に至った事実は、教育委員会としても真摯に反省し、今後は保護者、地域との対話を深め、現計画への十分な理解を求め、学校再編を着実に進められるよう求めます。

次に、特別会計について、二、三申し上げます。

国民健康保険事業特別会計でございますが、国民健康保険税収入額は6億1,578万9,000円で、前年度より1,432万2,000円の減額であり、収納率は69.58%で、0.94%高くなっております。

長引く景気低迷により、徴収環境が厳しさを増す中、昼間・夜間の訪問徴収の強化や、幡多広域管理機構への移管による徴収などにより、収納率の向上が見られます。

なお20年度より開始された特定健康診断については、受診率23.4%と、昨年と比較して0.3ポイント上昇しておりますが、本市の目標であります30%を下回っております。今後は、受診率のさらなる向上を図り、市民の健康維持・疾患予防対策に努められていただきたいと思っております。

次、12ページ。

特別養護老人ホーム特別会計でございます。

前年度の歳入歳出差額は、特別養護老人ホーム事業基金から、繰入金によって収支均衡決算となっておりますが、今年度、基金も底をつき、一般会計からの繰り入れが発生しております。

本年度の繰り入れは、1,179万9,000円でございます。

平成21年度から元金の償還も始まり、平成36年度までの多額の借入金の償還も行わなきゃならず、今後、長期的にわたり、厳しい運営が余儀なくされるものと思われま。

厳しい経営状態ではあるが、今後はショートステイの利用率の向上、入居者交代に要する時間短縮による空室率の低下など、収益率向上の取り組みを図るとともに、一層の経費節減を図り、管理の安定化に努めたい。また、限られた職員数ではありますが、入居者に対するきめ細かなサービスの提供に最大限努力し、老人福祉の向上を図りたい。

続きまして、学校給食事業特別会計。

昨年度に引き続き、赤字決算となっているが、収入未済額は316万2,000円と、前年と比べて47万1,000円増加しております。未収金の背景には、厳しい経済状況があると思われまますが、負担の公平性から家庭の状況を十分に配慮しつつ、滞納世帯の状況について、十分把握した上で、収納に万全を期されたい。

平成22年度より、調理部門の民間委託が実施されたが、委託先との連携、情報交換を密接に行い、円滑な事業実施に留意されたい。

また、食育の推進と、地産地消に向けた取り組みを積極的に展開し、今後も安全、安心な給食の提供に努められたい。

下水道事業でございます。

公共下水道事業及び集落排水事業の未収額は236万3,000円で、前年度より21万9,000円増加しております。受益者負担収入の未済額は、2,140万6,000円で、前年度より91万4,000円減少しておりますが、収納率は44.75%と、反対に低下しております。

公共下水道事業及び集落排水事業の加入率は、

53.05%と、前年に比べて2.01%上昇しておりますが、目標値であります良好な事業に必要とされる加入率70%とは、依然として大きな開きがあります。受益者の負担の公平を損なわないための徴収率の向上を一層図られたいと思います。

また、環境衛生面から、公共下水道の必要性やくみ取り便所から水洗便所へ改造する場合の奨励金及び利子補給制度などについて、積極的な広報に努める中、平成21年度に緊急雇用創出臨時特例基金を活用して実施した水洗化促進対策事業の成果を活用し、加入促進に向けていただきたいと思います。

ちなみに、昨年度の加入率を申し上げますと、公共下水道の加入は、新たに入った方が71件、農業排水に新たに加わった方が2件、漁業集落排水に加わった方が4件で、3事業合わせて、昨年度は77件の新規加入となっております。

次に、国民宿舎運営事業特別会計でございます。

現在、国民宿舎「椰子」の管理は、指定管理者に委託しているため、本会計は施設建築にかかわる起債償還と、一定規模の施設修繕が主たる役割になっています。

本委員会においては、施設管理状況について、現地視察等を行い、実態を把握したところではありますが、当該施設の一部でありますサンセットヒルについて、長年にわたり適切な管理がなされていない。

今後は、契約内容を履行し、適切に管理されるよう、改善を求めたい。

また、地元産の新鮮な食材の使用による地産地消の推進や、顧客に対するきめ細かなサービスの提供に、本市の中核的宿泊施設としての役割を十分に果たすことを期待いたします。

起債償還は、平成27年度まで続き、多額の一般会計繰出金を継続していく必要があります、今

後も適切な会計管理を求めたいと思います。

次に、介護保険事業でございますが、平成21年度の収入未済額は1,376万9,000円と、前年度より76万6,000円増加し、不納欠損額は558万5,000円となっております。

長引く景気低迷により、厳しい生活実態に配慮する必要がありますが、安定した制度の維持、運営を図るため、負担の公平性を損なうことがないように収納に努めるとともに、過剰サービスや不正請求が行われることがないように、事業所への指導に万全を期されたい。

また、高齢化が進む中、ますます重要な役割を担う介護保険制度であり、利用者のニーズにあわせた、適切かつ弾力的なサービスの提供に努められたい。

土地区画整理事業でございますが、厳しい社会情勢を背景として、全国的にも地価の下落が顕著であり、本市においても、同様の状況が続くものと考えられます。

厳しい状況ではありますが、早期の保留地処分に最善の努力を図り、市街地の活性化並びに活力あるまちづくりの推進に努めたいと思います。

次に、水道事業会計。

平成20年度をもって簡易水道事業特別会計を廃止し、本会計と統合したため、前年度との比較は、両会計の合計した数字といたします。

収入未済額は1,902万円となっており、前年度より115万6,000円減少しており、不納欠損額は15万円と、前年より減少しております。

水道料金の収納は、企業経営の基本であり、受益者の公平の原則を損なわないためにも、徴収率の向上には一層の努力を図られたい。

有収率は、小筑紫地区の漏水の影響等により、前年度より5.0%減の74%となっております。

すが、今後、このような事態を招かないよう、老朽化した施設の改修を計画的に行い、漏水対策について、万全を期されたい。

今後は、水道事業等の衛生管理を徹底され、安全かつ安定した飲料水の供給を図るとともに、健全な事業運営を期待いたします。

以上、要点のみではございますが、報告いたします。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（寺田公一君）** 全員起立であります。

よって、「平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4「宿毛市議会改革調査特別委員会の最終報告」を議題といたします。

宿毛市議会改革調査特別委員会に付託し、閉会中の継続調査となっている本件について、委員長の報告を求めます。

宿毛市議会改革調査特別委員長。

**○宿毛市議会改革調査特別委員長（今城誠司君）** 議会改革調査特別委員長、本委員会に付託され、閉会中の継続調査となっております宿毛市議会の改革にかかわる調査について、調査の経過概要及び結果を報告いたします。

本年度第1回定例会において設置されました本委員会は、議会改革にかかわる調査について、

- 1、議員定数と報酬について。
- 2、議事運営の見直しについて。
- 3、議会機能の強化について。
- 4、開かれた議会について。

以上、4つの調査項目を決定し、14回にわたり委員会を開催し、議論、協議を積み重ねてまいりました。その調査結果について、報告いたします。

（1）議員定数と報酬について。

- 1、議員定数は現行定数の16名を維持。

本市議会においては、平成15年、平成19年の改選時に各2名ずつ定数を削減してきた経過があり、議員一人当たりの人口や面積は、他の類似規模の団体の平均値を上回っている水準となっている点。

本市の財政は、大変厳しい状況にあり、行政改革の推進に関して、議員定数の削減が一定の経費節減効果につながることは事実であるが、本市一般会計に占める議会費の割合は、平成22年度当初予算ベースでわずかに1.2%であり、行革面での効果は限定的である点。

その一方で、定数削減は各界、各世代、各地域など、広く市民の声を行政に反映させるべく、多様な職歴、経歴を背景にしたさまざまな分野に精通した議員からの政策提言、監視機能が弱体化するなど、議会機能の低下につ



ながる点。

また、現在、進められている地方分権に向けた取り組みを考慮すると、本市の業務範囲や財政面での裁量権は、今後ますます拡大することが予想され、定数削減による議会機能低下は、市政運営に好ましくない影響を及ぼすことが予想されるなどのマイナス面がある点。

以上のような要素を勘案の上、本委員会として、本市の適切な議員定数について、熱心に議論した結果、全会一致をもって、現行定数の16名を維持すべきことを提言するものである。

2、議員報酬は現行から5,000円引き下げ。

各地で議員報酬削減の動きが相次いでいるが、これは厳しい財政状況を背景にしているだけではなく、住民からの相次ぐ議員批判の声を反映した結果であり、このことは、我々議員一同、真摯に反省すべきところである。

議員報酬削減を求める声上がる理由の一つとして、その職務内容に比べて報酬が高過ぎるなどの認識があるのではないかと推測するが、

ア、議員の仕事は会期中だけに限らず、市民相談への対応や、政務にかかわる調査研究、議案質疑、一般質問の準備など、日常的な業務が数多く存在すること。

イ、政務調査費の給付はあるものの、会派単位での用途に限定されているため、議員個人の日常的な活動に要する経費は、すべて議員報酬で賄わなければならないこと。

ウ、議員年金については、現在、廃止の方向で検討が進められているが、今のところ、報酬の16%を年金掛金として、強制的に差し引かれていること。

エ、地方に権限が移行するに伴い、議員の活動は専門的な傾向を強めており、その負担は今後ますます増加していくことが予想されることなどを配慮しなければならない。

また、議員報酬の削減は、議員という仕事の魅力を低下させ、

ア、新たに議員を志す人が減り、議会の新陳代謝と活性化が図れなくなること。

イ、議員の年齢層や職種の固定化を招き、多様な声が議会に反映をされにくくなることなどの弊害が出る懸念される。

議員は、住民の負託にこたえるため、全力でその職責に当たらなければならないことは言うまでもないが、報酬の算定には、先に述べた要素を踏まえた冷静な論議が必要であると考えている。

本委員会としても、適切な議員報酬額について、熱心に議論してきたところであるが、議員としての職責と、活動に見合った報酬額について、その明確な積算根拠を示すことは困難をきわめた。

そのため、全国の類似規模団体の平均値31万1,700円を参考数値としたほか、本市の厳しい経済状況を考慮した結果、全会一致をもって、現行議員報酬を5,000円減額すべきことを提言するものである。

2、議会運営の見直しについて。

本市議会は、宿毛市議会会議規則はもとより、長年にわたる議会活動の積み重ねによる申し合わせや先例などにより、議会運営を行ってきたところであるが、議会活動のさらなる充実のためには、これまでの慣習に流されることなく、新たな取り組みに向けての努力を怠ってはならない。

そのため、本委員会では、議会運営のあり方について、議会活動を通じて感じた問題意識をもとに、熱心な討議を行い、以下の取り組みを行うことを、全会一致で決定した。

1、一問一答方式の選択的導入。

現在、本市議会における一般質問は、一括質問方式を採用しているが、この方式は、質問と答弁の時間的距離が長いこと、議論がわかりに

くくなることや、答弁漏れの可能性があるなどの弊害がある。

よって、今後、本市議会が市民にわかりやすい議論を展開するためには、必要に応じて一問一答方式を選択できる仕組みを導入することを提言するものである。

## 2、委員会の重複開催の原則禁止。

本市議会の会期は、提案議案や一般質問者数等を勘案の上、議会運営委員会の審議を経て、議会初日で決定しているところであるが、効率的な議事運営を行うため、委員会審査は当初の日程から変更して行われることが多く、常任委員会は通常、同時に開催されている現状である。

しかしながら、平成18年の地方自治法の改正により、議員が複数の常任委員会に所属することが可能となった点、また、議案可否の意思決定の参考として、常任委員会の審査過程を所属外の議員が傍聴できる環境が必要である点、さらに、一般市民による委員会の傍聴を促進するとともに、執行部にとっても、業務予定を立てやすくなるメリットがある点。

本委員会として、以上のような要素を勘案の上、協議した結果、原則として委員会の重複開催を行わないよう、提言するものである。

## 3、議会機能の強化について。

本市議会においては、議会招集告示日に、あらかじめ議案書の提出を受け、議案審査に一定の時間的な余裕を設けているほか、市長による詳細な提案理由の説明も受けているが、特に予算審査に関して、効率的な審議を行い、単なる数字の確認でなく、事業の目的や効果についての踏み込んだ議論を行う必要があると考えている。

そのため、本委員会として、下記の取り組みを提言することを、全会一致をもって決定した。

### 1、予算決算常任委員会の設置。

現在、本市議会においては、予算議案を正式

に付託することなく、各常任委員会において、分割審査を行っている。

これは、多岐にわたる予算議案を一つの常任委員会で審査することは負担が大きく、効率的な審議が難しいこと。また、議案一体の原則により、一つの議案を複数の委員会に分割して付託することができないことによる苦肉の策であるが、予算審査を正式に議会活動に反映させるためには、予算議案を正式に付託するための受け皿が必要であると感じているところである。

また、予算審査から決算審査までを一貫して審議し、PDCAサイクル、計画、実施、評価、改善を確立するためには、予算と決算を同一の委員会で審査することが望ましいとの認識から、本委員会として、予算決算常任委員会の設置を提言するものである。

### 2、予算審査資料の充実。

予算案件は、行政事務の中でも、特に専門性が高く、行政事務関係者以外は、十分な理解が難しいものである。

現在、議案の別冊資料として、予算の事項別明細書が提出されているが、これだけで事業の目的、概要を理解することは不可能であり、質疑や委員会審査では、ともすれば事業の積算根拠や概要を問うことにとどまり、限られた会期中では、予算の必要性、有効性に踏み込んだ議論が難しい状況にある。

議会の役割を十分に果たすためには、議案の補足説明資料の充実は不可欠であり、本委員会としては、より詳細な説明、補足説明資料の提出を求めることを提言するものである。

### 4、開かれた議会づくりについて。

現在、議会情報は定期的に発行される議会だよりや、ホームページで発信しているほか、ケーブルテレビによる本議会の生中継や、インターネットを通じた過去の画像配信などにより、市民が議会活動に接するための環境は、一定、

整えられているが、今求められているのは、一方的な情報の提供ではなく、双方向で市民と対話する機会ではないかと考える。

また、市民との意見交換会を通じて、議会制度の仕組みや、議会と首長の権限の違い、さらには費用弁償などの議会経費の内容や、使途が正しく理解されていない面があることを痛感したところであり、本委員会として、下記の取り組みを提言することを、全会一致をもって決定した。

#### 1、住民との意見交換会の検討。

もとより、議員は民意の代弁者であり、議員個人は、日常的な市民との対話を通じて、市政の課題を把握する努力を行っていることは言うまでもないが、議会が組織として、住民に接することは、本市議会では、これまで行われていなかった。

本委員会としては、議会改革に向けた調査研究のため、地区長連合会役員や、各界の代表者と意見交換会を行い、議会活動について、実りのある議論を行うことができた。

このような経験を通じて、議員一同、市民との対話を行う必要性を痛感したところであるが、一方、いかなる内容、形式で行うことが、最も効果的であるかについては、なお調査の必要性があると考えている。

よって、本市議会においても、実効性のある意見交換会を行うための検討を、早期に行うよう提言するものである。

#### 2、政務調査費収支報告書への領収書添付の義務づけ。

政務調査費に関しては、その使途などについて、以前からマスコミ等により、批判的な目を向けられてきた経過があるが、本市議会の政務調査費については、規則上、規定はないものの、各党派とも自主的に領収書の受領に努めてきた。

そのため、今後は、その使途を明確にするた

め、関係規則を改正し、政務調査費収支報告書への領収書添付を義務づけることを提言するものである。

#### 5、その他について。

本委員会に付議された事件ではないが、関連の議論の中で提起された問題について、以下の点を報告する。

##### 1、議会基本条例の制定について。

議会基本条例の目的は、議会本来の役割を明確にするために、議会の基本ルールを定めたものである。

本委員会の調査はこれで終了するが、議会改革を短期的なものに終わらせることなく、長期的な視点で議会活動を活性化させ、住民からの理解を得るために、議会基本条例を策定することが不可欠である。

よって、本市議会においても、議会基本条例制定に向けての取り組みを提言するものである。

本委員会は、設置以来、鋭意、積極的に調査研究を進めてまいりました。今回の検討結果を踏まえ、早期に具体的な取り組みが行われるとともに、引き続き、議会改革へ向けた不断の取り組みが行われることを切望するものであります。

議員各位の御理解をお願い申し上げ、本委員会の最終報告といたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第5「議案第1号から議案第17号まで」の17議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。

本日は、平成22年第4回の宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、平成21年度の一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただきました。まことにありがとうございます。

審査報告書の御指摘はもとよりではございますが、審査の過程におきまして御指摘をいただきました点につきましては、今後、さらに検討を重ねて、これからの市政運営に反映させてまいりたいと、このように思います。

それでは、議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、平成22年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億6,330万1,000円を増額しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものは、国庫からの支出金が、4,092万6,000円、県からの支出金が、3,862万2,000円、市債が、6,971万5,000円でございます。

一方、歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の増減調整のほか、増額する主なも

のを申し上げます。

総務費で、津波浸水地域のうち、福良地区へ防災行政無線施設を新たに整備するため、電波調査委託料として39万5,000円、及び防災行政無線屋外子局設置工事費として414万1,000円を計上しております。

次に、財政調整基金積立金としまして、6,769万8,000円を計上しています。

続きまして、電算化ができております戸籍事務について、新たに戸籍システムを構築するため、戸籍電算化業務委託料として、577万5,000円を計上しています。

なお、本業務は、構築期間が本年度から平成24年度までの3カ年にまたがるため、債務負担行為として予算書の5ページに計上しております。平成23年度中に一部稼働、平成24年度中には全面稼働する予定でございます。

次に、民生費で、ヘルパー派遣等の障害福祉サービスの延べ利用者数が増加したため、障害介護給付費等扶助として、372万4,000円を計上しています。

次に、平成18年の障害者自立支援法の改正に伴い、障害者の自立・地域生活支援が促進される中、障害者支援施設等の事業所の安定的な運営を確保する助成金の増額が見込まれること、及び送迎サービスの延べ利用者数の増加が見込まれることによりまして、「障害者自立支援対策事業扶助」として、445万1,000円を計上しています。

続きまして、私立の宿毛保育園及び大島保育園への入園児童数が、当初見込みよりも多かったため、宿毛保育園に2,758万1,000円、及び大島保育園に749万円の運営委託料をそれぞれ計上しています。

これに伴い、国・県から両園への児童運営費負担金が増額となりまして、両園から本市への運営補助申請額が低く抑えられたため、運営補

助金については、宿毛保育園で1,168万6,000円、及び大島保育園で6万2,000円をそれぞれ減額しています。

また、本市から市外の保育園への入園児童数が、当初見込みよりも多かったため、市外保育所入所児童運営委託料として、379万1,000円を計上しています。

さらに、生活保護世帯数の増加により、生活扶助として202万1,000円、医療扶助として2,242万1,000円、及び介護扶助として18万8,000円を計上しています。

次に、衛生費では、女子中高生を対象に、子宮頸がんの発症を未然に防ぐための予防ワクチンの接種、並びに0歳から4歳までの乳幼児を対象に、髄膜炎等の感染症を防ぐためのヒブワクチン、及び肺炎球菌ワクチンの接種を、それぞれ実施することに伴い、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業委託料として、1,557万5,000円を計上しています。

労働費では、雇用情勢の急激な悪化に伴い、失業者等の雇用機会の創出を図るために創設された高知県緊急雇用創出臨時特例基金を活用しまして、本市の伝統行事の映像を編集してDVDを作成する伝統行事映像資料制作事業を民間業者へ委託するため、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料として、176万5,000円を計上しています。

同じく、同趣旨で創設されたふるさと雇用再生特別基金を活用しまして、森林台帳の電子化等を行う森林集約化推進事業を宿毛市森林組合へ委託するため、ふるさと雇用再生特別基金事業委託料として、229万2,000円を計上しています。

土木費では、現在、整備しています市道大島中央線道路ののり面が、地すべりにより亀裂が生じたため、施工業者に対し、不可抗力による損害として補償することに伴いまして、15節

工事請負費の市道大島中央線道路改良工事費から、22節補償補填及び賠償金の市道大島中央線損害賠償へ350万円の予算組みかえをしています。

次に、老朽化した市営住宅及び改良住宅において、屋根葺きかえ及び給水管漏水等の修繕を行うため、市営住宅修繕料として、286万3,000円を計上しています。

続きまして、片島中学校北側にあります大深浦耕地海岸の排水を調節するスルースゲート及び開閉装置が、老朽化により腐食しまして、作動不良を起こしているため、高知県が改修工事を行うことに対しまして、県営耕地海岸事業負担金として、250万円を計上しています。

また、歳出を減額する主なものでございますが、民生費で、宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園におきまして、人事院勧告等に伴う人件費の調整のほか、小筑紫支所を千寿園内へ移転するに当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産処分の制限を受けるということを見込みまして、予算計上していましたが用途転用に伴う国庫補助金返還額が、これが不要になりました。ということで、特別養護老人ホーム特別会計繰出金の457万6,000円を減額しています。

議案第2号は、平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で2,478万7,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の調整のほか、一般被保険者高額療養費の増額等によるものでございます。

議案第3号は、平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算でございます。

総額で76万7,000円を減額しようとするものでございます。

内容につきましては、先ほどの特別会計予算

と同じく、人事院勧告等に伴う人件費の調整のほか、診療所のパソコン購入等によるものでございます。

議案第4号は、平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。

総額で90万3,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の調整のほか、消費税の確定等によるものでございます。

議案第5号は、平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算です。

総額で457万6,000円を減額しようとするものです。

内容につきましては、先ほど議案第1号の特別養護老人ホーム特別会計繰出金の項目でも少し触れましたように、人件費の調整によるほか、国庫補助金返還額が不要になったことによるものでございます。

議案第6号は、平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算です。

総額で138万2,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、人勧等に伴う人件費の調整のほか、学校給食センターの老朽化した機械等の修繕及びボイラーの取りかえ工事を実施することによるものでございます。

議案第7号は、平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

総額で30万8,000円を減額しようとするものでございます。

内容につきましては、人勧等に伴う人件費の調整のほか、汚泥処理費分担金及び消費税の確定等によるものです。

議案第8号は、平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で2,567万4,000円を増額しよ

うとするものでございます。

内容につきましては、人勧等に伴う人件費の調整のほか、平成21年度分の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算によるものでございます。

議案第9号は、平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算でございます。

総額で7万3,000円を増額しようとするものでございまして、内容につきましては、人勧等に伴う人件費の調整によるものでございます。

議案第10号は、高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の制定でございます。

内容につきましては、高知西南中核工業団地へ進出する企業に対して、これまで、農村地域工業等導入促進法及び農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例に基づきまして、固定資産税の課税免除を行ってきましましたが、平成21年12月31日をもって適用期間が終了しています。今後も、さらなる工業振興及び雇用創出を図るため、課税免除の優遇措置を規定する本条例を制定することで、本団地への新たな企業進出・工場増設を促進しようとするものでございます。

議案第11号は、宿毛市公園条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成21年度に整備した成陽島公園のシャワー施設における温水シャワーの利用料を、平成23年1月1日から、1回100円とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第12号は、宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

内容につきましては、宿毛市生活改善センターの耐用年数及び処分制限期間が経過したこと

によりまして、これまで3施設のうち、寺山・橋上の2施設について、地元へ無償譲渡してきましたが、このたび、残る竹部生活改善センターについても、平成23年1月4日から、竹部地区自治会へ無償譲渡することとなりましたので、本条例を同日付で廃止しようとするものでございます。

議案第13号は、幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約でございます。

内容につきましては、国が定めました広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が、平成21年3月31日をもって廃止されたことによりまして、今後の広域連携は、関係市町村の自主的な協議による取り組みが求められていること、並びに幡多広域市町村圏計画の計画期間が平成23年3月31日をもって満了することに伴うものでございます。

詳細を申し上げますと、本規約に規定されている組合の共同処理する事務のうち、「幡多ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関すること」という計画を重視した趣旨の事務を、「組合市町村の合意に基づく事業の実施に関すること」という構成市町村の自主性を重視した趣旨の事務に変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本規約の一部を改正することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号及び議案第15号の2議案は、指定管理者の指定についてでございます。

議案第14号の宿毛市国民宿舎椰子について、株式会社くりはらを指定管理者として、平成18年4月1日に初めて指定をし、平成23年3月31日までの期間、管理・運営をしていただいています。

このたび、指定期間が終了するため、再指定

に当たりまして、公募を行いましたところ、現指定管理者の株式会社くりはら1社から申請がありまして、プレゼンテーション及び面接等を実施しまして、厳正な審査を行った結果、これまでの実績を含めて十分な管理・運営能力があるものと認め、引き続き、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間、本法人を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第15号の宿毛市観光センターにつきましては、社団法人宿毛市観光協会を指定管理者として、平成19年1月1日に初めて指定をしまして、平成23年3月31日までの期間、管理・運営をしていただいています。

このたび、指定が終了するため、再指定に当たり、施設の性質及び現指定管理者である社団法人宿毛市観光協会のこれまでの実績等を勘案した結果、公募によらず直接指定することとし、引き続き、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間、本法人を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号及び議案第17号の2議案は、公有水面の埋め立てについてでございます。

議案第16号は、宿毛湾港港湾区域内の宿毛市新港706番4地先の75.75平方メートルを港湾関連用地として、また、議案第17号は、沖の島漁港区域内の宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の252.11平方メートルを漁港施設用地として、それぞれ公有水面を埋め立てることについて、高知県知事から意見を求められておりますので、異議のない旨を返答することについて、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日及び12月10日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、12月9日及び12月10日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月9日から12月12日までの4日間休会し、12月13日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時28分 散会



陳 情 文 書 表

平成 2 2 年第 4 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 3 6 号	平成 22. 11. 12	保育制度改革に関する意見書の 提出について	保育の公的保障を求め る大運動実行委員会 代表者 田中きよむ	産 業 厚 生
第 3 7 号	22. 11. 29	T P P 交渉に反対する意見書の 提出について	高知はた農業協同組合 代表理事理事長 佐竹 勝	産 業 厚 生

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 2 2 年 1 2 月 8 日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

平成22年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成22年12月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

私が今回、質問する内容は、集落支援員制度の導入と、離島振興法についてであります。集落支援員制度の導入につきましては、去る6月議会における鶴来島地区の離島振興対策についての質問の中で、人口の減少や高齢化が深刻な過疎に悩む鶴来島地区の現状を考えた場合に、その対策の一つとして、現在、全国各地の自治体で取り入れられております集落支援員制度を導入してはどうかと、市長に提起をした経緯がありますが、再度、この問題について質問をさせていただきます。

市長は、答弁の中で、「地元とも一応調整する中で、これは積極的に検討していきたいというふうに考えております。」との力強い答弁をいただきました。

この集落支援員は、新潟県上越市の若者を中心とするNPO法人かみえちご山里ファン倶楽部の取り組みがそのモデルケースといわれています。

深刻な過疎化と少子高齢化に悩まされ、地域社会そのものが崩壊する危険性があった上越市の西部中山間地域に、8年前から自然景観、文化及び地域農林水産業を守る、深める、創造することで、豊かな地域文化をはぐくみ、地域資源を生かしたさまざまな活動を、8名の若者スタッフが行ってきました。

彼らは、通信販売などで資金を調達していましたが、活動を継続させるには、資金の調達が最大の課題でありました。そこで、国や自治体が最低限度の活動費を支援することで、人による過疎地域の活性化を行おうとするのが集落支援員制度の発想であります。

地区に都会の若い力が加わり、伝統と農産業を再開し、途絶えた地区の行事も復活したとのことであります。

私たち市民クラブは、今日の宿毛市の状況を考えた場合に、早急に取り入れられる制度ではないかとの観点から、先進的な取り組みを行っております島根県隠岐の島町に政務調査を活用し、勉強に行ってまいりました。

市町村が任命した集落支援員は、市町村職員と協力し、集落点検チェックシートを活用する中で、住民とともに集落点検や集落を巡回して、集落の状況把握に努める等の活動、そしてそれを受けての集落のあり方について、住民同士、住民と市町村との間で集落の現状、課題はどこにあるのか。そして、集落のあるべき姿等についての話し合いを促進していく任務を持つものであります。

それらの活動の中から、市町村は集落点検や話し合いの結果を踏まえ、住民と市町村の協働による地域の実情に応じたその集落で必要と認められる施策を実施していくことで、集落の維持、活性化対策を推進しようとするものであります。

例えば、伝統文化継承の取り組みに対する支援、または地域公共交通を確保する課題への取り組み、高齢者の見守りサービスの実施、住民の命と健康を守る活動への支援策等々、その地域に合った集落対策を推進していくものであります。

そのように集落支援員は、市町村と集落の人々のパイプ役であります。そして、総務省は、

集落支援員制度を導入する自治体には、その事業に要する経費については、特別交付税で措置することになっております。

ちなみに、専任の集落支援員1人当たり年間350万円、地区長などの兼務の場合は40万円であります。

平成20年度から取り組まれておりまして、21年度の取組状況は、都道府県分は9府県、市町村分で36府県113市町村で実施されております。専任の集落支援員の設置数は449名であり、20年度に比べて約2.25倍、自治会長などの兼務の集落支援員は3,500人となっております、約1.75倍も増加をいたしております。

今後、宿毛市は人口減少と少子高齢化の進行に伴いまして、集落機能の低下が著しい山間部や離島を抱えておりますので、集落の維持及び活性化等の支援対策についての取り組みは喫緊の課題であろうかと存じますので、本市においても、集落支援員制度を積極的に導入すべきでないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、離島振興計画についてであります、去る11月4日、離島を抱える高知県など、全国26都道府県議会の議長で構成をする離島振興対策都道府県議会議長会は、離島振興法が2013年3月で期限切れになることから、新法を制定し、支援を続けるよう求める決議をまとめ、国土交通省に提出をいたしました。

決議は、離島と本土の格差はますます拡大をしており、国の支援なくして離島の経済産業浮揚を目指すことは極めて困難である。そして、漂着ごみ対策や離島航路の維持といった離島振興にかかわる来年度の予算を、政府が確保することを求めたとの新聞報道がありました。

市長も、全国の離島を抱える首長の集まりであります全国離島振興協議会の役員をされてお

るとのことです。離島振興法の必要性については、十分に感じておるものと思えます。

そこでお伺いいたします。

市長として、離島振興法の延長に向けて、どのような取り組みをされてきたのかお伺いをいたします。

あわせて、離島振興法を取り巻く現在の状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、集落支援員制度の導入でございます。

松浦議員から、他の事例とか、今、いただきました。私も沖の島、鶴来島につきまして、高知県で唯一の有人離島が当市だけでございます。そういった意味で、もう一つ、県での取り組みというものが、少し中央に対する呼びかけというのが、少しどころか、非常に弱いというふうに思っております。

私自身も、この離島について、沖の島が以前は3,000人もおられた、今は300人しかいない。鶴来島に至っては、もう30人を切ったと、実際の住居を持っている方はですね。

そういう意味で、やはり島の振興、島におられる方は、やっぱり島で暮らして、島でいろんなものを享受したいというふうなことを思っておられる、いうふうな思いがあるというふうに思っていて、就任以来、すぐに島のほうの水道事業を、まずこれをやってあげなきゃいけない、そういうことで、今年度、大体のかたがつかまりました。

それから、民間のほうでは、沖の島のアドベンチャーランであるとか、そしてまた、私のほ

うでは、宿毛全体でございますけど、島の紹介ということで、パンフレットでなくて、DVDでSWANテレビに依頼をしまして、つくり上げていきました。

この宿毛市全体のものより、どうも沖の島のほうのDVDのほうが、非常に県のほうの観光協会等に持って行きましたら、非常に好評でございます。そういうふうな状況もございます。

また、島への医師の派遣、へき地診療もございますし、非常に今、へき地、高知県のへき地診療につきましても、お医者さんの数が少ないというふうなことで、大変な状況になっている。

それには、お医者さんも居ついでいただかなきゃいけないんで、お医者さんの住居環境も整えていかなきゃいけない、そういうふうなことも思っているわけでございます。

鵜来島にしても、沖の島にしても、やはり県のほうで、もう少し力を入れていただきたいというのが、私の今の思いでございます。

具体的に今、集落支援員制度に関する問いがございました。現在、集落支援員制度、県内のほうも調べてみましたら、越知町、中土佐町に各1名の集落支援員が配置されておるわけでございます。見守り活動とか、集落点検の実施とか、話し合いの促進、市町村と地域のパイプ役と、地域の活性化対策の支援を行っているとお聞きしております。

あと、業務上では、地区長さんの業務と似通っている面がございます。そんなことから、県下では各地区長さんが集落支援員としての業務をになっただけという判断をしている市町村もあるというふう聞いております。

本市におきましても、幸いにも本市は各区長、地区長さんが行政と地域のパイプ役、集落活動の取りまとめ役を非常に担っていただいております。そういった面からも、十分にその集落支援員としての機能も果たしていただいている

というふうなことを、私としては認識しております。非常に感謝を申し上げているところでございます。

しかしながら、やはり高齢化とか、非常に著しい人口の減少、特に交通不便地帯でございますから、奥のほうに至っては、非常に人口が少なくなっているというふうなこともございます。

地域の実情に合った取り組みも必要であると。島ばかりでなく、山のほうも非常に人口が少なく、1軒、2軒のところもございますし、そういった非常に少ないところがございます。

これは、地域の区長さんと、前回、私も積極的に、導入についての検討をしたいということをおっしゃっております。

これ、地域区長さん方と、やっぱり十分、もう一度話し合いもしてみなきゃいけないというふうなことで、地域からの要望等に応じて、何と言いますか、本市のモデル的なケースとして、導入も図っていく、検討していきたいというふうなことを思っております。

特別交付税の措置があるということでございますけど、私、特別交付税という、交付税、地方交付税とかいろいろあるんですけど、なかなかその項目ごとにくれておりませんので、非常に信用ならない部分があります。

その分だけふやしてくれているというふうなものが、顕著に見えてこないというのが、交付税措置でございますので、そこら辺に、確実にこういうものがいただけるということでありましたら、私どもの財政的にも非常に助かるということでございますから、これはもう、ぜひやっていかなきゃいけないというふうなことになるかと思っております。

次に、離島振興計画でございます。離島振興対策都道府県議長会、これは高知県の議長さんが出ておられたかどうかは、私はちょっと承知をしておりませんが、やはり離島を擁する各県

の方々が、非常にこういったものに力を入れていただきたいと。たかだか、私どもの沖の島、鵜来島だけ、2島だけですけど、やはりこれは県民でございますから、高知県のほうも、非常に、先ほどから申してありますように、離島についての力をもっと入れていただきたい。

例えば、航路であります巡航船でありますけど、やはりこれは道路と一緒にございますよね。だから、道路を我々が通行するときに、有料高速道路以外は、我々は無料で車を走らせたり、歩いているわけです。

島の人たちは、これ有料なんですよね。少しは割引あるかもしれませんけど、やはりこういった問題については、根本的な問題として、やはり島の人たちに有利な形で、非常に格安にするとか、そういったものもぜひやっていただかなきゃいけない。

離島は外海に面しておりますから、どうしても漂着ごみがたくさんあるとか、そういったものはやっぱり片づけてもらわなきゃ。やっぱり国土でございますから、国のほうで、ぜひしっかりした対策もとってもらいたい。もちろん実行は我々がやらなきゃいけないとは思っておりますけど、そういうふうなことを思いながら、離島対策には力を入れていくべきだというふうに、私は思っております。

それから、先ほど、松浦さんもおっしゃいましたように、本市は全国で、今、138市町村が加盟しておりますが、離島振興協議会に加盟しております。

私はもう、これの役員と申しましても、幹事という形で参画をさせていただいておりますが、離島の方々が集まるときには、同じような課題が、全国どこでもあります。特に国境を接しているところ、島根県であるとか、沖縄であるとか、そういったところの方々にとっては、非常に国境を守っているんだというふうな気概が、

非常にございます。

幸いにも、我々のほうには国境のことは問題は生じておりませんが、やはり離島に暮らす人たちの心情を思ったりするときには、きちんとこの離島振興法の延長というものをやっていただかなきゃいけない。そして、離島に対するかさ上げ措置というものをきちんとしていただかなきゃいけない。そういうことは、これは離島振興協議会に加盟している人たち全員の共通の願いでございます。

そういった思いで、佐渡市の市長が会長でございますけれども、毎回毎回政府との折衝もしていただいております。もちろん本四架橋をされた離島の指定解除というものもございしますが、せんだっての情報でございますけど、これは国土審議会の離島振興対策分科会というのがありまして、これに会長以下事務局も出席しております。

市町村長では佐渡の市長、それから八丈島の町長、それから岡山の笠岡市長さんがメンバーで出ております。

そういった形で、学識経験者としては、離島センターの専務理事も出ております。こういった中で、離島の、次の離島振興法の基本姿勢として、国家責務による平等条約、条件の整備等についての要望を申し上げていると。

やはり、この離島振興協議会として、一致した要望を常に出してございまして、今は野党でございますけど、野党になっている公明党さんであるとか、自民党のほうにも離島振興の部会がございまして。そういったところにも、折に触れてこの事務局、あるいは会長職のほうから、毎回、お願いをしに行っております。いろいろな問題がたくさんございます。そういった問題がある中で、離島振興法の延長というものを、いわゆる23年度に、もう既にかからなきゃいけないというふうなことで実施をしております。

非常に我々の沖の島、鶴来島についても、まだまだ課題解決しなきゃいけない解決課題がたくさんあるということは承知しておりますし、人が住んでいただきたい。そして、高知県唯一の有人離島に観光客として来てもいただきたいというふうな思いでいっぱいでございます。

そんなことで、私ども、引き続き離島振興協議会を通じまして、この要望活動を実施していきたいというふうに思っております。

そのメンバーとして、参画をしておりますということを申し上げておきます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。市長、風邪ひいてるみたいですね。余り、また質問は避けたいと思います。

離島振興法の関係を先にやらせてもらいますけれども。

今、全国的な取り組み、そしてまた状況等について、お示しをいただきました。大変御苦労をかけると思いますけれども、そうした全国の声を受けて、市長の立場で発信をしていただきたいというふうに、強く思うところでございます。

それで、集落支援員制度についても、その必要性とか、そこらあたりについては、十分把握をし、また本市における独特といたしますか、区長会の皆さん方の不断の努力を、こういう集落支援員制度の趣旨と同等の取り組みをされておるといってお話を聞きました。

そこで、それについては、私も理解を示すところですが、1点だけお伺いをさせていただきます。

これ、四万十市の市長、田中さんがよく言われる言葉の中に、「里が栄えて街が栄える」といってお話を聞きました。そういった中で、田中市長も、山間地をもってあります西土佐地域を中心にしながら、その振興策にも取り組んでお

るといってお話を聞きました。

そしてまた、昨今では、中心市街地の活性化ということで、10何億ですか、補助金があるとはいえ、投入をする計画も、今、本市では鋭意進めておるといってお話も聞きます。

それと反対に、10年後、そこあたり見ますと、山間地域、中山間地域に対する取り組みが、私としては非常に少ないのではないかと、弱いのではないかという思いがいたします。

そういった面で、中心市街地活性化も必要でありましょうし、先ほど言いました「里が栄えて街が栄える」という思いから、中山間地域に対する取り組み、計画、そこらあたりを、計画を策定する考えはないのか、市長の所見をお伺いします。

その1件です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問には、お答えできるかどうか、ちょっとわかりませんが。通告にないものですから、今、急に中山間地域に対する計画策定ということでございます。

取り組みに対する計画というものは、やっぱりいるとは思いますが。特に町中の活性化だけをやっているわけではございませんで、私ども、市内全域、やはり全体のことをやっていかなきゃいけないのが行政でございますから、特にこれだけ、何をただ、優先をしていくかというふうなことは、必要かと思えます。

ただ、中山間地域に対する取り組み、いわゆる、今、政府のほうがとても細かい、何か小さなことばかり、事業として挙げてきて、それを現在、行政のほうとして消化するのに時間がかかっているというふうなことでございます。

特に、政府に振り回されているといった言葉は悪いんですけども、そういった部分がご



ざいますので、やはりこの地域にはこういった取り組み、この地域にはこういった取り組み、これはまた地元の方々、さっきの集落支援の話じゃないんですけど、地元の方々の意向と、やはり行政と市民が協働して、そういったものを次につなげていこうやという話は必要だと思いますし、今ある中山間地域の支援のいろんな事業についても、それは地域の方々と話し合いながら、させていただいております。

ただ、長期の展望というものは、やっぱり必要なとは思いますが。

ただ、今、行政では非常に、政府の政策の中、または県からの事業実施というものを言われておまして、そのものを消化している状況であるというのは、認識しております。

だから、これをやっぱり長期計画的なものをつくってやるのは、必要なというふうな認識は持っております。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 済みません。そこらあたり、十分な打ち合わせいますか、ができてなかった部分はあったかと思えます。お許しをいただきたいと思えます。

今、市長、最初の答弁、そしてまた再質問いますか、その中でも一定、前向きと言いますか、そういった思いの中で行政を進めていくというお話をいただきました。

ぜひ、23年度の予算編成も大変お忙しい時期かと思えますけれども、そういった思いを一つでも二つでも、その予算の中に反映をしていく。それがまた市長の思いであろうかと思えますので、その点を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。6番、一般質問を行います。

初めに、宿毛市バイオスタウン構想の堆肥

化工場について、お聞きをいたします。

先月の11月29日に、黒川地区集会所において、堆肥化工場建設候補地についての地元説明会が行われたとお聞きをいたしました。

その中で、工場の設置主体は宿毛市、運営主体は企業、もしくは団体等に委託。そして、材料取扱量は年間1,500トンであり、その原料の内容は養殖死魚、魚介類加工残渣、農産物加工残渣、生ごみ等といった説明がなされたとお聞きしております。

私も、平成18年より数回にわたり、このバイオスタウン構想について一般質問をしてきた経過があります。そこで市長にお聞きをいたします。

工場は宿毛市が建てるということのようですが、建設費は幾らで、その財源内訳はどうなるのか。材料は、主に先に述べました4種類が予定されておりますが、それぞれの予定量はどのようになっているのか。また、運営主体は委託をする考えのようですが、堆肥化に使用する菌によりまして、パテント料も発生すると思えます。委託費用とあわせて、年間のランニングコストをどのように試算しているのかにつきまして、まずお聞きをしたいと思います。

続きまして、宿毛小学校校舎建築について、お聞きいたします。

市長は、先月29日の臨時議会の議員協議会の場において、学校再編計画で来年度の平成23年に設計をし、そして24年、25年度に校舎建築予定の宿毛小学校を中心市街地活性化事業のまちづくりの中で、建築家のノーベル賞ともいわれているプリツカー賞を受賞された建築家に設計をしていただきたい。世界一の方に、日本一の小学校を建てていただきたいと思っていると報告をされました。

そこで何点かにわたりまして、まず市長にお聞きをいたします。

市長が設計をお願いしようとしている建築家の方は、どのような建築物をこれまで手がけてこられた方でしょうか。そして、この方に依頼した場合の設計料及び建設費の予定といたしますか、予想額は幾らになるのか、お聞きをいたします。

また、日本一の小学校とは、何が日本一なのか。宿毛小学校をどのような学校にしたいのか。学校に何を求めているのか、あわせてお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

最初は、バイオマスタウン構想の堆肥化工場でございますが、これは中平議員からも、以前にバイオマスの実施をされているところ、多分に見てこられたという質問もいただきまして、これ、やはり資源の再有効利用ということで、こういうものにやっぱり取りかかっているかきやいけない。

中村のほうにありますクリーンセンターで、億という金が費やされておるわけでございますから、そういったごみも堆肥化して、有効利用してリサイクルしていくということが非常に大切だというふうなことから、ずっと勉強もして、現地も視察もさせていただいたり、そうしてまいりました。

議員の皆様にも、現地というか、これ実際にYM菌でございますが、YM菌のほうの視察もしていただいたということも聞いております。

この宿毛市が建てるということで、最初、建設費は幾らでと。財源内訳ということでございます。建設費は概算で、このあいだ黒川で説明してきましたのは、3億円というふうに試算をしております。もうこの財源でございますが、バイオマスタウン構想の実現化を支援する目的

で制度化されております国の交付金、これを2分の1。それから、高知県の産業振興総合補助金を6分の1、全体で3分の2の財政支援制度を活用していきたいというふうに考えております。

次に、原料として予定する有機廃棄物の種類と、それぞれの予定量でございますが、養殖死魚とか、魚介類の加工残渣を640トン、芋焼酎やナオシチの搾りかすなどの農産物加工残渣を460トン。主にスーパーの事業系の生ごみを300トン、家庭系生ごみを100トン、合計で1,500トンと、当初しております。

これらの量でございますが、それぞれの事業所への聞き取り調査をもとにしまして、その後の事業拡大や産業振興を見込みながら、市内から発生する有機廃棄物の受け入れが可能となる規模の工場を計画する上で、想定した量としております。

次に、委託費用でございますが、年間のランニングコストと原料となる有機廃棄物の処分料金収入が、算定の基礎になってこようかと思っております。

現在の試算では、人件費を2人役、それから光熱水費や機器の管理等を含めまして、工場の維持管理費として年間3,000万円余りが必要となります。

また、処分料金は、今のところ、現在、幡多クリーンセンターの事業系一般廃棄物の料金であります、10キロ130円をベースで考えたというふうなことを思っているわけでございます。

次に、宿毛小学校の校舎建築計画でございますが、これ、せんだっての議員協議会で申し上げたことの御質問でございます。建築家の方のことでございますが、個人名を出ささせていただきます。新聞等に出られる方ですから、御了解がいただけると思っております。

まず、妹島和世氏でございます。以前に妹島和世建築設計事務所を設立しまして、数多く、建築作品を発表する傍ら、慶應義塾大学教授として、務めておられます。

また、西沢立衛氏でございますが、西沢さんも建築設計事務所を設立しまして、数多くの建築作品を発表する傍ら、横浜国立大学大学院の教授を務めておられます。

妹島和世さんの作品の一つとしては、熊野古道なかへち美術館、西沢立衛氏の作品の一つとしては、十和田市現代美術館がございます。

お二人は1995年にSANAAという共同組織を立ち上げまして、金沢にあります21世紀美術館、海の駅なおしま、スイスのローザンヌ連邦工科大学ラーニングセンター、フランスのルーブル美術館ランス別館などを設計をしまして、世界的に活躍をされております。

建築界のノーベル賞といわれておりますプリツカー賞を、本年受賞されております。

依頼した場合の設計料及び建設費の予定額は幾らかとの御質問ですが、現在、当初予算として23回の第1回定例会に提案するために、担当課において、規模とか内容等を検討しているところでございますので、金額について、まだお答えできる状況にはございませんので、御容赦願いたいと思います。

ただ、有名だから高いということではないと思います。我々、公共の建物をつくる場合には、全体事業費の設計額は何ぼというふうなことで限度がございますので、それにのっとった形での御提示しかできないというふうに、私は思っております。

あと、私が日本一の小学校というふうに言ったことでございますが、これにつきましては、日本一の小学校になるかどうかは、他が評価することでございまして、キャッチフレーズというふうなことで聞いていただければ、軽く聞いて

いただければありがたいかなと。でき上がったものが日本一だぞというふうなことであったら、なおいいなというふうなことで、一つの、日本一の小学校あるぞというふうなことをキャッチフレーズに、言えるようなものにしていきたいという思いでございますので、そのところは、軽く聞いていただければありがたいというふうに思います。

建築界におけます、世界的にも最高峰のプリツカー賞を受賞した建築家さんでございます。このようにすぐれたデザイナーの方に設計を依頼できるという機会を得ること自体が、大変なことでございますので、非常に、もしお引き受けしていただけるのであれば、ありがたいかなというふうに思っております。

また、既にヨーロッパのほうで手がけられた教育施設の設計は、世界的に高い評価を得ておられます。私どもも、どのような学校にしたいか、何を求めているとかいうふうな御質問もございました。

私、学校は当然のことながら、児童・生徒はもとよりでございますが、教職員の方々にとって、使いやすい施設、勉強しやすい施設にすることが、これがもう大前提というふうに思っております。

さらには、由緒あるこの地にふさわしい建築物にしたいと思うのは、皆さん、町の人たちもそういうふうな思いがあるんじゃないかなというふうに思います。

このたびの統合小学校建設に際しましては、開かれた学校づくり、それからコミュニティスクールモデル事業としての位置づけも行っております。あわせて文科省が中心となりまして、4省庁が連携して取り組むエコスクール事業も導入しまして、環境に優しく、維持コストも低減できる施設。それから、そういう施設として、児童・生徒に対する教育効果も備えた施設とい

うことにしたい。単に建設費を多くかけて、豪華なものをつくるということではなくて、市民が親しみ、憩い、触れ合う、子供たちが学ぶ、そして学校へ行きたくなる。中心市街地のラウンドマークの創出を目指したいと、そういうふうなことを思っております。

今言ったことは、なかなか欲張りなことでございますが、やはり安価などというよりも、環境に配慮したものもつくっていかなくちゃいけない。子供たちにとっても、それが教育にも、少しなるかなというふうな思いもございます。

最初に申し上げましたように、とにかく生徒のための、また教職員の皆様のための、使いやすい施設にするということが大前提でございますので、御了解願いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、堆肥化工場についてであります。る説明をいただきました。

私のほうの聞き落としかもしれませんが、委託先と委託料については、ランニングコストの3,000万の中で委託料、そして委託先はまだ、当然決まっていないのでということではないかとは思いますが。

この堆肥化工場、10キロを130円ベースですね。となると、1トン1万3,000円というのがベースで考えていくというふうな考え方だと思えます。

ただ、私自身が、このバイオスタウン構想の中で生ごみの堆肥化をすべきであると。この生ごみというのは、家庭から出るごみであります。そういうふうに訴えてきたつもりでございます。

それは、以前にも申しましたが、全国に向けて、自然の豊かさを、特に市長は発信しておられる。そういった宿毛市こそ、循環型社会の構

築を図るべきだと考えたからであります。

以前にも言いました、生ごみは宝物といった発想で、生ごみを溶融炉で燃やすのではなくて、堆肥として有機化し、その堆肥で安全・安心な農産物をつくる、そういった循環型社会の構築を、提言をしまりました。

これには、市民の皆さんの意識改革を含めまして、多大な協力が必要であることは、市長と私の共通した認識であったと思っています。

要するに、何が言いたいかといいますと、生ごみが堆肥化の中心にあるべきだと考えております。しかし、今計画を見たときに、家庭から出る生ごみは100トンとなっています。残念ながら、余りにも少ない数字だと思いますが、この量は一体、宿毛市の堆肥可能な家庭から出される生ごみの何%に当たるのか、試算されていけば、その数字をお示し願いたいと思います。

そして、この、今、100トンと予定されている生ごみを、どのように集める予定なのか、市民の皆様への指導といいますか、お願いを含めまして、現在のそういった状況を、どういうふうな取り組みをしているのかをお聞きをいたしておきたいと思えます。

それから、先ほど、トン当たり1万3,000円という、これをベースにというお話もいただきました。現在、堆肥工場を運営している数名の方にお話をお聞きしたところによりますと、トン当たり1万5,000円でもし受け入れをしたと試算をいたしまして、最低でも年間3,000トンの処理を行わなければ、工場としては赤字が出る、そのようにお伺いしております。

要するに、年間1,500トンの原料の予定で工場を動かすと、毎年、毎年、市から一般財源で赤字を補わないといけない状況になる可能性が高いと思えます。この点についても、市長の見解をお聞きしておきたいと思えます。

続きまして、宿毛小学校の校舎建築についてありますが、こちらのほうも再質問をさせていただきます。

市長のほうから、いろいろとお話をお聞きました。現在、設計のほうを頼みたいと思われている方々は、方と言いますか、そういったユニットでありましょか、そちらの方は、主に有名な美術館などを手がけてこられた方というふうな御説明だったと思います。

私も市長と同じように、学校は子供たちが安全で安心して学べる施設で、そしてその中で先生方が使い勝手のいい、そういった施設であるべきだと思います。

そして、学校は子供たちの学校施設でありまして、決して観光客の人たちのための、見物施設でもないと思っています。そのあたりが若干、懸念されるところではありますが、そんなことは当然、市長もわかっておられて、クリアされた上での設計だとは思いますが、市長の今、お話をされたような学校を建てることによって、どのような、子供たちに対する教育効果が得られるのかを、まず教育長のほうにお聞きをしておきたいと思っています。

1回目の再質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

これ、バイオマスタウン構想では、作成マニュアルで示された試算方法によりまして、一般廃棄物等の発生量から、家庭から排出される生ごみの量を試算しております。

その量は、市内全体で年間が、ただいま1,516トンとなっています。当時と比較して、一般廃棄物の量も減ってはきておりますが、今回、堆肥化工場で予定してますのは、100トンでございますので、全体の6.6%にしか当たらないということでございます。

私自身も、先ほど、中平議員がおっしゃったような形で、生ごみ、これ全部、本当は堆肥化したいという気持ちでいっぱいでございますが、まだ、なかなか全体の中で、ここに100%もってこれる確定、確信がまだ持てておりません。

まだ、持っていく場所も、今、折衝中でございますので、そこら辺の解決しなきゃいけない課題もございます。

これ、本当に全体を持っていきたいという気持ちには変わらないということ、申させていただきます。市民の皆さんに御協力いただいて、100%持っていきたいなというふうなことは思っております。

ソフトランディングと申しますか、緩く100%に近いものにもっていききたいなというふうなことは思っているということ、表明させていただきます。

次に、収集方法でございます。家庭系の生ごみは、まず家庭で生ごみとか、いろんな異物が入っている、ビニールとか、そういったものがありますので、やっぱりこれは区別をしていただきたい。分別をしていただいて、地区内に集積場所を設置しまして、市または市が委託する団体で収集運搬ということを行う計画でございます。

その集積場所等が、どうしていくかということも、まだはっきりとしたことが、まだできていないのが実情でございますが、そのために、先進地におけますシステムは調査していかなきゃいけない。来年度には、モデル地区、または団体と共同しまして、分別収集、運搬までのシステムを構築しまして、地域を拡大していきながら、工場の操業にあわせて搬入できるように取り組みたいと、このように考えております。

また、市民への啓発指導でございますが、資源ごみの分別とか、生ごみの減量化について、日々の業務とか、市の広報誌、ケーブルテレビ

等を通しまして、市民への浸透を図っておりますが、バイオスタウン構想の実現化に向けて、さらに市民との共同体制が必要となっているということで、堆肥化工場の計画と並行しまして、取り組みを進めていかなきゃいけない。

また、工場建設地の皆様方にも、御説明をきちんとしていかなきゃいけないというふうなことも思っています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 皆さん、おはようございます。教育長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛小学校の校舎建築についての質問でありますけれども、まず、教育委員会といたしまして、学校建築における基本的な考えを述べたいと思います。

市長、それから中平議員のほうで、いろいろお話がありましたので、重複するところもあろうかと思っておりますけれども、私どもの考えております基本的な考えを、まず述べさせていただきますと、このように思います。

これまで学校施設の建築におきましては、今までもそうでありましたけれども、教育施設の整備につきましては、学校生活を送る児童生徒を中心に据えまして、児童生徒が安全で安心して学校生活をおくる。また、可能な限りにおいて、教職員、児童生徒が教育活動を行う上で、支障が出ることがないように、スムーズな運営ができるような施設を設置することを念頭に置きまして、担当課、市長部局に要請をしてまいりました。

来年度から建設に向かって取り組んでまいります宿毛小学校と、現在の宿毛小学校と松田小学校の統合校舎につきましても、耐震の施設でありますことはもちろんでありますけれども、統合時の児童数を考慮をいたしまして、必要な

普通教室であるとか、理科室、音楽室などの特別教室の確保、それぞれの教室の適切なスペースの確保、それから教職員が利用しやすい職員室であるとか、児童生徒や教職員が作業する場所の確保、児童や教職員が校舎内をスムーズに移動することができる通路の確保であるとか、それから、学校施設として、基本的な機能を備えていることを基本といたしまして、より使いやすい、使い勝手のいいものをするために、現場の教職員からも意見を聞きながら、可能な限り、施設の設計に生かしていきたい、こんなに考えております。

これらの基本的な考えに基づきまして、建設課に話し合いを進めてまいりますけれども、先ほど、市長からの答弁もありましたように、教育委員会の基本的な考えを尊重をしていただきながら、まちづくりの観点から、市街地のシンボリックな施設として位置づけをすることは、市街地活性化という観点から、意義のあることであろうと考えております。

いずれにいたしましても、施設のデザイン等が優先されて、学校運営を行う上で必要な、基本的な施設建設の考えが通らないということにならないように、担当部局とも十分協議をしてみたい、こんなに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 先ほどの中平議員のバイオスタウン構想の関係で、ちょっと答弁漏れがございましたので、話をさせていただきます。

いわゆるトン当たり、堆肥化工場を運営する方での話でございますね。これは、現在、計画しております年間1、500トンの規模では、処分料金等の工場収入のみで運営することは、到底かなわないということは認識しております。

一般財源から、どうしても補っていかなきゃ

いけないだろうというふうなことを思います。

一方で、幡多クリーンセンターでの溶融ごみを減量化することで、そこのほうの負担金の削減効果が出てきますし、一次産業と連携しました加工産業への支援にもつながるものでございますので、これらの効果も精査しながら、循環型社会の構築をリードする施設として、進めていきたいなど、このように考えております。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、堆肥化工場についてであります。どのように家庭ごみを集めていくのかというのは、今からまだ先進地を調査をしてということで、まだはっきりしていないというふうに受けとめました。

それで、私、先ほども言ったのは、家庭ごみからの生ごみですよ。こちらのほうを中心にすべきだという考え方を述べさせていただきました。市長も同じような考え方ではあるが、現在の予定量は全体の6.6%、これを緩い形で100%に持っていくような想定をしているというふうに理解をいたしました。

先ほど、赤字が出るのではないかという私の指摘に対します答弁の中で、溶融ごみのほうが一番初めの答弁でもありました、億かかっているという形の中で、このごみの減量化が課題でありまして、この減量化をすることによって、溶融炉に対する、かかっている費用のほうが減額できるから、そういう試算をされていると思っております。

そこで、何が言いたいかと申しますと、これ、企業系のごみだけを集めたり、企業や団体ですよ。集めたり、その原料をもとに堆肥化工場を運営すること自体は、市民の税金を使って、赤字補てんをするだけであって、市民に対する利というものが、利益がどこに生まれるのかな

という、そういう思いがします。

だから、早い段階で家庭ごみを100%に持っていかなければいけない。それがこれからの宿毛市の課題になってくるのではないかなと、そういうふうに思っております。

そこで、以前も紹介をさせていただきましたが、私たちも行きました北海道の三笠市は、人口が約1万500人、ほとんど1万人ですね。こちらで年間1,100トンの堆肥可能な生ごみが排出されておりますが、これのすべてが堆肥化の原料となって、運営をされております。

それで、ここは委託を、外部に委託しているんですが、委託料は3,300万の予定だと、当時はお聞きをしております。

また、私たちの先輩たちが視察をされた山形県長井市のほうでは、こちらが2万9,000人の人口とお伺いをしておりますが、世帯数でいうと9,500世帯のうちの5,000世帯が参加をしまして、生ごみ年間1,200トンが原料として集められております。

そこで、人口約2万3,000人、そして世帯が約1万世帯の、この宿毛市であれば最低でも1,000トンぐらいはごみを集めることができないのであれば、循環型社会の構築というふうな形での、バイオマスタウン構想の中での位置づけにはなっていないのではないかなというふうに考えております。

以前、宿毛市は、平成21年3月に生ごみ処理機100基を試験的に一部の地域に配置し、肥料としてごみの減量化に取り組むために500万円を補正予算で計上し、そして本議会の中で、本議会といいますか、私たち議会の中で議会議決をいたしました。

しかしながら、この事業は実行をされておられません。こういった取り組みの積み重ねによって、市民のごみに対する意識が変わってくるのではないかなというふうに期待しておりました

ので、大変残念な結果となっております。

私自身も、早期のバイオマスタウン構想の実現、循環型社会の実現を願ってきたひとりではありますが、その工場を建設、ハード事業ですよ。そちらを進めていく前に、もっともっと市民の方々とヒアリングといいますか、話し合いをしなければいけない、そういう課題がたくさん残っているように思われてなりません。

現在の状況で、もし工場のほうを建設するというのであれば、時期尚早であるのではないかと考えますが、この工場をいつごろ建設される予定なのか、市長にその点についてお伺いをしておきたいと思います。

そして、学校のほうの校舎建築について、教育長のお考えといいますか、どちらかというと、執行部に対して、これだけのことはものを申してますよと、そういったお話をお聞かせしていただきました。

そこで、私、このあと市長にちょっと質問しますが、その後にもう一度お伺いしますので、そのときで構いませんが、私、聞きたかったのは、そういった宿毛市のシンボリックな建物を小学校として建築することによって、子供たち、そこに通う子供たちにとって、どういった意味で教育的な効果があるのかなという思いもありましたので、その点についても、普通の新築の校舎と、そういった宿毛市のシンボリックのような学校に通うのと、どういうふうな子供たちの教育的効果の面で違いがあるのかについてを、後でお聞きしたいと思いますので、答弁のほうをよろしく願いをいたします。

この件について、市長に再度、御質問をいたします。

例えば、市内に、今回でしたら小学校ですので、小学校が1校しかなければ、このような学校を建てても、本当にいいのかなとか、素晴らしいことなのかなという思いもいたします

が、現在、耐震補強すらできていない学校が、市内にはあります。当然、補強等、建てかえ等に向けて、計画は策定されているわけですが、こういった1校だけ突出したような、シンボリックな学校を建てることは、どうかなという思いもある中でお伺いしますが、今後の建築予定としてあがっている宿毛と橋上中の統合した後に建てようとする平成26年からの建築予定のものであるとか、平成29年の東中学校であるとか、平成30年からの山奈小、平田小の統合後の学校であるとか、こういったものも、それぞれ素晴らしい校舎、今回のような形で建てられることを計画されているのか、その点について市長にお聞きをいたしておきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えいたします。

堆肥化工場、いつごろ建てるかということでございます。先ほど申し上げましたように、ちょっとまだ建設地と予定地とのお話し合いが、まだ合意をされておられません。

そういった形で、こちらが建てていきたいと思っている場所と地域の方々と合意がなされてからの出発点になろうかと思っておりますので、恐れ入りますけれども、ここでいつやりますというわけに、なかなか地域の方々の思いもござりますので、言えないところがありますので、できれば皆さん方の、地域の皆さんとの合意が得られた段階で、設計にもっていききたいというふうなことを思っております。

それから、学校の件でございますけど、これ、教育長、先ほど申し上げましたけど、私はもう、この中心市街地の活性計画の中に、基本計画の中に、区域の中に入っている関係から、そういった言葉も使わせていただいております。

やっぱりそのまちに合った形というものがあ



るのではなからうかと。この宿毛の市街地にあるから、そこだけ立派ということには、なかなかならないというふうに、私は認識しております。

それから、これから建っていかなきゃいけない宿毛中学校であるとか、東の方の学校ですね、これもやっぱり生徒さん、それから職員の皆さんにとっては、先ほども申しました大前提があります。そういった環境、使いやすい環境のいい学校、やはりこれもせっかく建てるのであれば、その地域に合った形で、立派な学校を建てていきたいというふうなことは思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、若干、再質問をいたします。

先ほど言いましたように、教育長のほうにちょっと質問をいたしたいと思います。

小学校の建築についてであります。市長のお考えも、今、お聞きをいたしまして、宿毛小学校だけ、中心市街地の今回の事業にのっかって建てるわけですが、その以外の部分も、随時、いいものを建てていただけるというふうな答弁で受けとめてよかったのかなというふうに、自分自身は思っております。

そういった中で、そういった学校を、先ほど言いましたように、建てることによつての、よそと違う学校での教育効果的な美術館とかを設計された方々が建てるものでありますから、何かちょっと、外から見て、よそとは異質なものが、すばらしいものができるのかなとは思いますが、それに対する教育効果というのはあるのかなというのを、まず教育長にお聞きをしたいのと、それから、現在、先ほども若干言いましたが、市内の小学校を見たときに、耐震補強がなされていないばかりではなくて、施設の老朽

化が激しくて、とてもじゃないですけども、整備されているとは思えないような学校の施設、学校が見受けられます。

一例として、ここにあげてみますと、トイレを見たときに、市内のほとんどの学校に、いまだに水洗化をされていない、俗に言うぽっちゃんトイレ、こちらのほうがあります。

環境課は市民の皆さんには水洗化に向けての取り組みをするようにとお願いをしているところだとは思いますが、このぽっちゃんトイレ、低学年の児童にとっては危ないばかりではなくて、大変、衛生的にもよくないと、そういうふうには私は思っているのですが、こういった状況の、宿毛市の現状の中で、そういったシンボリックな小学校の、シンボリックなような建物を、小学校として建てるというのはどうなのかなという思いもあって、1点お聞きをします。

今回、子供たちがどの学校に通うかを定める校区制を、教育委員会のほうは厳しくしたと思います。学校施設を子供たちは現在、選ばせんよね。自分の校区に通わなければいけないと思います。校区外のあるその学校がすばらしいから、その学校に僕は通うよ、お母さん、お父さんと言われても、両親も困るわけです。

そういった状況の中で、余りにも突出した、立派な施設をつくることは、学校施設間の不均一と申しますか、そういったあちはすばらしい学校、僕の学校は何でこんなに整備されていないのか。そういった意味で、子供たちの心に悪影響を及ぼすような結果になるのではないかというのが、一つ危惧としてあります。

その点について、教育長の見解のほうを求めておきたいと思います。

そして、再度、堆肥化工場についてですが、家庭ごみの話は、一定、話わかりました。僕の思いとしては、やはり、もっともっと市民の皆さんに協力を願えるようなお話し合いを持って

いくべきだと思いますが、この事業系の、ちょっと視点を変えまして、事業系のごみを原料として1,400トンですか、集めるということですが、まず、現在、原料をいただくことと予定をしている、そういった企業や団体とは、ヒアリングはできたというお話は、ヒアリングといえますか、聞き取り調査ですか、聞き取り調査はいたしたというお話がありましたが、話し合い、詰めた話し合いができていいのかという点で、若干、御質問をしたいと思います。

この件について、いろいろな業者のところに出向いて、お話を聞いてみますと、まず、ユズをそういった堆肥化しているところで話を聞くと、ユズは酸が強くて、房の部分を入れてしまうと、菌が死ぬそうでありまして。皮と房を分けてから、皮だけを持ち込まないといけないというお話を聞きましたが、ナオシチもユズ系の、酢ミカンですよ。同じような処理が必要になってくると思いますが、こういったことは考えられておられますでしょうか。

そして、また、水分が多いと、菌に大変負担がかかって、効率も悪く、また菌が余分に要るそうです。1対1の、菌と原料1対1のところを、もっと菌のほうをふやさないといけない、そういったこともありまして、芋焼酎のような搾りかすは、前処理として脱水機にかけないといけない。そして、脱水機から出てくる廃液については、またそれぞれ処分をしていただかないといけない、そういうお話も聞きました。

そして、現在、宿毛市から、飼料として、原料として運ばれている物は、その収集運搬を堆肥化工場のほうがしております。もし本市のほうの工場に持ってきてもらうということになれば、この運搬についても、またいろいろな問題が発生してくると思います。

そこで、何が言いたいのかといいますと、どれもが原料として、トン1万3,000円で受け

てもらい、払うお金以上に、別の経費が、ここで発生してくる状況になってくると思います。

現在、企業や団体は、既に何らかの方法で、自分たちのところから出るごみを処理している現状の中で、何かメリットがないと、このうちの工場、宿毛市がしようとする工場のほうに協力をしていただけないのではないかなというふうに思うわけですが、例えば、そのメリットを、受け入れのトン1万3,000円を1万円にしますよと。値段を下げますよというふうにするのであれば、先ほど来から出てきているように、この原料の中で占める割合が、このごみが93%以上なんです。だから、熔融炉に入れているごみを減量化して、熔融炉の負担金を減らしますよと言っているごみは、わずか1,500トンの中の7%未満にすぎない。93%は企業からいただくお金で、この工場を運営していかないといけない今の計画の中で、この堆肥工場は大変な、大赤字の工場になってしまうのではないかと、そういう思いがしてなりません。

こういったのも含めまして、この1,400トンという数字自体も、業者と詰めた話ができただけの中での出てきた数字なのかをお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再質問にお答えします。

原料の排出元となる企業や団体との話し合いということだろうと思いますが、廃棄物量の聞き取り調査の際には、協力的なお話、聞いているわけでございます。

が、その分別することの困難さというのもございます。料金設定についての御質問もございます。今後、堆肥化工場の計画とか、分別、保管方法、これらについては、具体的な提案、していかなきゃいけないだろうと。今まで聞いた

話の中を受けて、それを企業、団体と話し合いの機会を持って、原料の確保とか、それからいわゆる採算性の問題も、我々としてあるわけでございますから、幾らで受け入れて、企業との合意ができるか。そしてまた、これが、採算がとれるのかとれないのか、そういったものも含めた形で、今も検討もしておりますので、これから相手のある話でございますから、我々も数値的なものにつきましては、やはりこれを赤字のままで、ずっと赤字でございますというわけには、なかなかいかないと思いますので、そういったものも含めて、きちんとした計画を、数値として話すようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

大変、回答のしにくい質問でありますけれども、学校の施設、建築施設につきまして、こういう効果を期待をして設計をお願いしたと、そういう視点ではありませんので。

今回の宿毛小学校、新しい宿毛小学校についての建設につきましては、中心市街地活性化、それからコミュニティースクールを充実させる、そういう視点で建設をお願いをしていると思います。

それから、その中で、やはり文教の里、宿毛の地に合うデザインという視点もあると思います。それは、いろいろ、宿毛市街地だけが活性化を図って、よそ、先ほど松浦議員のお話もありましたけれども、里が栄えるということも大事でありますけれども、パイロット的に宿毛の市街地、文教の里を中心に活性化をして、それを里に広めるという、そういう考え方もあろうと思います。

我々教育委員会として、学力向上のために、こういう建物を建てて、こういう効果があろう

というような考えは持っておりません。

しかし、先ほど来、申し上げておりますように、学校として教職員、それから生徒が使いやすい、そういうことをお願いをしていると、こういうことでございます。

いろいろ教育効果につきまして、そういうモデル的な学校を建てて、こういう効果があるという、今、データを持っておりませんので、なかなか、我々が今度計画をしております宿毛小学校について、教育効果はいかにと問われましても、なかなか的確にお答えはできないかもしれませんが、今、教育委員会のスタンスはそういうことであります。

しかし、今、宿毛小学校が建設されようとしております校舎につきましては、特にデラックスで、いろいろな設備が、よその学校と比してぜいたくなものであるとは考えておりません。やはり、それぞれの学校と均衡のとれたような建築費であるようなことをお願いしていきたいと、こういうふうには考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、今、答弁を教育長からいただいた校舎建築についてですが、その学校施設の不均一による子供たちの心への悪影響という部分を、再度、ちょっと教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

特別に今、ぜいたくな学校を施設的につくるんではないということを、教育長のほうはお考えのようでありますし、市長のほうからも、特に建築費、高いようなものをつくるつもりもないし、設計額については、通常と同じような形でお願いをしていきたいということのようでございます。

ちなみに、僕が勘違いをしていなければ、小

筑紫、せんだって建てられました小筑紫小学校の場合は、設計額は建設費の約3%ぐらいじゃなかったかなというふうに思っておりますので、そういったふうな形になってくるのかなというふうに認識をいたすところであります。

その点について、学校施設の不均一についての子供たちへの影響がないのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

それから、今後の学校も同じように、それぞれの地域にとって、すばらしい建物の、小学校を建てていただきたいなという思いもいたしておりますので、それもつけ加えさせていただきます。

それで、堆肥化工場について、特に再質問はございませんが、一つお願いをしておきたいのは、もう見切り発車をして工場は建てたが、材料が集まらないという形にだけは、ぜひならないようにお願いをしておきたいし、何よりも工場の、先ほどから言うように、材料の中心は家庭から出る生ごみであって、その収集方法が確立できていないにもかかわらず、企業とか団体系のごみをあてにして、工場を建設をするというのでありましたら、根本的な考え方が違うので、バイオマスタウン構想の中での位置づけから、計画変更の必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、それをつけ加えさせていただきます。

教育長、お願いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再々質問にお答えをいたします。

シンボリックな学校建築において、児童生徒が不均一を感じて、学校の教育活動に支障を来す懸念があるのではないかなという御質問でありますけれども、先ほど申しましたように、その外観につきましては、いろいろ世界的に有名な方がつくるのでありますから、風変わりなと言

いますか、変わったデザインになるかもしれませんが、中身においては、変わらないように、使いやすいようにというお願いをしております。

そして、子供たちに、自分たちの学校と比べて、なかなか見劣りがすると。自分たちの学校は宿毛小学校と比べて、新しい小学校と比べて見劣りするということで、自尊心が損なわれないように、そういうような設計になるように、我々もお願いしていきたいと。それが我々の努めではないかと。

その宿毛小学校、あんなにすばらしい学校ができて、我々の学校はという、特に中平議員がおっしゃりたいのは、これから建てかえのない、耐震補強で対応していく学校については、そのことについて、教育委員会としても目配り、気配りをしながら、学校の先生たちと協働で取り組みをしたいと、こういうふうに思っております。

そのことについては、努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、南海地震もいつ来るかわからない状況の中で、宿毛小学校を一日も早く建てかえていただきたいというのは、私だけではなく、ここにおられる皆さん全員の思いだと思います。

ただ、その結果、使い勝手の悪いようなものができても困りますので、十分、子供たちのことを考えて、先生ともお話をしながら、教職員の方々ともお話をしながら、みんなにとってすばらしいと思えるような、そういった学校の建設に向けて努力していただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、野々下でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

私たち青雲会、一新会は、10月28・29日と、兵庫県養父市、京都府京丹後市へ行政改革、議会改革の取り組みについて政務調査を行ってまいりました。

7月の行政視察に続き、大変感動的な視察となりました。

まず、養父市のまちづくり基本条例の取り組みであります。

養父市は、人口2万7,623人、面積422平方キロで、4町が合併してできた、本市によく似た山合いの町であります。

自治基本条例については、9月議会において同僚の今城議員が基本条例の必要性について質問をしております。同じ趣旨になろうかと思いますが、養父市のまちづくり基本条例を紹介し、お尋ねをしたいと思います。

養父市のまちづくり基本条例は、少子高齢化、急激な人口減少が進む中、10年後、20年後、人口が減り、税収が減り、職員が減り、今の行政組織を維持できない状況になる。郊外では、住民が孤立化をし、地域コミュニティーが崩壊していく。そのときにどうやって市民の人権や暮らしを守るのか。そのためには、今、どのような地域自治組織を作っておかなくてはいけないのかということ、まちづくり基本条例の柱にし、16人のメンバーでまちづくり委員会を設置し、ワークショップ方式により、協議を繰

り返し、策定に至っております。

9月議会の同僚議員の質問に対して、市長は答弁の中で、地方分権の進みぐあいを見ながら、調査研究を進めていき、いざというときに条例がきちんと発効できるような体制で取り組んでいくと、前向きな答弁をされております。

多くの先進地では、2年、3年かけて策定に至っており、また、むしろそこに至るプロセスが重要視されます。

策定に至る時間、中でどれだけ多くの市民との意見交換や、自分たちの町をともにつくっていくという意識の共有があるかと思えます。いざというときに、条例をきちっと発効できる体制というのは、とりかかっていることだと思います。決して慌てることはないですが、大切なことは、より多くの市民が、市政を身近に感じ、宿毛市の未来をともに考え、ともに成長することだと思います。

そこで提案ですが、平成26年に市制施行60周年を迎えます。この60周年に向けた取り組みとして、市民、行政、議会、市長の責務や、その関係性を明確にして、10年後、20年後の宿毛市を見据え、一貫性のある基本条例の制定に取りかかっているかどうか。また、私が3月議会で提案しました市長と語る会についてであります。市長は答弁の中で、今年度予算が議会で決まったら、区長さんにもお願いをして、話に行かせていただきたいとの答弁でありましたが、きょうまでどこの地域で、何回の語る会が行われたのか、お尋ねをいたします。

次に、公共交通政策についてであります。

この問題についても、同僚の松浦議員が9月議会において質問をされております。今回、京丹後市の上限200円バスの取り組みについて、調査を行ってまいりましたので、紹介をし、質問に入りたいと思えます。

京丹後市は、京都府の最北部に位置し、20

04年、6町の合併で生まれ、面積は500平方キロ、中山間地が多く、高齢化と過疎化が進行する地域であります。同市の取り組みの特徴は、路線バスの再生を行ったところであります。

路線バスの利用者は、年をおうごとに減少し、赤字を補てんする補助金は、年々ふえ続ける悪循環の中で、同市の企画政策課が取り組んだのが、利用者がふえれば財政支出が抑制でき、同じ公費を負担するなら、空気を運ぶより乗客を運ぶほうが住民福祉の増進になり、税金の有効な使われ方、との基本方針のもと取り組んだのが、大人1回乗車上限運賃200円、子供は半額の上限200円バスであります。

この取り組みにより、本年9月、運行開始から満4年を迎え、利用者が導入前の2倍を超え、路線によっては3倍になったところもあり、財源支出も、2007年が540万、2008年が2,000万、昨年が2,400万圧縮することができております。

過疎地で公共交通を活性化できた事例として、今、全国的にも注目を集めているところでもありました。

もちろん、バス代を200円にしたから成功しているわけではなく、全市民へのアンケートを初めとする調査研究、事業者のPR活動など、不断の努力があることはいかに及ばないことであります。

市長も、9月議会の答弁の中で、今後の公共交通政策については、根本的な形での問題を考えなくてはいけないときにきているというような話をされておられました。同市のような発想の転換も、一つの案ではないかと考えます。

そこで、定住自立圏構想の中で、利便性向上へ向けた地域公共交通の充実ということが、課題の一つにもあげられております。国の地域活性化再生事業補助金なども活用し、幡多地域での高知西南地域公共交通協議会の検討課題とし

て取り組むことはできないか、お伺いをいたします。

また、本市に置きかえれば、橋上スクールバスに混乗という形で運行されておりますが、昨年度の利用実績を見ますと、稼働日数が297日、一般混乗人数が581人、収益が12万3,990円で、1日平均に換算しますと、利用人数は1,95人、約2人、収益は417,4円となっております。仮に上限200円の運賃で考えますと、1人がどこからでも1往復したことと変わりはありません。

市長が言われるように、病院や買い物に利用しやすい時間帯にもう1便あれば、高齢化が一段と進む中、安全面や経費のことを考えると、乗用車からの乗りかえも、また往復で1,000円前後もかかる坂本や楠山の方たちの利用者もふえるのではないかと考えますが、このような取り組みはできないのか、お伺いをいたします。

次に、いじめ・自殺根絶への取り組みについてでございます。

10月23日、「やっぱり友達っていいな」と題した漫画をノートに残し、群馬県桐生市の小学6年生の少女が、みずから命を絶ちました。

それから2週間たって、彼女が通っていた学校による調査結果が明らかにされ、学校は初め、いじめの存在を認めなかったわけですが、報告では、複数の子から心ない言葉を投げかけられたと。ひとりだけで給食を食べていたことから、いじめはあったと判断をしたということでした。

ただ、自殺との関係は明らかではないとしております。本当に小さな心の叫びを、どこかで、だれかが受けとめられなかったのかと、痛みが胸に突き刺さる思いがいたします。

全国各地で子供の自殺が報道されております。11月22日、札幌市教育委員会は、同市中央区の市立伏見中学校2年の女子生徒が、その日

の朝、いじめをうかがわせる遺書を残し、飛び降り自殺をしたと発表し、11月14日、千葉県市川市の中学2年生男子生徒が自殺し、学校側は、原因がいじめとは特定できないが、要因の一つであるという認識は持っている、苦渋の説明をしておりました。

6月には川崎市の中学3年の男子生徒が、友人のいじめを救えなかったなどとした遺書を残し、自殺した事件も記憶に新しいところであります。

9月に発表された文部科学省の問題行動調査では、全国の小・中学校が2009年度に把握した児童生徒の暴力行為は、前年度比2%増の6万913件、初めて6万件を超えていることが明らかになっております。

自殺した児童生徒は、前年度より29人ふえ、中高生で165人となっております。

また、群馬県桐生市の小6少女の自殺の背景には、クラスが学級崩壊に陥っていた問題が浮き彫りになり、毎日新聞が全国の都道府県教育委員会に、学級崩壊について取材したところ、継続的な実態調査をしているのは、全国で4分の1に当たる13府県。マニュアルで明確な指針を示していると回答したのは16道府県にとどまっていることもわかったと報道をさせていただきました。

未来ある子供たちが、死をもって訴えようとしたことはなんだったのか、耳を澄ませて、必死で探らなければならないのは大人の責任であります。

本市の子供たちのかげがいのない未来を守るために、お伺いをしたいと思います。

本市の小・中学校におけるいじめの実態、また子供たちの発するSOSに、どのように反応し、いじめとどのように向き合っているのか、お伺いをいたします。

また、本市の小・中学校における学級崩壊の

実態と、その対策について、伺います。

次に、発達障害やその他の文字を認識することに困難のある児童・生徒の学習支援、マルチメディアDAISYについてお伺いいたします。

発達障害を抱えた児童・生徒への支援ツールとして、新たに開発されたマルチメディアDAISYがあります。DAISYは、もともと視覚障害者のための録音テープにかわるものとして開発されました。これをさらに、文字と音声と映像を組み合わせたものがマルチメディアDAISYです。パソコンで音声を聞きながら、同時に文字や絵や写真を見ることができ、読んでいる箇所がハイライトされるので、どこを読んでいるのかわかるようになっております。

わかりやすい例をあげれば、カラオケを歌うとき、テレビ画面の文字の色が変わっていくようなイメージであります。

印刷物だけでは、情報を得ることのできなかった人々への支援ツールとして、活用が始まっており、将来は学習障害、LDや発達障害のある人だけではなく、高齢者を初め、すべての人に活用を試みる計画も始まっております。

発達障害や、その他の障害がある児童・生徒のための拡大教科書やDAISY教科書は、特別支援教育の学校現場や保護者の間で、大きな効果が得られることが認められてきました。

しかし、これまでは法律の制約から、その使用は一部に限られていました。2008年9月、教科書バリアフリー法と著作権法の改正により、これまでの制約が大幅に緩和され、DAISY版教科書が作成できるようになり、ことし1月1日より、著作権法がさらに施行されることにより、発達障害も含まれ、文科省検定教科書もDAISY版教科書として活用できるようになりました。

宿毛市では、既にすべての学校にパソコン対応のテレビが設置をされております。DAIS

Y版教科書を活用できる環境は整っています。したがって、宿毛市は先駆的に活用ができるのではないのでしょうか。

また、発達障害児童・生徒がふえている現状を考えますと、すべての小・中学校において、マルチメディアDAISYの活用を進めることは有効なことだと考えますが、あわせて見解を伺います。

さらに、ICT教育や、マルチメディアDAISYの活用を進めるためには、教職員の機器活用や、新たな指導方法、研修は欠かすことはできないことだと考えます。教員の研修についても、積極的な取り組みが不可欠と思いますが、御意見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まちづくり基本条例の制定でございます。前回も少し、今城議員の御質問があったように、ちょっとお答えをさせていただきました。

それからのことでございますが、自分でいろいろと、各基本条例を見させていただきました。それから、その中で感じたことが、簡単なものだなというところと、非常に難しいなというところと、こういうふうな思いを持っています。

それで、自分で少しずつ、手で書いてみないとわからないという部分もあったり、いろんな思いがあって、まちの中ですね。そういう思いで書きつつあるんですが、まだほとんど成案というまでには至ってないのが実情でございます。

それで、今回、来年度から始まります振興計画、宿毛市ですね。そういったものが10周年、10年間のことを決めていくわけでございますから、そういったものとの関連性というもの、整合性というものもつけていかなきゃいけ

ないだろうというふうなことも思っております。

それからまた、今の情報収集の中で、思いましてのは、この制定している自治体でございますが、大体、合併した自治体が多いようでございますね。

それから、合併まで、その自治体単位で実施した施策を、一体的な取り組みをするための基本ルールとして、これはやっぱり位置づけることが必要であったんじゃないかなろうかというふうなことを思っております。

制定に当たりましては、市民からのニーズをもとに、国、県、市町村並びに住民の役割分担を明確化する必要があろうかと思えます。

これ、きちんとした思考、思いの中で時間をかけて策定していく必要があろうかというふうに思います。

恐らく、我々も合併したのであれば、このような形で、全体の中でのまちづくり基本条例というものが、もっと早く、やっぱりやらざるを得なかったんじゃないかなろうか、そういうふうなことを思っております。

地区長連合会の皆さんと、本当に真剣な議論を、協議をして、それにはもともとの原案たるものを、やっぱり我々は示していかなきゃいけない。その示すまでも、まだ至っておりませんが、そんな形で、状況は今、そういう状況でございますことだけお伝えをさせていただきます。

それから、野々下議員からの御提案もありました市民と語る会について、これ、予算がそれぞれの地域に関係をしてくるものですから、ぜひ、各地域に出向いて行って、予算説明したいなという思いでおりました。

ただ、これは相手方のある話でございますが、なかなか時間等とれないものがあったり、地区長さんの都合とかいろいろありまして、残念ながら、一地区だけで実施しているという状況で



ございます。

来年度から、また来年度の話をするわけでございますけれども、議会のほうに上程して、御承認いただければ、その予算については、各地域にかかるものについては、できるだけ開いた形で、予算書をもって地区にも御説明にまいりたいと、このようには思っておるところでございます。

次に、公共交通政策でございますが、皆様、ここでは御存じのとおりでございますけれども、宿毛は公共交通の縮図かなと、私は時々思っているんです。

というのは、鉄道があります。それから、これは民間ですけど、バスがあります。そしてまた、島に行くための巡航船があります。それで、九州へ結ぶためのフェリーがございます。もちろん、そのほかの準公共といいますか、タクシー等の会社もあるわけでございますけど、いずれも赤字の会社ばかりでございますして、そういった中に、公共のお金をつぎ込んでいっているのが現状でございます。

非常に、厳しい状況で、公共交通政策については、何とか根本的に解決する方法がないものかというふうなことを、いつも悩んでおるわけでございます。

ことしから高知県のほうにも、公共交通の経営関係で、検討会が今、なされておまして、自分もそのメンバーとして行っているわけでございます。

乱暴な言い方だろうとは思いますが、鉄道をやっぱり通じている以上は、鉄道の時間帯に合わず。我々のところまできている鉄道は、岡山の新幹線に合わせた部分もあったりして、いわゆる全国のベースから来ているのが、今の時間帯でございます。

そういうふうなことを考えますと、例えば、高知県内の公共交通。公共交通そのものは、や

っぱり便利じゃないと、なかなか皆さんが利用してくれないんじゃないかというふうなことを、私自身は思っております、くろしお鉄道が特急列車を、大分、廃止されました、一時期。それには、ひとりだけ反対を、私はしたわけでございますけど、押し切られた形で、今、特急は非常に少ない。

そうしますと、不便になってくるわけです。我々の首都圏は高知市でございますから、高知市へ行くのにもなかなか不便をかこつというふうになりますと、どうしても中村からの特急だと、道路が中村まで20分か30分以内でいきます。そうしますと、鉄道に乗るにしても、中村駅から乗ったほうが、皆さん便利になるわけですね。そうすると、宿毛線は乗ってもらえなくなるとか、そういうふうな弊害があつたりしております。

だから、やっぱり乗る方、利用する方に便利でなきゃいけないんじゃないか、そういうふうなことをいつも思って、どうすれば便利になるだろうかというふうなことを考えましたときに、鉄道がある以上は、鉄道に附随した形でバスの連絡網を、時間帯をつくっていく。

例えば、鉄道がついてバスがあちこち行くのに1時間も間があつたら、これはだれもバスに乗りません。そういった形で、鉄道がつけば、10分後にはもうバスが出ていくよとか、あちこちいくよとか、そういう話。

それから、地域内の交通を考えますと、どうしてもバスが公共交通だと言わざるを得ないと思います。そうしますと、何に使うんだろう、バス。公共交通をと考えましたときに、高齢化も進んでおります関係で、使うのは幡多けんみん病院へ行くかなと。それから、年配の主婦の方々は、買い物かなとか、そういうふうなことを考えますと、その方々のニーズに合った時間帯に運行していただく、そういうのが一番便利

でなかろうか。

先ほど、空気を運ぶより人を運ぶというお話がございました。私ももう、全く同感でございまして、地域のバス会社が2つあります。宇和島と西南交通ありますが、やっぱりこの方々にも、今までの統計があるわけですから、どの時間帯ががらがらのバスが走っているのか、そういうのを路線としてどこがそうなのかとか、いろんな、やっぱり分析もしていただかなきゃいけないんじゃないか。

その上で、ニーズのある時間帯、路線を走らせてもらうというふうなことも考えてもらわなきゃいけない。

この路線の認可は、地方の、四国の運輸局のほうで認可をされますから、そういったところにも柔軟な考えで、こういった公共交通を運行してもらうというふうな認可の仕方もある必要じゃなかろうか、そんなふうなことを思っているわけでございます。

それから、今、21年度ですか、20年度ですか、四国西南地域公共交通協議会というのが、幡多地域の皆さんで、また県も入っておるわけでございます。これも、国から2分の1が出る。そのかわりほかの2分の1は、各自治体の負担でございます。だから、実証実験をやっているわけでございますが、私自身は、人が乗らない、それから実証実験といいながらも、やはり無駄なことはやめていくべきじゃないかというふうなことは、提案をしておりますが、なかなかきいていただけなくて、例えば三原村から平田駅を通りまして、黒潮町大方まで行くバス運行を新たに、バスを購入しております。非常に莫大なお金をかけてやっておるにもかかわらず、ほとんど乗客がない状況でございます。

それでやったら、三原から平田へ人を運んで、平田から鉄道に乗って、大方へ行くのが本当ではないかというふうなことで、この平田から

大方までバスを走らせるのは無駄じゃないかというふうなことも思っているわけでございますけど、やはり、皆さんが何とか乗ってもらえる時間帯、路線というものを、やっぱりきちんと把握しながら、やらなきゃいけないのが、この地域公共交通の次に向かっているステップじゃないかと、いうふうなことを思っております。

ある方が、年間、ここの幡多地域の住民の方が、鉄道に2回乗れば黒字になるよと言いましたけど、2回も乗らない人がたくさんいるわけです。需要がない。用事がないから乗らないというの、当然でございますけど、これに乗らないから、何とかしようじゃないかということ、検討しているわけでございます。

そんな意味で、地域公共交通の政策につきましては、やはり日本各地、大体、似たようなものだと思います。

先ほど、どこかも見てこられたところの、安くして、たくさんの人に乘ってもらうという話がございました。これも、西南地域公共交通協議会で、例えばニコニコ10というふうな、鉄道の、100円のことをやりました。

しかし、これは30%ぐらい人がふえました。ふえましたが、大きな赤字でございます。反対に、収入が減少したというふうな状況もございます。安くてたくさん乗ってもらっても、なおかつこれ、従来より赤字というふうな状況もございますので、どの辺が一番、住民が乗る方向と、いわゆる料金の設定というのが非常に難しい部分があるんじゃないかろうか、そんなことを思っている状況でございます。

それから、スクールバスの運行でございます。遠距離通学の児童・生徒の通学条件の緩和を図るために、運行しているものでございますが、公共交通がない地域につきましては、通学等の学校運営に支障のない範囲で、地域の要望に基づき実情を勘案しまして、運行経路を設定しま

して、住民の有償利用をしているわけでございます。

橋上のほうも、それまでが住民の要望がございまして、宿毛高校まで行くのを、宿毛高校の生徒さんには申しわけないんですけど、桜町線のところでおりていただいて、宿毛駅までというふうな変更もさせていただいております。

病院とか、先ほど申しました買い物に利用しやすい時間帯に、もう1便あれば、利用者がふえるんじゃないかというふうなこともあると思います。現在も、地域からの要望とか、需要とかいうものにつきまして、できるだけ聞く耳を持ってやっているわけでございます。費用対効果等についても、これはぜひ検証していかなきゃいけないというふうに思っております。

また、今後、来年からは、栄喜からのスクールバスも、小筑紫まで運行しななきゃいけないということでございまして、そのときも、スクールバスだけというよりも、栄喜の方々の御要望があるのであれば、例えばけんみん病院に行かなきゃいけないとか、その買い物に、宿毛まで行かなきゃいけないとか、いう方がおられるんなら、その要求に応じた形でのスクールバス活用というのは、やっていいんじゃないかということで、地元とも、今、話し合いはさせていただいておりますが、現在のところでは、そんなに使わないんじゃないかというふうなお話、感触というものはいただいております。

ただ、そういうふうな要望があって、運行をしななきゃいけないということでありましたら、柔軟にスクールバスの運行についても、市バスと同じような形ででも、少しずつやっていけば、住民の利便性が高まるのではなかろうかというふうなことを思っております。

スクールバス、朝夕の通学のほかにも、校外活動がたくさんありますから、スクールバスはその児童生徒のそういった校外活動での輸送も

実施しておるわけでございます。学校の教育活動を主体的に、運行はしていきたいというふうなことは思っておりますが、教育委員会とも、いろんな形、また地元ともいろんな形で協議をした上での運行計画を検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

野々下議員からは、いじめと学級崩壊、それからICT教育とマルチメディアDAISYの活用について、御質問がありました。

まず、1点目のいじめの実態と、その対策についてお答えをいたします。

本市の小・中学校におけるいじめの認知の件数でありますけれども、毎年、文部科学省が実施をしております「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づいて、報告をしておりますけれども、平成19年度には16件、小学校が1件、中学校が15件。平成20年度におきましては、21件、うち小学校は3件、中学校は18件。平成21年度につきましては、19件、小学校はゼロ、中学校は19となっております。

平成22年におきましては、1学期につきまして、2件という報告を受けておりますけれども、今、12月の集計がなされておられませんので、1学期の2件のみとなっております。

1校当たりの認知件数だけを比較すれば、全国よりも低い数値となっておりますけれども、毎年、20件前後のいじめが認知されているということから、その対策といたしましては、学校だけでなく、教育委員会といたしましても、未然防止や早期発見、早期解決に向けて、鋭意取り組んでいるところであります。

学校におきましては、児童・生徒や保護者が

相談をしやすい環境づくりを目指しまして、児童・生徒と日記のやりとりであるとか、個人面談を実施して、悩みを聞き取る、そういう機会を設けたりをしております。

また、直接、相談をすることが不得手な児童・生徒につきましては、アンケートを実施するなどして、教師が子供の合図を早い段階で気づける取り組みを実施しております。

そして、市内のすべての小・中学校におきまして、集団生活に適応できない子供の増加とか、それから対人関係を形成できない子供の増加の対策といたしまして、IQアンケートというものを実施しております。

それを分析をいたしまして、活用して、居心地のよい学校、学級づくりを努めております。

教育委員会といたしましても、校長会とか指導者の担当者会を通じまして、児童・生徒一人一人の声なき声をしっかりと聞き取るために、平素よりすべての教職員がアンテナを高くして、情報収集を行い、それぞれの情報を共有化することによって、いじめの未然防止であるとか、早期発見、早期解決に努めるように指導、助言をいたしております。

具体的な取り組みといたしましては、県の教育委員会よりスクールカウンセラーを研究所に派遣をしてもらって、教師と違う、専門的な視点で、それからそういう立場で、児童・生徒、教職員、保護者とかかわることによって、問題解決につながるような取り組みも行っております。

また、昨年度から高知県の不登校、いじめ対策等、小・中学校連携事業を受け、さまざまな活動しております。

きょうも東中学校の取り組みの発表、それから研究所の発表ということで、県の人権教育課が来ていただいて、宿毛市の中で教育研修の取り組みを発表をしているところであります。

その事業の中では、集団でいろいろな活動することで、相手の気持ちがわかったり、集団の中でのルールを守ることの大切さを学んだり、ソーシャルスキル、すなわち社会の中で生きる技術を身につけるなどの活動しております。

そのようなプログラムを実施することによりまして、望ましい人間関係を構築をし、いじめ、不登校対策の予防的な取り組みを充実していくように努めております。

さらに、教員研修といたしましては、本年の6月に人権主任研修会で、高知県教育委員会より指導主事を招聘をいたしまして、いじめ未然防止や、いじめの効果的な対応について、研修もいたしております。

小・中学校の校内研修会でも、いじめや虐待をテーマに、研修も行っております。

また、いじめ予防対策の授業も行い、子供の感想文もいただいております。いじめの授業した中で、自分がいじめの加害者であったり被害者であったりすることで、考え方をいろいろ、学習したことを感想文として、教育委員会にもいただいております。

それから、宿毛市の青少年育成センターが中心となりまして、学校の要望に応じまして、ネット上のいじめの講習会等も行っておりますし、教育委員会内にも、子供支援ネットワークの相談電話を設置もしております。今後も、県の事業を活用したり、それから各学校において、きめ細かな取り組みを進める中で、いじめ未然防止や、早期発見、早期解決に努めていきたいと思っております。

それから、2点目の学級崩壊についてのお尋ねでありますけれども、学級崩壊とは、文部科学省の定義によりますと、生徒が教室内で勝手な行動をして、教師の指導に従わずに授業が成立しない学級の状態が、一定以上継続する。続く。学級担任による通常の方法では、問題解決

ができない状態に立ち入っている、そういう場合がいじめだと定義づけられています。

学級がうまく機能しない状態ということであります。

そして、本市におきましても、教師の指導に従わずに、授業が成立しないなどの状態に近いクラスが、残念ながら存在をしております。

その学校におきましては、教育委員会と連携を図りまして、対応、協議しながら、PTAの役員会であるとか、保護者会を開催をいたしまして、児童生徒の状況を保護者に知らせるとともに、保護者への協力の依頼をお願いをして、改善に向けた取り組みを行っておるところでございます。

具体的には、定期的に参観週間を実施をして、一人でも多くの保護者や地域の皆さんに、児童・生徒の様子を見てもらう。現状を見てもらうこと。それから、家庭においても、保護者が積極的に、粘り強く、児童・生徒にかかわり、悩みを聞いたり、それから人間としての生き方、集団の中での生活について、話し合いを持って、学校と共同でルールを守ることの大切さであるとか、学習規律を確立することで、学習保障と向上につなげるような取り組みを進めたいと、こんなに思っております。

それから、PTAや地域の方が主体となって、毎朝、校門で朝のあいさつ運動や、交通指導をしていただいております。その結果、朝のあいさつや交通マナー面、ヘルメットの着用であるとか、服装のことであるとか、そういう面で、効果も出てきております。

教育委員会といたしましても、中学校でありますけれども、その中学校に支援員を配置することで、改善を図っていききたいと、こういうふうに考えておりまして、本議会に関連の予算を計上をしているところでございます。

今後も、保護者や地域の皆さんの御理解、御

協力をいただきながら、よりよい学校づくりに努めていきたいと、こんなふうに思っています。

それから、ICT教育とマルチメディアDAISYの活用でありますけれども、議員が指摘したとおり、学習障害であるとか、発達障害であるとか、文字を認識することが困難な児童・生徒の学習支援として、DAISY版の教科書の活用、そんなところのものと。それを、宿毛市は先進的な地区にという御質問でありますけれども、議員御提案のマルチメディアDAISYを活用したDAISY版の教科書につきましては、ボランティア活動で作成されたようでもありますけれども、現在、文部省の中でも、効果について調査研究の段階であります。

国の教科用図書の無償の配布の対象外にはなっております。そのため、本市においても、活用には至っておりません。

本市では、昨年度、議員指摘のように、学校情報通信技術環境整備事業、並びに地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、市内の小・中学校にさまざまな情報機器の購入や、当該機器を活用できる環境整備を行ったことから、市内の小・中学校では、インターネットを利用して、さまざまなデジタル教材を作成して、事業の中で、活用をしております。

その中では、いろいろな音声や動画を含んだデジタル教材をインターネットからダウンロードして使える、そして、視覚障害の子供には、画面拡大が自由自在にできる、そのような教材を作成して、電子黒板等で活用をしております。

現在の特別支援学級の中での授業は、担任の先生方がさまざまな工夫を施して、子供たちが興味を持てる方法で授業を行っております。

現在の取り組みで、学習効果が期待できない障害を持った児童・生徒に対しましては、DAISY版教科書の効果が高いということが認識されるようであれば、教育委員会といたしまし

ても、活用する方向で努めてまいりたい、こういうように思っております。

それから、最後に、教職員の研修についての御質問でありますけれども、御指摘のように、ICT教育とか、マルチメディアDAISYの活用を図るためには、まず、教職員の機器の活用の活用研修が大事だと思っております。

現在も、教育研究所を中心に、さまざまな機会をとらえては、研修の充実を図っております。

高知県の教育センターにおきましても、研修会等を実施をいたしております。今後も、このような研修への積極的な参加を促して、公開授業等を通じた教職員のスキルアップを図るとともに、学校教育効果を上げるために、大きな要素と考えておりますので、教員の資質向上のためにも、研修の充実に向けて、積極的な取り組みをしてまいりたいと、こういうふうを考えております。

訂正をいたします。

先ほど、仲間づくりのアンケート調査を、IQテストと申したそうでありますけれども、Q-Uテストの誤りでありますので、訂正をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 少し再質問をさせていただきます。

まちづくり条例についてであります。市長の話、私も今回、行かせていただいて、行政視察、また今回の政務調査で、市長と同じことを感じました。本当にこの先進地というのは、合併によって、それぞれの旧町村でそれぞれ意見を合わす、レベルを合わせていくために取り組まれているところが多いように感じまして、そのとおりだと思います。

この宿毛市、合併をしておりませんが、今回、養父市で思ったのは、私たち宿毛市でも、同じような取り組みができるんじゃないかとい

うふうに思いました。

また、先ほどの市長の話であります。多くの区長会であるとか、そういう、多くの市民の皆さんが求めてくるようであれば、またそのときに取り組んでいきたいというような答弁であったように思いますけれども。

私、まちづくり条例の基本とするところは、それぞれの市町村が、独自のものでいいと考えますが、本市のように、自主財源が非常に少なく、財政規模が縮小していく中で、これからの本市にとって、頼りになるのは、この全市民であります2万2,960人の市民である、一人一人の持てる能力こそが、宿毛市浮揚のかぎを握っているのではないかと考えております。

間もなく団塊の世代の方たちが、労働市場から引退し、高齢者に大量に突入していくときを迎えます。本市においても、ここ数年、企業や役場や、退職された方たちが大変多くなってきているように思います。

この方たちは、まだまだ元気で、それで、それぞれの分野で大変高度なノウハウを持ち、すぐれた能力を持たれた方もたくさんおられるわけで、この皆さんも巻き込んで、地域の中で、市民同士の横の連携を強くし、再び元気な宿毛市、活力ある宿毛市、全員参加のまちづくりのために、力を貸していただく。そのためのルールづくりが、基本条例になるのではないかと考えております。

先達の言葉に、「異体同心なれば万事を成じ 同体異心なれば諸事かなうことなし」というような言葉がございます。やはり、市長がまず旗を振り、市長のもと、行政から発していくことが、職員の意識改革、また人材育成も行われていくことになると考えますが、この点について、御見解をお伺いいたします。

また、語る会については、その3月議会の答弁で、区長さんにもお願いして、話に行かせて

いただきたいということだったので、私としては、忙しい中でも時間をつくり、地域に出向き、地域の人たちの顔を知り、実情を知り、その中で市長の思いを語る場をもつていただきたいと思っております。そのような気持ちで提案をいたしました。

来年度になろうかと思いますが、このような、また取り組みができないのか、重ねてお伺いをいたします。

次、公共交通対策であります。先ほど、市長自身も県の公共交通検討委員会のメンバーにもなっているという話でありましたが、国や県のガイドラインの中で、既にあらゆる分野でいろいろな工夫をして、取り組みが行われているということではありますが、どの対策も痛しかゆしの部分があるというふうなことだと思います。

また、スクールバスについては、今回、小筑紫のスクールバスも始まり、地域の皆さんが求めれば、また検討もしていかななくてはならないというような答弁だったと思いますが、私、先日、高知新聞にも載っていたんですが、「中山間地域の移動手段について」という記事が載っております。

私自身も、この宿毛市内で先日あったことなんですが、めがね屋さんで話をしていたときに、婦人の方が入ってきて、免許の更新だけれども、どうしてもこのめがねでは更新はできないと言われ、もっと見えるようにしてもらいたいという話でした。

その婦人は82歳で、めがね屋さんの主人は、おばちゃんのめがねは限界のところ調整をしていて、これ以上、見えるようにはならんがよというようなやりとりでした。

よく聞くと、大月町の龍ヶ迫から来ていて、主人を週1回病院へ連れて行き、ついでに買い物もしており、免許がなくなると、私ら死なないかんというような訴えをしておりました。

このような方たちは、本市においても今後、たくさんふえていくと考えます。行政としては、具体的にこのような方たちに対して、どのような対策を講じていこうと考えておるのか、お伺いをいたします。

また、いじめ対策であります。横文字の分はよく理解できない部分もありましたが、いじめ対策、学級崩壊対策、日記交換であるとか、アンケートであるとか、Q-Uテストであるとか、情報の共有であるとか、たくさん、いろいろな努力をされて取り組んでいることはよくわかりました。

私は今回、この問題を取り上げたのは、桐生市の女の子は、事件の2日前にも、唯一すぎるすべの女性担任に、涙ながらに訴えていたようであります。ですが、教師からは、ひとりで頑張つてねと言われ、ひとりで給食をとっていた姿があったようであります。

この11月10日の東京新聞の社説があります。社説の中に、この女の子の学級が崩壊状態に陥っていたこと。また、これだけのSOSを出していたのに、学校はなぜ真実を確かめ、いじめに立ち向かうことができなかつたのか、悔やまれてならないとし、先生は忙しい。報告書づくりや会議、行事といった事務仕事に追われる毎日とされる。先生同士のコミュニケーションが薄れ、ひとりで問題を抱えこみがちだとの指摘もある。

子供一人一人を見詰め、愛情を注ぐという本来の教育に取り組めなくなっているとすれば、先生を取り巻く環境は改めなければならないというふうに言われておまして、先生の忙しさについて書かれております。

本市の先生を取り巻く忙しさ、状況はどうなのか、お伺いをいたします。

また、11月22日の毎日新聞の社説では、同じ内容が取り上げられてまして、「いじめ検

証から防ぐ手だてを」と題して、今回の問題を検証し、結びのところで、言うまでもないが、いじめは犯罪だという教育を改めて徹底したい。そして、事例検証から未然防止、阻止の知恵や方策を引き出し共有するという。これまでなかなか定着しないルールを、しっかり築いていきたいというふうに結ばれております。

本市の教育の中で、いじめは犯罪だという教育が徹底をされているのか、重ねて教育長にお伺いをいたします。

また、DAISY教科書についてですが、DAISY教科書についても、一定、前向きな答弁でございました。

一つだけ新聞にこのように載っておりまして、ある小学4年生の女の子、まなちゃんという子だそうなのですが、この子は全然読み書きができなかったという状況だったんですが、DAISY教科書を利用して、マウスを使って、字を大きくしたり、音を大きくしたり、スピードを緩めたりしながらやっけていて、読み書きが好きになったという現状が載っておりました。

教育長の答弁では、効果の確認を待つというふうに聞こえましたが、この5月20日には、文科省の事務連絡で各県の教育委員会に児童、生徒本人だけではなく、教員にも配付可能になるという事務連絡がっております。

文科省の教科書1冊が、数枚のCD-ROMになっていて、1枚200円と送料で購入できるようであります。

学校の特別支援学級の先生方に、まず見ていただいて、手にとっていただいて、子供たちが少しでも能力が発揮できるような状況をつくっていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再

質問にお答えをいたします。

まちづくり基本条例の件でございますが、先ほど、ちょっと申し上げたと思いますが、市長が旗を振れというふうなことでございます。これ、非常にいろんなパターンのまちづくり基本条例がございまして、目を通していただいているところがございます。

字でも書いているというところで、途中でちょっと中断しているというふうな状況でございます。

ただ、皆さんの意見だけ先に聞くというよりも、ある一定、案を示してあげないと、やはり皆さんがそれを検討していくというたたき台にならないのではないかなというふうな気持ちを持っておりまして、これ、まちづくり基本条例の案を、やっぱり示す必要があるんじゃないかというふうに、私は思って、その案を示すことによって、それに付加していったり、皆さんの御意見をに入れていったりして、条例を本当に、枝も葉もついていくというふうなことになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その一つの案的なものを示せるように、努力をしております。

それから、市民と語る会も、先ほど申し上げましたように、いつでも私のほうも説明にきたいという気持ちはずっと持っております。3月の議会で御承認をいただきましたら、その予算案が執行する段階になります。できれば、執行する前の段階で、できれば地域の人たちに御説明をさせていただくほうがいいかなと。

それには、もちろん区長さん方にもお願いもせないかんですけど、できましたら、ここにおられる市議会議員の皆様にも、船頭役を少ししていただければありがたいというふうに思いますので、ぜひまた御協力も願いたいというふうに思っております。

それから、中山間地域も含めた公共交通、す



みからすみまでというわけには、なかなかいかないかもしれませんが、対策として、勉強というものはしております、大都会の中でもバスの通らないところが結構ありまして、そんなところには、デマンドバスとかいうふうなことで、予約制で、前の日に予約していただければ、そこに連れに行くとか、そういうルートを考えているところもございます。

こういった形で予約していただいて、そこにお迎えに行くというふうなことも、一つの方策かなというふうに思っています。

これは、直営になるのか、民間に委託してお願いするのか、いろんな方策は、方法がございます。そういった中で、交通弱者と申しますか、そういった方々の救いの手を差し伸べられるような形のを、ぜひ、もう一つ力を込めて検討していきたいというふうに思っております。

近ごろは、燃料関係が少なく、管理費が少なくなるようなバス、いわゆる電気バスとかいうふうなもの、早稲田の先生方からも御示唆をいただいておりますので、そういった経費の面でも、非常に安くあがるんじゃないかな。そういったものが導入できたら、この地域においても、住民の方々の利便性が高まるようなことをしていきたい。

先ほど、松浦議員のお話に、中山間地域の計画を立てたらどうかというふうなお話もございました。そういった形の中で、一つ組み込んでいくとか、そういうものも検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、私が誤りましたQ-Uのテストでありますけれども、これはクエショニア・ユーティリティーというテストということでございます

けれども、先ほど申しましたように、集団生活に適用できない子供、それから対人関係が形成することができない子供、楽しい学校生活を送るための、そんなアンケート、それがQ-Uテストと、こういうことであります。

それでは、3点質問があったと思いますので、まず、1点目から。

先生の多忙化が、子供たち一人一人にかかわれる、かかわることができる、きめ細かな対応をできることを阻害しているのではないかと。宿毛市の教員の多忙化については、いかにという御質問でありますけれども、確かに議員の指摘のとおり、以前にも増しまして、調査物、提出物が多数あります。それから、もう1点は、保護者、それから地域の方からの要望であるとか、いろいろ苦情だとか、そういうことがありまして、先生がその対応に苦慮をしております、時間も大変さかれています。

そしてまた、精神的にも疲れていると、こういう状況であることは確かであります。

調査物につきましては、教育委員会といたしましても、県のほうに要望いたしまして、ダブって提出しなくてはならないものがあるのではないかと。それから必要にない、必要にないと言うたらおかしいですけども、教員が子供にかかわる時間をさいてまでして、提出する必要のない、必要度の低いものについては、やめるような、そういう要求をしておりますし、校長会のほうでも、そういうものがあるならば、ぜひ、我々のほうにお知らせをください。こういうふうに申しております。

教育委員会といたしましても、先生が孤立をしないように、組織の中で団結していじめ、それから不登校対応ができるような取り組みができるように支援をしたい、こういうふうに思っております。

それから、2点目のいじめは犯罪かというこ

とで、これでございますけれども、定義につきましては、いろいろ考え方はありましようけれども、強迫であるだとか、恐喝であるだとか、暴力であるだとか、そういうことになると、犯罪でありましようけれども、学校内で起きることにつきましては、すべてが犯罪とは、定義づけるというのは、難しいとは思いますが。

しかし、そのいじめが原因で、子供、集団の中で阻害されることによって、不登校にあるだとか、最悪の場合は死に至らしめるような、そんなことについては、これは大変な問題でありますので、教育委員会といたしましても、議員おっしゃられましたように、だれかがどこかでということで、小さな兆候を見逃さずに、アンテナを高くして取り組むようなことをしたいと。

それから、加害者はふざけてやっているけれども、被害者にとっては大変苦痛であると。そういうことも授業の中で指導していただきたいと。教育委員会としても、学校現場に、そのことはお願いをしていくと、そういう気持ちであります。

それから、DAISY版の教科書につきましては、先ほど、私が申しましたように、いろいろ先生方もインターネットからダウンロードして、いろいろな教材を、電子黒板を活用して取り組みをしておりますけれども、DAISY版教科書についての優秀性については、議員御指摘でありますので、我々としても調査をして、支援学級の担当の先生に見てもらって、やっぱりこれのほうを使いやすいということであれば、金額にして、大した金額になりませんので、前向きにというか、先生の意見を聞きながら、予算計上をするような方向でしていきたいと、こんなふうに思っている。

先生の意見を聞きながら調整したいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 基本条例についてですが、先ほど私、ちょっと言い漏れましたけれども、市長、最初のところで答弁しておりました、自分なりに取り組まれている、また案を示せるような形でもっていきたいというふうにしております。

また、語る会については、行くこともやぶさかではないということであります。

公共交通については、交通弱者に対して、もう一歩踏み込んだ形で検討していくという答弁でございました。

また、教育長、いじめに対しては、本当に先生も忙しいということではありますが、教育委員会のほうで先生に対する支援はきっちりやっていくということですので、どうかよろしく願いをいたします。

また、いじめ対策であります。前向きに先生の……これはDAISYか。失礼しました。

そういうDAISY教科書についても、前向きに先生の意見を聞きながら、また取り組んでいきたい。先生のそういう取り組みを伝えていきたいということでありましたので、ぜひよろしく願いをしたいと思っております。

このDAISY教科書については、対象になる人は本当に限られる人だと思いますけれども、たとえ1人であっても、今までできなかったことができるようになる。親にとっては、大変喜ばしいことでもありますし、前向きな取り組みをお願いをしたいと思っております。

大変、それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。私自身も、議員としての資質向上へ、さらに努力をしまっている決意であります。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩

いたします。

午後 2時04分 休憩

-----

午後 2時21分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 15番、一般質問を行います。口の悪い人が、はや私がいくように言っておりますが、もうしばらくここにとどめてもらいたいと思います。

一般質問というよりは、まことにささいなことで申しわけありませんが、人間一生に一度は、どうしてもお世話にならなければならない、人生が終わらないところでございますので。斎場の運営について、ちょっと市長にお聞きしたいと思います。

斎場の運営についての改善点を提起したいと思いますが、市長、この斎場の運営について、良きにつけ悪きにつけ、市民のお声がいろいろ聞こえておるとは思いますが、まず、どのような御批判をお聞きしておるか、お聞きしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の一般質問、唐突にどんな苦情を受け付けているかということでございます。

私の場合は、ほとんど市役所における苦情受付係のようなものでございまして、いろんな行政においての苦情がきます。

斎場の運営について、私の耳に届いているのは、申し上げますと、火葬を受け付けてもらえずに、市外で火葬にしたとか、それから接客態度が悪いというふうな苦情が寄せられているのは事実でございます。

それぞれに理由があろうかと思いますが、そんなふうなことが寄せられているのを、承知は

しております。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 質問を行います。

今、市長がお聞きになっておる案件も、私どもが市民から聞く声も同じでございます。

それで、私は、いろいろこの問題を考えてみますに、どうもこの苦情というものが、斎場側にあるのか、またこの委託側の市にあるのかというところで、若干、聞いてみたいと思います。

まことに残念ながら、昨年度、平成21年に宿毛市民が312名の方がお亡くなりになっております。本年9月には、宿毛市の人口が2万3,000人になってしまいました。

そのようなことから、好むと好まざるにかかわらず、近年、市内には立派な葬祭会館が4施設建設され、5社の葬儀社が営業いたしております。

そのため、各社はそれぞれ競争をして、従業員教育、接客接客は目をみはるほど日々向上しております。

それに比較して、斎場での接客は、今、市長が申されるような苦情が出ておりますし、その上に、今、市長が申された上に、もう1点、1日に3体しか処理せんということで、どうしても4体目をやってくれんから、市外で済まされたという御不満も多々聞いております。

そこで、私はその理由を私なりに検討してみました。その大きな原因の大半は、委託した市のほうにあるのではないかと思います。

ほかの市町村を例にとってみますと、須崎市の須崎やすらぎの丘の葬祭場でございますが、ここは須崎市が直営でやっております。職員2名でございます。

職員2名の方が、年間扱っております人数は、429名、1人当たりに換算しますと約215名の処理をしておるところでございます。

そして、中村市の中央葬祭場を見ますと、委

託契約で3名の方がやっております、629体を処置しておりますが、1人当たりで言いますと、約209体になるわけでございます。

ところが、我が宿毛市の場合は、親子でやっておるから、実質2名だと。委託契約は2名とやっておるというお話を聞きましたけれども、実質、払っておる賃金は、この幡多中央斎場の3名の方に払う委託料の1名分にも足りない金額しかお支払いしておりません。

それで417体もの処理を、現在、やっております、どうしてもあここで委託を受けておる方が、親切丁寧に、遺族とともに悲しんで、死者の尊厳を損なわないようにお送りしてあげたいと思っても、やれないのが現実でございます。

しかも、受付時間も8時半から17時までということでやっております、葬式に遺族の方は早く、その時間を知って、遠くにいる親兄弟、子供にも知らせたいということになるわけでございますけれども、葬祭場のほうが8時半から9時までやないと受け付けないということで、時間を決めてくれないから、非常に困るという苦情が来ておりますけれども、聞けば、委託契約は、朝は7時ごろから、晩は9時ごろまでは受け付けもしてもらいたいというふうな内容でやっておるようでございます。

しかし、相手方は、やりたくてもやれない。そのいい例が、宿毛市で417体を処置しておりますが、その中で、1日に3体以上処置したのは、4月にたった1度きりでございます。

というのが、葬祭会館の方たちが申すには、4人でしたらゆっくりできます。市民サービスも十分できますと言います。それはなぜかと言いますと、AB2つのかまがありますので、Aのかまは11時に1人、13時に1人ですと。それから、Bのかまは、12時に1人、そして14時に1人でやれば、1日4人は十分にこなせますと。

また、向こうの方も、それは時間的にはできますと申しますけれども、いかんせん、賃金が1人分しかない。3人以上は、どうしてもやれないというのが現状ではないかと思えます。

そこで、私は、今、もう一度、市民サービスの向上のため、この委託契約書を見直して、もう少し心のこもった賃金をお支払いして、市民の満足いくお葬式ができないものか、その点を市長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の一般質問にお答えします。

現在、宿毛市斎場でございますが、火葬炉が2基、汚物炉が1基を備えまして、業者に委託運営をしております。

るる、今、西村議員がおっしゃられたこと、また繰り返しになるかもしれませんが、状況だけを説明をさせていただきますと、一応、斎場の業務時間は午前8時半から5時までと、夕方の5時までとなっております、お通夜等で式場を使用する場合は、引き続き、業務を行っているというところでございます。

また、受け付けに関する問い合わせ、また急を要する受け付けにつきましては、午後の8時まで行うことになっております。

それから、処理能力でございますが、火葬炉1基が1日、西村議員の御指摘もありましたように、2体まで火葬にできます。したがって、宿毛市斎場の場合は、1日4体までの火葬と、汚物等の火葬ができるというふうな施設でございます。

それから、業者の評判のことは、先ほど、苦情が寄せられているということがありました。事情も聞かないで、すべてがそうだという形で決めつけるつもりはございませんが、そういった苦情がくるということ自体が、よくないことだろうというふうには思っております。

先ほど、私のほうから申し上げました事項につきましては、その都度、担当の者において委託業者に事実確認を行いまして、問題の解決に向けた指導をしているところでございます。

まず、火葬を受け付けてもらえなかったということについての事実関係、ちょっと調査しましたら、ほとんどの場合が、希望される火葬の時間が、午後0時から午後2時までとかいうところに集中いたしますので、そういった時間帯が先に予約で埋まってしまうというところがございます。

そうしますと、後から申し込まれる方につきましては、早い時間、それから遅い時間といった火葬になってしまいます。そうした場合に、後から申し込まれた方が、火葬にするとしたら、例えば告別式が朝の8時ごろになるとかいうふうな事情もございます。

で、その御希望に添えずに、御家族の希望される時間帯に火葬ができないというときもありまして、そのときは葬儀社のほうで、市外の斎場を手配するというふうなところがあるということでございます。

決して1日3体以上は火葬にしないということではありませんが、時間さえ合えば、4体までは可能でございます。

4体すべてを希望される時間帯に火葬にすることが難しいというところでございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど申しました接客態度の関係につきましては、もう搬送装置に不具合があったときに、炉の中への搬入に手間取ったことがあったようでございます。その際に、御遺族へ、やはり丁寧に、西村議員先ほど申されたように、御遺族へやっぱり、きちんとしたおわびが必要だろうと。その辺がなくて、御遺族の皆様にご不快な思いをさせたしまったというふうな

ことがあったというところでございます。

委託している業者さんも、深く反省をしておりますが、我々のほうからも、日ごろの接客態度も含めまして、指導を行っているというところでございます。

御遺族の皆様にとっては、故人と最後にお別れをする大切な場所でございます。斎場業務におきましては、厳粛かつ、やっぱり心のこもった対応をしていただくようにしていただきたいというふうに思っております。

委託料でございます。委託料が安いので、宿毛はそういうことが出てくるのではないかとというふうなことでございますが、これ、業務内容、当初の委託契約を結ぶときに、業務内容を精査して積算した上で、委託契約を結んでいるということでございます。金額が安いからといって、業務に支障を来すようであれば、これは契約違反というふうなことになりますので、そういった理由で委託料増額するということには、今のところ難しいのではないのでしょうか。

委託料そのものにつきましては、見直しの必要が生じましたら、協議をしまして、見直しを図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） ちょっと申し添えておきたいと思えます。

まじめに聞いておった方があったようでございまして、宿毛市では、亡くなった方が321名で、焼いた方が417人とは、数が合わないかという声がしておりますが、これは321名以上の方は、市外から搬入された方の数字でございますので、申し添えておきたいと思えます。

今、市長の答弁の中で、希望する時間に合わないから、やむを得ずできないという答弁があったわけですが、万一そういう件数があつたと

しても、1年に4人処理したことは、たった1回。もう3人以上はやらんと決めたかのように、3人以上は全然取り扱っておりません。

それで、今、市内の葬祭センターの方に聞くと、何時にできるぞということではなくて、委託する市の指導で、11時、12時、13時、14時と決めておいていただいたら、この時間のどれがあいておるかということをごちらから聞いて、それに合やす。今も、すべて葬祭場に合わせておりますので、その時間、4つ時間を決めてさえもらったら、いつでも私どものほうで、その時間に合やすということをおっしゃいます。

どうかそこらあたりも、含んでいただきたいと思いますが、何はともあれ、この処理する人数と、今、委託する金額とは、ほかの市町村に比べて余りにも低過ぎる。やはり、ここは血も涙もある、妥当な委託金というものを、ぜひ検討してあげていただきたいと強く望んでおきたいと思っております。

さて、ここで一つ市長にお願いでございますが、ある方が、うちんくのおやじが死んで、お願いしたところが、忙しいけん、もうまんたんで焼けん。それで、よそへ持っていけということで、よそへ連れて行ったら、2万5,000円余分に要って、その上に霊柩車の運賃が1万円近く、3万5,000円余分が要ったと。

しかし、うちのおやじは税金もまじめに払って、最後まで宿毛市民を誇りにしてやったにもかかわらず、最後はよそへ行かされた。しかも、追加を持って行かされた、払わされた。これがどうしても合点がいかん、納得がいかん。

それはよそへ行かざるを得んことはわかるけれども、その2万5,000円と霊柩車の追加は、今まで宿毛市に一生懸命尽くした人間に対する当然の措置として、宿毛市のほうが、支払いしていいのではないかとおっしゃいます。

ります。

それで、私はなるほどなど。しかも、決してこれは無理ではないと思っております。

と申しますのが、宿毛市からよそへ行く方は40数名、よそから宿毛市へ来る方は140何人。よそから来る方からは、2万5,000円をもらっておるのですから、宿毛から行った方へ、その中から2万5,000円、私は当然出してあげていいのではないかと。そういう温かみがあっていいのではないかとおっしゃいます。

ぜひ、この付近も御検討をお願いしたいと思います。

そして、だいたいの数字を見ますと、今まで市が運営する入場料を取ったり、使用料を取ったりする施設で黒字になった施設は1件もありません。ところが、この斎場は、建設資金の返済は別として、日常の運営の中では黒字になっております。どうかそこらあたりも兼ね合わせて、市外へ行く方への補助金、そして働いてくれる方が気持ちよく働けるような委託金の変更等々も御検討いただきますように、幾重にもお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（寺田公一君）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時43分 延会

平成22年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成22年12月14日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君  
次長兼調査係長 朝比奈淳司君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 弘瀬徳宏君  
市民課長 滝本節君  
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長補佐	山崎善文君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君



----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○副議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） おはようございます。2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、公園への健康遊具の設置について、お伺いをいたします。

急速な高齢化社会の中で、介護の問題が老後の大きな不安要素となっています。その不安要素を解消し、高齢者の介護サービスや介護支援を保障するために、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして、2004年4月から介護保険制度が導入をされております。

しかしながら、介護保険は使えば使うほど保険料が高くなるため、介護予防が現在、とても重要な役割となっています。

そこで、高齢者の皆様がより身近なところで、簡単に健康維持ができることが大切だと考えております。だれもが、いつでも、自由に、簡単に利用できる公園などに、バランス感覚を養い、筋力を高めるなど、体力の衰えを補い、転倒防止などを防ぐための健康遊具が設置してあれば、利用者の皆様にコミュニケーションもとれるし、自分のペースで楽しく、無理することなく、習慣的に利用することができると考えております。

健康遊具は、気楽に楽しみながら体を動かすことができ、柔軟性の向上、バランスの向上、筋力の強化、リラックス効果などの効用があり、健康維持、運動能力の向上を図ることができます。

現在、公園遊具全体に占める健康遊具の比率は、2007年で3.5%とまだ少ないですが、

1999年には5,690基だった健康遊具は、2007年には1万5,144基と急増しているそうです。介護予防、健康増進のために、公園への健康遊具の設置をすることはできないものか、お伺いをいたします。

次に、保育園への加湿器の設置について、お伺いをいたします。

インフルエンザや風邪のウイルス、細菌は主として低温、15度から18度以下、乾燥、湿度40%以下の環境を好みますので、冬に増殖をいたします。

また、寒さと乾燥のせいで、鼻やのどの粘液の分泌が減り、ウイルスなどを排除する繊毛の働きが鈍くなってしまいます。こうして風邪をひきやすくなります。

予防のポイントとしては、手洗い、うがい、温度・湿度を保つ、マスクをする、ビタミンCの摂取、十分な睡眠、食事などがあげられています。

保育園では、手洗いやうがいは実行されているとは思いますが、しかし、湿度を保つことは余り実施されていないように思います。

湿度を50%から60%に保てば、鼻やのどの粘膜のウイルスに対する抵抗力が強くなります。

手洗いやうがい、加湿器を利用して湿度を保てば、保育園での流行や重症化を防止することができるのではないのでしょうか。そこでお伺いをいたします。

今現在、保育園での加湿器の設置状況をお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに、公園への健康遊具の設置でご

ございますが、まず、最初に公園について、簡単に御説明を申し上げます。

市内にあります公園ですが、これは県が設置して管理するもの、それから県が設置して、市が管理しているもの。それから、市が設置して管理しているものというふうな3種類のものがございます。

県が設置するものにつきましては、住民の方とか、地区から市へ要望がありまして、遊具の設置に関し、県へ要望する運びというふうな形をとっております。

市が設置管理いたします公園の遊具につきましては、数年来の、住民の方から、多数、要望をいただいております。昨年度、平田公園への大型複合遊具の設置を初めとしまして、本年度におきましても、子育て支援の観点から、都市公園を中心にしまして3地区、4公園に複合遊具等の整備を、順次行っているところでございます。

いずれも、これはお子様用というふうな形になろうかと思いますが、健康遊具でございます。現在、健康の遊具につきましては、県管理の宿毛湾港緑地施設に4基、市管理の大海漁港緑地公園に3基、この2カ所に合計7基のものが設置されているところでございます。

今後、さらなる少子高齢化社会に対応する中で、健康増進はもとよりでございます。高齢者と子供たちのコミュニティーの空間の創出におきましては、非常に有意義な施設というふうに考えております。

私自身も、1人が1運動をしていただいて、市民が健康でいっていただける、介護予防にもなりますし、これ病気予防にもなります。そういったことで、この健康遊具、高齢者あるいは成人の方々の意見も取り入れた形で、取り組みやすい健康遊具、そういったものを設置を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、加湿器の、保育所への加湿器の設置でございます。先ほど、岡崎利久議員がおっしゃいました、私も不覚にも二、三年に1回の風邪をひいております、まことに申しわけございません。

保育園の加湿器の設置状況でございます。現在、山田保育園に2台、すみれ保育園に1台、中央保育園に2台の3園に、0歳から1、2歳児の部屋に5台、設置しておる状況でございます。

順次、増設していかなきゃいけない状況でございます。設置してないところにおきましては、先ほど、岡崎議員がおっしゃったように、園児の風邪の防止とか、インフルエンザ、そういった防止のために、保育室にぬれタオルなんかを置きまして、各保育園でも工夫をしまして、園児が適切な環境で過ごせるように努めておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたします。

まず、公園への健康遊具の設置についてですけれども、今、市長よりいろいろと答弁をいただきました。ありがとうございます。

前段階で高齢者のためにと説明をさせていただきましたが、先ほど、市長が申しましたとおり、メタボ対策が必要である中高年を含む、健康づくりのためにも、ぜひ健康遊具を設置していただきたいと思っておりますし、先ほど、取り組みやすい健康遊具からの設置をということで、答弁をいただきました。

それで、今、健康遊具が宿毛市内、宿毛湾港に4基、大海に3基と、合計7基設置をされているようですけれども、私自身、健康遊具の設置がどこにされてあるのか、全く今まで、答弁を聞くまで知らない状況でしたので、今後、設

置をされるのであれば、市民の皆様にはわかりやすい方法で、その遊具をできれば使いやすいとか、どのように使用することができるのか、そういうところも含めた上での宣伝活動なり広報活動とか、市民の皆様には伝えられる方法を、ぜひ検討していただいて、健康遊具の設置をお願いしたいと思いますけれども、その点、答弁がありましたらお願いをいたしたいと思います。

次に、保育園への加湿器の設置について、今、説明を受けました。現在、3つの保育園に加湿器が設置されていて、今後、順次、設置をしていくとの答弁をいただきました。

山田・すみれ保育園については、6カ月からの乳児を対象に、乳児保育をしております。また、山田・すみれ保育園以外にでも、平田・二ノ宮保育園でも6カ月からの乳児を対象に、乳児保育をされております。

優先順位を考えますと、できれば早い段階で、この2園については、加湿器の設置をぜひとも早い段階でしていただきたいと思っておりますけれども、この点、市長のお考えを再度お聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

今後、健康に資する遊具を設置するというところで、そういう方針を進めてまいりたいと思っておりますし、広報でそういったものの使い方について誤るとけがをしたりしますので、やはり今おっしゃられたような形で、この使い方も含めて、無理をしないように。余り健康遊具が設置されたからといって無理をしますと、また自分の体に悪い影響も与えると思っておりますので、そういった形での説明も含めた形で、どこにどういふものがあるということも含めて、広報してまいり

たいと思っております。

それから、保育所への加湿器の設置でございます。今後も保育所で、先ほど申しましたように、保育室にぬれタオルを置くなどの加湿状況をつくっていくということは、進めてまいります。

また、手洗いとかうがいの励行をするというふうなことも必要でございますし、いろいろな状況を確認しながら、進めていきたいと思っております。

今、岡崎議員の、早い段階での2園への設置ということをお聞きしました。これは、財政とも話しまして、きちんとした対応をとるようにしてまいりたいというふうに思います。

蛇足でございますけれども、岡崎議員が以前に、やはり女性とか子供のということで、子宮頸がんやヒブワクチンのこと、これにつきまして、今年度、ようやく政府も動いてくれまして、政府のお金、それから市のほうも負担をしなきゃいけません、そういったもののワクチン接種が可能となってきましたことを御報告もさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） どうも答弁、市長、ありがとうございます。

私から、今回、質問させていただきましたのは、公園への健康遊具の設置について、それで保育園の加湿器の設置について、質問をさせていただきましたけれども、健康遊具については、順次、検討しながら、この進めていくということでございますし、保育園への加湿器の設置についても、財政等と相談の上、設置をしていただけたという前向きな御検討、答弁をいただきましたので、私のほうから、これ以上、再質問する、質問をすることはございませんので、以上で私の一般質問のほうを終わらせていただき

たいと思います。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） おはようございます。  
14番、中川でございます。

今議会での一般質問は、1問だけとなっておりますので、市長におかれましては、明快な、わかりやすい御答弁をお願いをいたしたいと思っております。

その質問内容ですが、市営住宅の耐震対策と、まちづくり基本計画についてをお伺いをしたいと思っております。

私は、これまでの一般質問で、繰り返し取り上げてまいりました本市の耐震対策でございますけれども、今回は市営住宅の耐震化事業につきまして、今後の宿毛市のまちづくり方針との関連におきまして、御質問をいたします。

30年以内に、いつやってもおかしくないとされます南海・東南海地震の予想規模につきましては、政府の地震調査委員会において、1854年に発生いたしました安政の南海大地震のマグニチュード8.4クラスを想定しております。

こうした巨大地震に備えるために、政府では東南海・南海地震防災対策推進地域を指定いたしまして、それぞれの地震防災対策関連法や、耐震改修促進法などに基づきまして、防災地震対策を講じることといたしております。

本市におきましても、既に平成18年1月26日に施行されました改正耐震改修促進法に基づきまして、宿毛市耐震改修促進計画を国に提出しておりまして、平成20年から27年までの間に、耐震化率90%を目標にして、市内の対象となる建築物の耐震化を進めることを打ち出しております。

加えまして、本年3月、平成23年から30年までの当面する計画といたしまして、宿毛市公営住宅等長寿命化計画を県に提出いたしまし

て、国の補助事業や交付金事業を導入して、市営住宅の建てかえによる耐震化を進め、安心して暮らせる住環境づくりに取り組む姿勢を明らかにいたしております。

これらの現状を踏まえまして、次の項目について若干質問をしたいと思います。

1点目、市営住宅の耐震補強工事や建てかえ計画など、住民の命を守るための耐震化事業の円滑な推進のために、より具体的な事業計画の策定が必要であるというふうに考えております。

来年度事業として、国の有利な施策を導入したまちづくり基本計画及び実施計画の策定に着手するお考えはないか、まず1点お伺いをいたします。

2点目といたしまして、市営住宅の建てかえに当たりましては、住民参加のまちづくりの視点が重要であるというふうに考えております。これらの建てかえ事業に伴う新たなまちづくりの取り組みを、地域福祉計画の取り組みの理念に基づいて、自主防災活動などを含めて、地域住民が主体となって支え合う地域福祉の推進につなげていくお考えはないか、まずお聞きをしたいと思います。

以上、2点を御質問をしたいと思います。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般質問にお答えをします。

まず、第1点目でございますが、市営住宅の耐震対策を推進するために、来年度事業としてまちづくり基本計画及び実施計画の策定に着手する考えはないかという御質問でございますが、市営住宅の耐震対策につきましては、中川議員から言われましたように、国の交付金事業を導入しまして、市営住宅の建てかえによる耐震化を進めるために、本年3月に、平成23年度から平成30年度までの当面する計画としまして、宿毛市公営住宅等長寿命化計画を県に提出をし

ております。

また、本年8月には、庁内におきまして市営住宅の再編等に係る検討会を立ち上げまして、宿毛市全域をとらえた中で、公営住宅と民間住宅の役割分担とか、高齢者対策なども考慮しながら、良好な住環境、居住環境の整備促進を図るための検討を行っています。

建てかえに当たりましては、よりよい建てかえ計画にするために、来年度には住民や有識者からなるまちづくり協議会を設置しまして、高齢者や障害者などにも配慮するなど、さまざまな角度から広く御意見をいただきまして、住民との協働で基本計画を作成し、その後、財政的なことも考慮しながら、随時、建てかえをしてまいりたいと、このように考えております。

それから、地域福祉との関連でございますが、新たなまちづくりの取り組みを、地域福祉計画に位置づけてはどうかという御質問と思いますが、地域福祉計画は、県下でももう策定率が非常に低くて、各市町村とも策定がおくれている現状でございますが、作成に向けた取り組みを、現在、しているところでございます。

本計画は、地域の生活課題解決のための仕組みづくりについて定めるものでございまして、宿毛市では、平成20年4月に、中角地区をモデルとして、中角地区地域福祉計画を策定させていただいております。

来年度は、宿毛市全体の計画を策定するべく、現在、検討を進めているところでございます。

この計画では、地域住民が主体となり、支え合う地域福祉の推進につなげていかなければならないことはもちろんでございますが、市営住宅の建てかえ事業と、地域福祉計画が直接関連するものではございませんが、策定に当たりましては、広く住民の課題や意見を出していただきまして、高齢者、障害者、子供までが、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目指した計

画を策定していかなければならないというふう  
に考えております。

いずれにしましても、すべての住民が、住みなれた地域で、だれもが安心して暮らせるように助け合い、支え合い、ともに生きることを目指して、市民と行政の協働作業による仕組みづくりが必要と考えております。そのことが地域福祉の推進につながるものというふう  
に考えて  
おります。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうもありがとうございます。

2点にわたる質問内容でしたが、それぞれわかりやすい御答弁をいただきました。

基本的に、基本計画も来年度、策定していこうという考えでありますし、住民福祉の推進につながる地域福祉計画、直接は関係ないとは言いましたけれども、関連づけた取り組みとして、地域福祉に推進するように取り組んでいくというお答えだったというふうに思います。

そこで、この地域福祉に関して、来年度策定されるということですから、その大きな宿毛市全体の計画は取り組んでいただきたいんですが、市長のおっしゃるように、策定率は非常に悪い状況でありまして、高知県で現在、市ですね、町村を除いて市の中で策定済みのところは、室戸市と須崎市、清水市、それから四万十市ということになっておりまして、あとはまだ策定をされておられません。

策定を予定しておるところが香美市であり、そしてまた本市が来年度やりたいということであるということでございます。

そういう意味では、少しおくれておりますので、それはそれとして進めていただきたいわけですが、この地域福祉計画の前段にある地域福祉の法的な位置づけとしてありますのが、地域

住民が地域社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならないという努力規定として、4条で規定をされておられるわけでありまして、大いに今回のまちづくり計画も、この地域福祉計画の理念、そして地域福祉のこの4条の規定に沿ったものというふうを考えておりまして、大いにリンクして取り組むべき事業であるというふうに思っております。

計画のための計画ではなくて、具体的な取り組みの中に、それを生かしていくという視点が重要であるということで、指摘をさせていただきましたが、ぜひとも地域福祉計画と、それこそリンクさせて取り組んでいていただきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、ちょっと角度をかえてお伺いをしたいんですが、防災対策のこうした事業と、地域の経済の関係についてであります。

現在、雇用の確保や産業振興による生活の安定、そして住民のそうした消費意欲を推進していくためにも、こうした経済的な浮揚策というのは重要な行政課題であるというふうに考えておりますが、そうした中で、昨今、よく報道されておりますように、政府のTPP加盟の動きに見られますように、これ環太平洋戦略的経済連携協定ということの略のようでもありますけれども、こうした動きが日本各地、地方の、特に農業にかかわる方々の生活を脅かすのではないかとということで、懸念をされておられる実情もあります。

今議会にも陳情があがってきておりまして、意見書提出してほしいという陳情であります。そういった現状にあって、非常に危惧をしているわけですが、こうした現状に対して、行政として、一次産業、二次産業の振興、産業振興による地域経済の活性化、底上げは当然のことです。ありますけれども、こうした、さっき言いまし

たような防災対策、特に巨大地震に備えるための市営住宅などの耐震化の事業につきましては、活力を失いつつあるこの地域経済に、一時的なものであったとしても、カンフル剤として大きなインパクトを与えるのではないかなというふうを考えておりまして、こういった事業が雇用の確保や生活の安定、ひいては地域経済の拡大にも大いに寄与するのではないかなというふうに期待をしておるわけですが、これらの防災ニューディール事業ともいえる自然災害に強いこのまちづくりと、この経済効果について、市長はどういうふうな見解をお持ちであるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域福祉計画に、こういった形のものを、住宅の関係へつなげていくということについては、これからもそのように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、防災の関係、耐震対策についての、耐震事業が経済のカンフル剤となるんじゃないかというふうなことで、非常にいい形のものだと思います。

私自身も、市内の経済効果、いわゆる我々のところの公共事業というものが、やはりまだ一つ伸びが少ないわけでございますが、この疲弊した経済には、非常にやはり公共事業的なものというものは、非常に、我々経済にもカンフルとなってくるんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

国も経済対策を講じているわけでございますけれども、なかなか国のやっている経済対策が、我々に効果をあらわしていないのじゃないかというふうなことでございます。

そういったことで、宿毛市内の経済、大変厳しい状況があって、こういった市営住宅の建て

かえ、これがやはり、大分、カンフル剤になってくるんじゃないかという気持ちは、多分に私は持っております、この建てかえが始まりますと、雇用の場がまず設けられます。それから、地元木材等も、この建てかえについて、いろいろ利用が図られるというふうなこともございまして、大きな経済効果というものが発揮できるんじゃないかというふうに思っております。

住宅の建てかえでございしますが、学校の建てかえ含めまして、財政的に許されるものなら、早急にこれを早くやっていきたいというふうな気持ちでいっぱいでございます。

優先順位は、やはり人間の住む、安全安心なところというものを提供すべきでございます。学校の建てかえと含めまして、並行的にこの住宅の建てかえについても、早急にやっていかなきゃいけない。

これは先ほど申しましたように、県を通じまして、国のほうにも出しておりますので、ぜひ来年度から基本計画、実施計画等を立てながら、順次進めてまいりたいと、このように考えます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうもありがとうございます。

最後に、1点、意見になるかもしれませんが、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

現在、宿毛市の市営住宅、公営住宅、改良住宅含めて398戸ございます。

その中で、先ほど、長寿命化計画で位置づけられたのが、公営住宅103戸を含む181戸を、30年度までに当面して取り組んでいこうということを挙げておられます。

先ほど、市長が申されましたように、現在、学校の統合計画、そして耐震化も進めなけりゃならんという状況にあります。

そういう全体計画、長期的なビジョンと整合

性を保っていただきながら、計画的に取り組むべきであろうというふうに思いますが、国の、国交省のほうの御意見をちょっと聞きますと、財政的な負担については、余り市町村に、そんなに過酷な負担にならないのではないかというふうなシミュレーションもしておりますし、公債費の負担比率のカウントにつきましても、それはそこで直接、他の公債費と同じように実質公債費比率の中にカウントしない形の、考えることができるというふうなお話もされております。

この公営住宅、改良住宅の中では、補助率のいい事業もありますから、ぜひこの際、国の、新たにパッケージとして制度化された、新しい交付金事業もことしから始まったようでございますから、ぜひそういった有利な制度をどんどん利用していただいて、宿毛市の負担が少しでも軽くなるような方向で取り組んでいただくと、非常に住民にとってもありがたいということになります。

ぜひ、そうした努力を、市長が、宿毛市のトップとして、ぜひ県や国に対しても、強力にアプローチしていただきたいということをお願いもしたいと思います。

それについての市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、中川議員からよい御提案もいただきました。もちろん、我々、財政的に非常に厳しいところでございます。

先ほどの、特に市営住宅、改良住宅のことではございませんが、学校の中においても、中心市街地活性化事業基本計画、これに入れることによりまして、非常に有利な補助金がいただける、そういうふうなものもございまして、ぜひ財政的にも厳しいところでございますから、国

の金を引き出して、そういう金をたくさん使う形で、後世に余り負担を残さないような形のものを使ってまいりたいと、このように考えます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 適切な御答弁ありがとうございました。

ぜひ、御努力、宿毛市の代表バッターとして、トップとして頑張っていたきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

-----・-----・-----

午前10時47分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 皆さん、おはようございます。5番議員の浅木です。ただいまから、私の一般質問を行います。

質問通告に従い、質問を進めます。

まず、1番目に、国民健康保険について市長にお尋ねします。

私は、6月議会で日本共産党宿毛市委員会が実施した宿毛市政と市民の暮らしアンケートの結果について紹介し、その中の幾つかを質問し、市長から御答弁をいただいたことでした。

その中に、国保の問題もありましたが、国保問題をめぐる大きな動きがありますので、再度、質問いたします。

アンケートの中では、税金や国保等の保険料が重くなったと答えた人が80%、暮らしに不安を感じる要因の第1番目が、税や国保料の負担でした。

このため、市政に望むことの第1番目も、国

保税等の引き下げでした。

一昨日の新聞にも「国保税値上げで生活できん」との大きな見出しで、高額な国保税に悩む県民の姿が報道されていました。

宿毛市でも同じように、多くの市民が高額の国民健康保険料の支払いに苦しんでいる結果が、アンケートにもあらわれています。

昨年度末に、厚生労働省は前年の国保税収納率の全国平均が、制度始まって以来、初めて90%を割ったと発表しました。宿毛市においては、辛うじて90%を維持しましたが、収入が毎年低下する中では、高額な保険料を払いたくても払えない世帯がふえることは、火を見るより明らかであります。

今、全国的に国保税引き下げの国民的運動が起こり始め、既に引き下げを実施した自治体もあります。

私は、国民健康保険の現状を、市民の立場で改善するために、市長に次のことをお尋ねします。

まず、1番目に、こうした市民の悲鳴に耳を傾けて、国保料の引き下げを求めるものであります。今日のような高額な保険料になった大きな要因は、国保総会計に占める国庫支出金の割合を、政府が1984年には50%であったものを、現在の25%に引き下げたことによるものであります。

差し当たっては、他の自治体のように、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れで、高過ぎる保険料を引き下げ、だれもが滞納せずに払えるようにすることが必要かと思われま

しかし、根源的には、政府が国庫負担をもとの50%に戻さなければ、解決がつきません。このことを政府に求めることはできないか、お伺いいたします。

2番目に、国保加入者の収入が低下する中で、治療後に病院の窓口で払う一部負担金の支払い



が困難になる人がふえています。このため、厚生労働省は、国保の患者窓口負担を減免する新たな基準について、今年の9月13日付で通知を出しています。この通知は、収入が生活保護基準以下に急減し、預貯金が生活保護基準の3カ月以下の世帯が対象で、1カ月更新の3カ月が標準となっています。

そして、市町村国保に対しては、減免額の2分の1を国が特別調整交付金で負担するという内容になっております。

宿毛市は、この通知の取り扱いをどのようにしているのか、市民にはどう周知しているのかお尋ねします。

また、この際に、国から示された基準を参考に、減免制度を明確にすることを求めます。

3番目に、厚生労働省は、この通知の中で、保険料滞納者に対する資格証明書の発行についても、窓口負担減免基準に該当する人は、保険証取り上げの対象とならない特別の事情に該当する可能性があるとして指摘し、保険証の取り扱いに留意を促しています。

宿毛市においても、この通知に基づいた取り扱いを求めます。

4番目に、資格証明書の発行については、2010年3月4日の参議院予算委員会での長妻大臣が、払えるのに払わないと証明できた場合以外は、慎重に取り扱うよう自治体をお願いすると答弁しています。

悪質滞納者と証明できない限りは、資格証明書を発行させない立場を明言したものとと言えます。

宿毛市としても、このことに留意して、資格証明書の発行は悪質滞納者のみとするよう、求めるものであります。

5番目に、政府は後期高齢者医療制度にかわる制度を検討していますが、これまでと同じように、75歳以上の人の国保を別立てにし、県

に運営や財政責任を持たせようとしています。

将来的には、74歳以下の人も県に移す計画でもあります。

すべての国保加入者を県に移さず、これまでどおり市町村国保とするように求めるべきではないかと、市長にお伺いします。

大きな2番目で、農林水産物の自給について、市長にお尋ねします。

食料の自給率向上が叫ばれる中で、菅首相が臨時国会冒頭の所信表明演説で、突如、環太平洋連携協定TPP交渉への参加検討を明らかにしました。

このため、TPPが関係業界でなく、多くの国民の関心事となっています。このTPPは、原則として、すべての品目の関税を撤廃し、例外なく自由化させる協定であります。

日本の場合、自動車や電機など、輸出に強い工業界では、0.48から0.65%、国内総生産、いわゆるGDPを押し上げる効果があると、推進を求めています。

しかし、国際競争力の弱い農林漁業などは、大量の輸入品に押され、壊滅的な打撃を受けるようであります。

農林水産省が公表している試算表によると、農林水産物の直接生産減少額は、水産物の4,200億円、林産物の500億円を含めて4兆5,000億円となっています。

また、農業の多面的機能は3兆7,000億円ほど失われ、雇用は350万人分消失することになっています。

こうしたことから、現在でも40%の食糧自給率が13%にまで急落するとなっています。

高知県内では、産出額139億円のお米のほとんどが失われ、牛肉など、酪農産品を合わせた農産物が176億円減少するとなっています。

そこで、市長に次の4点についてお尋ねします。

まず、1点として、政府が農林水産業等に壊滅的打撃となるTPPに参加しようとしているため、宿毛市でも関係者は大変心配しています。第一次産業のみならず、地域全体の経済に大きなマイナスの影響があると考えますが、このことについての市長の認識をお尋ねします。

次に、TPP参加によって、農林水産物の完全自由化が進められた場合に、宿毛市の農林漁業及び関連産業と地域経済に、どのような影響が出るか、数字的に試算をしておればお示し願いたい。

3番目に、TPPに大きな危機感を持つ高知はた農業協同組合の理事長から、宿毛市議会に対して、TPPに参加しないよう求める意見書の提出の要請が来ております。

市長としても、こうした悲鳴を、悲痛な訴えをされている団体の皆さんと連携し、ともに行動を起こすべきときではないかと思いますが、このことについて、市長の所見と認識をお尋ねいたします。

4番目に、政府はTPP交渉に参加するかどうかを決めるのは、来年の6月前後としております。宿毛市民がこんなにも心配しているTPPに対して、市長として、機会あるごとに、きっぱりと反対の意思表示と取り組みをしてほしいと思います。

市長の所見と決意をお伺いします。

大きな3番目で、咸陽島の公園の整備事業についてであります。

宿毛市が今進めている咸陽島魅力回復事業については、多くの市民から疑問、批判の声があがっているので、私は幾つかの点について、市長にお尋ねします。

咸陽島公園は、景色がよいだけではなく、遠浅の海岸は潮干狩りもできる、市民の憩いの場ともなっています。

以前には水族館もあり、保育園や学校の子供

たちを楽しませたものでした。しかし、近年はほとんど手入れもなく、雑草や雑木が生い茂り、ある程度、整備を求める声もありました。

しかし、シャワーとトイレに加え、大きな砂場をつくったため、附帯工事も含めて4,200万円かかっています。設計図の提出も求めず、予算を承認した議会の責任もありますが、改めて市長に次のことをお尋ねします。

1番目に、整備完了まで、まだあと1,500万円ぐらい必要と聞いていますが、市民の多くが、経済的困難に直面しているときに、多額の税金を投入して、あれほど大がかりな事業をする必要があったのかどうか。

2番目に、約1,500万円もかけて大きな砂場をつくったが、だれがどう使うのか。市民要望とはかけ離れたものではないか。市民の要望をよく聞いてからつくるべきではなかったか。

3番目に、また砂場周辺とその東側を芝生にするようですが、雑草の繁茂、動物対策など、芝生の管理は容易でないと思われま

す。委託管理費として、毎年約60万円を支払い、除草や清掃もすることとなっていますが、これで十分な継続的管理ができるのかどうかをお尋ねします。

最後に、大きな4番目で、公共建築物への木材利用促進について、市長と教育長にお尋ねします。

私は、これまでも森林の育成や林産業発展の観点から、木材利用の促進を求めてまいりましたが、10月から新たに公共建築物木材利用促進法が施行されたので、その関係で、市として今後の公共建築をどう考えているか、お尋ねします。

まず、1点は、本年は小筑紫小学校の建築がありましたが、これから宿毛市は公共施設の建築が続きます。宿毛市において、今後の公共施設建築の木材利用をどう進めるか、市長にお伺

いします。

2点目は、最も早い建築が、宿毛消防署かと思われま。この建築にも内装は木材が使えると思います。木材の使用やエネルギー対策について、どのような構想をお持ちか、市長にお尋ねします。

3点目は、教育関係施設も老朽化が進み、学校の施設改築が続きますが、建築に当たっては、木造建築が可能となる立地条件、建築方法について、どのように考えているか、教育長にお尋ねします。

4点目に、今、宿毛市内の建築関係等の皆さん方は、不況の中、仕事を求めています。こうした大きな仕事の設計や、工事発注に当たっては、地元業者最優先で取り組むべきではないかと思いますが、市長の考えを伺います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、国民健康保険会計でございますが、数点あるかと思ひます。

まず、1点目でございますが、国保税の負担を下げるために、国に対して国庫負担増を求めるといふことでございます。

15年ほど前の国保特別会計の決算総額に占める国庫支出金の割合は、おっしゃるとおり50%ほどありました。

現在も、これは医療給付費に対する国庫支出金の割合は50%でございます。現在の国保特別会計には、15年前にはなかった後期高齢者支援金とか、介護納付金、それから共同事業拠出金など、多額の歳出があるために、この総額が大きくなってあります。

そのために、総額に占める国庫支出金の割合、国庫支出金がそのままでございますので、全体に占める割合が低くなってきているという現象

でございます。

私自身思っておりますのは、国保は国の責任で運営すべきものであるという認識でございます。

それから、2点目の病院窓口での医療費の一部負担金の減免につきましての御質問でございます。

9月13日付の厚労省からの通知によります医療費の一部負担金の減免について。一部負担金の減免制度自体に反対するつもりはございませんが、この減免によって生じる負担は、保険者であります市が負担することになります。この市の負担は、当然、その負担は他の被保険者に返ってくるわけでございます。だから、国が一部負担金の減免を提唱するのであれば、それによって生じる負担は、全額国が負担するべきであるというふうには、私は考えております。

そのような体制が整っていない現状では、宿毛市としましては、一部負担金の減免は実施できません。

なお、一部負担金の減免に係る国の全額負担につきましては、これからも機会あるごとに要請をしまいたいと、このように考えます。

3点目の特別事情の関係と、資格証明書の質問につきましては、同じ趣旨だと考えますので、合わせてお答えをいたします。

以前から同趣旨の議員の一般質問に対しては、何度も答弁してまいりましたが、当市における資格証明書の交付につきましては、宿毛市国民健康保険滞納世帯に係る事務処理要領、要綱がございます。また、同要領に基づき、被保険者間の公平性を保ちつつ、適切に運用をしているところでございます。

その上で、特別事情の質問にも関連するかと思ひますが、当市では、被保険者を取り巻くさまざまな環境の変化に対応すべく、きめ細かい対応ができるよう、毎年度、被保険者証の交付

基準を見直して対応しているつもりでございます。

今後も、資格証明書の発行において、当市の対応を変更するつもりはございません。

次に、5点目の後期高齢者医療制度終了後の新高齢者医療制度につきましては、せんだって、有識者らで構成します厚生労働省の高齢者医療制度改革会議により、後期高齢者医療制度にかわる平成25年3月からの新高齢者医療制度の最終案を、厚労省が先日、発表したことは皆さんも御存じのとおりだと思います。

それによりますと、新高齢者医療制度につきましては、平成25年3月からスタートをしまして、現在の後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方、約1,400万人のうち、被用者保険に移る200万人の方を除く1,200万人について、国保に戻すことになっていきます。

次に、その運営主体につきましては、都道府県もしくは広域連合とされておるということでございます。

75歳で区切るのか、その運営主体につきましても、市町村国保に返すべきだとの質問もございますが、被保険者の方が高齢者でもございますし、制度の改正が被保険者の負担増につながるないように、財政安定化基金の活用等の声を上げていかなきゃいけないんじゃないかというふうなことを思っております。

この改正案自体につきましても、先日発表されたと申しましたが、この全国知事会とか、政府与党内にも高齢者の負担増につながるとして、難色を示す動きがある、こういうことでございまして、先行きが不透明な状況でありますので、今後の推移を、これは見守っていかなきゃいけないかなというふうなことも思っております。

次に、TPP、非常に発音が、日本人にはやりにくい発音でございますが、環太平洋戦略的

経済連携協定ということで、関税を全部、オールフリーにしましょうと、簡単に言えば、いうことで。これは、最初には4カ国の加盟で発行したものを、何かアメリカとオーストラリア等が参加を表明したということで、日本のほうもおくなくてはならじというような感じで、何か菅首相が発表したようでございますが。

菅首相も、いろいろやはり、日本の国内の農林水産業のことを、きちんこの振興策、こういう関税、オールフリーになっても、国民が食べていけるというふうなことを、まずしてからやらなきゃいけないんじゃないかと、私は思っているわけでございます。

TPPが全部、関税がフリーだからいいというわけでは、日本にとってはないんじゃないかなと、私は思っております。

これが、日本の農業が、関税がオールフリーになっても、これは食べていける。農業が継続していけるというふうな状況を先につくるべきだと、私は思います。

この互惠関係を築くことは意義あることだというふうには思いますが、参加の是非、先ほど申しましたように、やっぱり何らか、その一次産業に対する策をやっぱり講じて、それからやるべきではないかというふうに思いまして、余りにも拙速であるというふうなことを、今、思っているところでございます。

また、一次産業への、これをすぐに実行されますと、壊滅的な打撃は、我々地域経済にとりましても、地域社会をより一層、冷え込ませるというふうなことが出てくるし、また、雇用環境を極度に悪化されるおそれがあるというふうな認識を、私も持つておるところでございます。

次に、TPP参加によって、農林水産業の数値的なものを出せということでございますが、きのう、きょうの新聞を見ますと、四万十市が数値を出しているところでございますけれども、

あれは聞きましたら、かなり随分前の数値だということでございます。

先に県が農業産出額を試算をしていましたが、この数値は、もう農林水産省で出しているものに、減少率を掛けたものだけということですので、宿毛市では、数値的なものは出しておりませんので、ここで、済みませんがお答えはできません。

それから、今後の話でございますが、TPPの参加については、県のトップである知事も反対ということでもございますし、今の時点で、私も賛成できるものではございません。これは、先ほど申しましたように、一次産業だけの問題じゃなくて、地域経済そのものに与える影響が非常に大きいというふうなことを思っていることを申し添えておきます。

それから、咸陽島の整備事業でございます。

21年度に国の、これは地域活性化経済危機対策臨時交付金事業というのがありまして、非常に使途が限られたものでございました。

我々、事業に優先順位をつけながらやっているわけでございますけど、これに合うものが、公園の整備事業、魅力回復事業ということで活用いたしまして、議会の承認をいただきまして、整備したものでございます。

この事業の内容につきましては、今まで何度も説明を申し上げてきておりますが、前回の第3回定例議会におきまして、今後の整備計画を含めた詳細について、御報告をしまして、一定の御理解もいただいておりますが、市民の皆様にも、さまざまな御意見があるということは、私も承知しております。

以前から、本市には小さな子供を持つ家族連れが楽しめる公園や施設が、少ないとの声を聞いておりました。

咸陽島にまいりますと、休日は小さなお子さんを連れた親子連れが、結構います。春には、

非常に、私も時々見回りといったらおかしいんですけれども、見に行きますと、芝のほうで遊具で遊んでいる親子連れの方が非常におられました。

こういったことで、宿毛湾、いわゆる宿毛市の地域が海に面して立地していながら、気軽に海で遊べるような砂浜がほとんどないというのが実情でございます。

そのために、100%補助に近い本事業を有効に活用しまして、老朽化して不便を来しているトイレとシャワー施設を含めた整備を実施したものでございます。

残念ながら、トイレにつきましては、非常にいたずらをされまして、心ない者たちのいたずらによりまして、トイレの修繕をしなきゃいけないと、そういうものも発生しております。

私どもとしましては、今後とも、当初の目的どおりに、市民の皆様方を初め、多くの方々が自然に触れ合いながら、ビーチスポーツとか、砂遊び、いつでも気軽に楽しめる施設として、どんどん御利用いただきたいと願っているところでございますし、公園全体として、皆さんが年間を通して訪れる憩いの場として、計画的に整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

その前に、咸陽島に、椰子に至る道路というのが、十数年かかってまだできてない。これは、道路の交付金の関係もございまして、県のほうからくれるお金のほうが少ないということもございまして、非常に遅々として進まない。早く完成をして、この公園にも、ぜひその道路を使って行っていただきたいというふうなことも思っているところでございます。

こういったことで、引き続き、市民の皆様方の御理解を得て、その広報やホームページなどを通じて、周知してまいりたいと思っておりますし、市外の方々に対しましても、観光パンフレット

とか、さまざまな研修会や会議の場を利用したPR活動も、積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

また、東京にあります全国のビーチスポーツ振興会のほうからも、いろんな御支援もいただけるということで、そういったほうの情報もいただきながら、活用を図ってまいりたいというふうに思います。

それから、芝の植栽でございますが、現在の砂場周辺は、ごつごつした岩が多く、石が多くて、裸の足で歩きますと、けがをする危険性がございます。そのために、今後の計画としましては、芝生を張ることによって、利用者の安全が確保できる施設として、整備を図ってまいりたい、このように考えております。

芝の管理につきましては、この公園内には既に芝生を植栽しまして、年間を通じて芝刈りとか、雑草駆除等の作業を行うなど、維持管理ができておりますので、新たな芝生につきましても、技術的には問題なからうかというふうなことを思っております。

次に、公共建築物への木材の利用促進でございます。浅木議員もおっしゃったと思いますが、木材の利用を促すために、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が、本年の5月26日に公布されまして、10月1日に施行されてます。

この法律では、公共建築物の建築に用いる木材を、円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずるとされておりまして、地方公共団体の責務として、地方公共団体は国の施策に準じて、木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないというふうにされております。

宿毛市の最近の公共建築物としては、小筑紫の小学校があります。この建物におきましても、

内装材及び備品の机とかいすなどにも、木材を利用しておりまして、また、新港埠頭用地に建設しました84マリンターミナルにつきましても、木造建築とするなど、法律の制定に先立ちまして、地産地消を推進するため、積極的に木材の利用に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、宿毛市が建築する建物につきましても、可能な限り、積極的に木材を利用したいと考えております。

また、この木材も、できましたら、ぜひ地元産材を使っていきたい、こういうふうなことを強く感じているところでございます。

来年度、工事に着工予定の消防庁舎における木材の利用関係でございますが、現在、基本設計を行っておりまして、その中で構造についても、検討を行っておりますが、消防庁舎が非木造の構造が最適というふうになった場合においても、内装材として採用するなど、可能な限り、積極的に木材は利用していきたいと、このように考えております。

また、省エネ対策につきましても、太陽光発電とか、LED照明などの設置によりまして、エネルギーの節約にも努めてまいりたい。環境に配慮した施設にしたいというふうなことを考えております。

それから、私のほうで、木造の公共建築物を建築する場合に、設計または施工は、市内業者への発注を優先すべきじゃないかということでございます。もちろん、この景気低迷の折に、地元の方々にいろんなことをやっていただくということは、私も基本的には、そういう方針で取り組んでおります。

ただ、基本的に設計及び施工については、そういうふうに思っております。ただ、それには、いろんな資格というものがあったり、それに対する対応するものが要ると思います。そういった資格審査をした結果、そしてまた、建築物の

規模等、あと施工の監理とかいうふうなことを、総合的に判断した形で、庁内にあります指名委員会のほうに諮りまして、こういうことを決めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、初めに木造建築が可能となる立地条件は、どのように考えているかという御質問でありますけれども、まず、本年の3月に、市長も話がありましたけれども、新しい統合の小筑紫小学校が、建築が完成をいたしました。

当初は、木造建築を予定をしておりましたけれども、建築場所が海の近くである。それから、近い将来、高い確率で発生するであろう、そんな可能性のある南海地震による津波被害も想定されること等、勘案をする中で、鉄筋のコンクリートづくりを選択をいたしました。

今後、新たに設置、整備につきましては、何よりも児童・生徒の安全・安心の確保が、最も重要な要件だと考えております。当然、立地条件につきましても、慎重に検討をしていかなければなりません。

一方、学校の建設場所につきましては、現在ある学校の歴史的な経過であるとか、保護者、地域住民の思いとか、希望だとかも、十分配慮をする必要があります。

教育委員会の考えだけで決定できるものではありませんので、したがって、それらを総合的に検討した上で、場所を決定することになりますので、その場所に適した建築方法を研究して、取り組みを進めてまいらなければならないと、こんなふうに考えております。

技術的なことは、詳しくは承知をしておりますけれども、津波の浸水が想定される場所であっても、施設の一部を木造とするような工法

は可能ではないかとも考えております。工夫をすることによりまして。

次に、今後の教育施設の整備に当たって、木造建築とすることについて、どのように考えているかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、学校施設の建築につきまして、最も重要と考えておりますことは、子供の安全であります。

あわせて、先ほど来、議員それから市長も話をされましたように、公共の建築物における木材の利用の促進に関する法律の目的にも明記をされておりますように、地球温暖化の防止とか、それから循環型の社会の形成に向けた取り組みを推進するためとか、さらには木の持つ温かさとか、森林の大切さを子供たちに理解させるためにも、木造建築は有意義な取り組みの方法だと考えております。

いずれにいたしましても、教育施設の建築方法につきましては、担当部局とも十分協議をする中で、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

国民健康保険制度についてお尋ねした中で、市長からいろいろ御答弁いただきました。

まず、1点目の国保料の高いことについて、国保料が高いから市民が払えないと、こういう面で引き下げしてくれという要望が強いということですが、これについては、まだ数少ないですが、もう既に、各市で実際に引き下げもしていきゆうというところもあります。

逆に、やりくりができなくなって、上げるというところもありますが、この場合に、先ほども言いましたように、当面は基金の取り崩しとか、一般会計からの独自繰り入れですね、これ

によってやっていきゆうところもあるわけです。

全国的には、この独自に一般会計から繰り入れよる額が3,600億ぐらいあるように聞いているわけです。

また、高知県全体でも、11自治体ぐらいは一般財源から国保へ向けて繰り入れているということがあるわけです。

そういうこともしながら、地域住民、地元の人が何とか払えるような額にしていくということでやっていきゆうというふうに聞いているわけです。

これを、確かに市長の言うように、国が減額したからこういうことになったということは、私と共通する部分ですが、国が回復するまでは、そしたら市民の国保料は上げ続けるのかということになってまいかと思うんです。これは何とか、いろいろ財政の工夫しながら、これ以上は上げないと。また、できれば下げる、こういう方向で今後、検討していってもらいたいと、再度求めるわけでありませう。

それから、窓口負担の軽減の問題ですね。これにつきましても、せっかく厚生労働省から、初めて、金額は少ないけど、2分の1負担をするということで通知があったのにもかかわらず、宿毛市ではそれがあっても受けれないと。この2分の1負担がなくても、実際にやっている自治体は、もう既に実施している自治体はあるわけです。そういった面から、国のほうで、市長から言うと額が少ないやないかと。全額負担せよという、これは、これも一理ありますが、初めて2分の1負担するということになったんで、これを生かさん手はないと思うわけです。

ぜひ宿毛市民も、この恩恵にあずかれるように、今後、まだ期間がありますので、ぜひこの部分は、考え方を、市民のほうへ視線を向けて、考えてもらいたい。

それから、資格証明書の問題で、市長は毎年

見直しゆう。今のところ、見直しをするつもりがないという答弁でしたが、この資格証明書については、以前はかなり厳しくしていた自治体につきましても、この資格証明書になっているために、なかなか病院へかかれないということで、各地でこのことによって亡くなる人がふえてきたと。いよいよ行き詰まるまで病院へ行かないと。最後に行ったときには手おくれたったというケースが多くなっている関係から、政府のほうも、これを、資格証明書の発行基準を見直す、緩めるという方向になったわけです。

そういったことから、今までの方法、これをぜひ再検討をしてもらいたい。

ちなみに、資格証明書の発行状況ですが、これは高知県下では、今年の6月時点で3,270世帯というふうに聞いております。そのうち、宿毛はその1割の325世帯。

この世帯に対する、滞納世帯に対する資格証明書の発行率、これは県平均では18.49だと。ところが、宿毛市では47.31という、大変高い率になっているわけです。これは、9市の中では一番です。滞納者に対して、いかに多くの資格証明書を発行していきゆうかと。ほかの8市以上に、発行率が高いということが言えます。

なお、お隣では、四万十市が28.33で6位と。土佐清水では33.44で5位というふうになってますが、これと比べましても非常に高いと。

こういったことから、宿毛市では国保証を持ってない人が、病院へ行ったときに、とりあえず10割払わないかんという人が、これほどふえているという状況です。

このことについて、やはり、市長答弁で時々、平等とかいうことを言いますが、ほかの市町村と比べて発行率が高いという面がありますので、ここらあたりは、政府の考え方も受け入れて、



今後、引き下げるように、発行率を下げるように検討いただきたい。

なお、この問題での広域化の問題については、市長もあらかたをつかんでいると思いますが、やはりこの広域化になることによって、今度は75歳以上だけということですが、やがて74歳以下も、県のほうの管理に国保はしていくという方向になっていくわけです。

そうした場合に、はや私がここでこういうふうに質問しておりますが、それぞれ市町村レベルでは、声が反映できないということになっていくわけです。今の後期高齢者の広域連合でも同じですが、それぞれの議員が発言できるわけではなしに、選ばれた人だけしか、広域連合の議員として、後期高齢者問題については発言できてないということがありますが、それと同じように、この市町村に国保がなくなると、市民の声を、こういう場で市行政に求めていく、国保のほうへ求めていくということはできなくなると。

それとあわせまして、先ほど、私が言いましたように、独自会計が、独自繰入ができなくなるということで、国保料はさらに上がっていくということになるわけです。

そういった面から、市としては、県のほうがとってくれたらややこしいという面はあるかもわかりませんが、やはり市民を守るという面からは、市町村国保を残していただきたいと、そういうふうな考え方で臨んでいただきたい、このように思います。

それから、農産物の自由化の問題で、TPPの問題で提起いたしました、市長の考え方については、尾崎知事にほぼ近い考え方のように、私は受け取ったわけです。

このTPPが実施されると、高知県のような農林業県、そして宿毛も同じですが、非常に被害が大きくなるということから、先ほど提起い

たしましたように、これからいろいろな運動、これに対する運動も起こってきます。ぜひとも、市長も積極的に協力していただきたいと思います。

早、先般は農協の皆さん方がこれに反対するような署名も集めておりました。そしてまた、近々、県、また市町村レベルでも、これに反対するような取り組み、集会等をやるようございます。ぜひそういうことについて、政府が、先ほど市長も言いましたように、拙速にTPPに参加しないように、国民世論を高めていくという面からも、市長にもひとつ取り組んでいただきたい。

このことについて、今後、要請があったら、参加していただきたいんですが、この面についてお尋ねします。

それから、咸陽島公園の問題につきましては、この是非については、今、議論されているわけですが、最後のほうに、市長が言いました、今後の維持がもうできたものをどうこうするいうてもどうもならないので、管理の問題ですね。芝の管理については、非常に難しいと。今後、管理していくんだということですが、私の心配するのは、宿毛市でいろいろ公園をつくる。荒瀬山もそうですが、咸陽島に桜植えたときもそうです。それから、子供が遊ぶ、木でつくったアスレチックですかね、ああいうものもつくったけど、後の管理が、妙に手が回っていないということがあって、果たして芝を植えても、これから5年、10年、15年、継続してきちんと管理していけるんだろうかという心配もあるわけです。

これ、長期的にきちんと管理していく、こういう展望は持っているのか。それについてもお聞きします。

それから、公共建築物への木材利用促進については、今、お答えいただきましたように、今後、可能な限り、利用できるように取り組んで

いくということでございますので、その点については、再質問をいたしません。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えいたします。

国保税のことをおっしゃいますけど、一般財源投入だとか、各、ほかの市のことをあげてもらえますけど、我々としても、それは上げたくないですよ。そら上げたくないのは、人情として当然でございます。ただ、うちのほうの一般財源の関係であるとか、財政の状況であるとか、そういうものを総合的に勘案して、うちは四万十市ではございませんから、宿毛市でございますから、宿毛市として、独自に、私個人が何でもかんでもやってるわけではございませんで、事務局と一緒に、いろんな検討をしております。

そういった形で、これ以上上げない検討をせよというのは、なかなか無理なことがございます。我々も上げたくはないと思います。これはもう、私どもも市民でございますし、市民の皆様が困るようなことをやりたい、悪代官みたいなことは、なかなかしたくないです。

ただし、この国保税、特別会計でございます。やらざるを得ないところがございます。

ただ、上げないような工夫を、何とかしたいという気持ちは、十分あります。

それから、窓口の負担で、厚労省から2分の1の負担があるというのは、私は初耳でございますので。そこはないんじゃないかな。ほかのところで2分の1、交付税措置があるとかいうのは、よく聞くんですけども、これはちょっと確認を、私してませんので、ちょっと答えができません。

交付税措置があったとしても、非常に、交付税というのはいいかげんなものでございまして、

交付税措置するよと言いながら、来年度、ほとんどそれが、このことに対する金額はこれだというのが、全然、明細が国のほうからきておりません。

そういった意味で、交付税措置、交付税措置という言葉に、余りだまされないようにしたいというのが、私の今、ここの市政を預かる者としての心情でございますが。

ただ、2分の1負担があるということであれば、また考えも改まるかなと。ちょっと私、不勉強でございまして、申しわけございません。

それから、資格証明書の発行の仕方でございます。先ほど申し上げましたように、我々、きめ細かい対応ができますように、ほかの市町村はどういうふうな対応をしているか、私わかりませんが、我々も資格証明書じゃなくて、やはり皆さんに負担がないようにしたいという気持ちには変わらないわけでございますけど、審査にしましても、きめ細かい対応ができるように、交付基準等を見直して、毎年対応しているということでございます。

そういうことでございますから、御理解願いたいというふうに思います。

それから、T P Pに、何か要請があれば一緒に行動せよというけど、私も公務がたくさんありまして、そのときに要請があつて、時間があれば、それはまた考えます。そのときにおいて判断はさせていただきたいというふうに思います。

それから、芝の管理については、先ほど申し上げたとおりでございますので、今も芝がありますから、咸陽島公園には、それ、今までもずっと管理してきておりますし、きれいな形でお子さんとお母さんに使っていただいているということでございますから、将来においても、できるというふうに思います。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質問します。

窓口負担に対する2分の1については、私はそういう何が、国のほうから連絡が来ているはずだということですが、市長のほうでは、手元にそういう情報を把握してないということですので、今後、それは把握できたら検討するということですので、これについては、この情報を把握してから取り組んでいただきたいと、このように思います。

それと、市長、保険証の問題ですが、保険証が持てないという、これは非常に辛いことです。お金があるのに横着して払わんずつ、保険証がなくなっているという人は、そら金があるんだから、自分の金で病院へ行けるかもわからんですが、いよいよない。毎月の収入が非常に少なくなっていると。その中で、多額の国保料がくる、それが滞納になっていくという状況になってきておりますので、この人らに対して、確かにその人の分を減額したら、ほかの人に負担がいくという、市長は言いましたが、それでもいろんな形で、戦後のこの国保いうものは相互扶助ではなしに、社会保障という面で定義されているわけです。昔のは相互扶助という考え方ですが、今のは社会保障ということですので、言いましたように、国が、基本的には見る。それができなければ地方自治体が見る、こういうふうなことをしながら、だれにも、国民皆保険として、全体が保険を使えるというふうにしていかなくてはならないと。

先週も、私のところへ緊急の電話があって、人が倒れたと。救急車を要請したと。しかし、国保証がないと、どんなにしたらええろうということでした。

私も現場、救急車のとこまで行って、皆さんと聞いてみましたが、この人は宿毛市に住んではいるけど、住所が宿毛市でなかったの、宿毛市の責任ではない。私は関係する自治

体のほうと連絡とって、対策に当たったわけですが。

そういったように、国保証がないということについて、すぐに病院にかかれなと。この保障をぜひ、考えた時に、だれもが保険証を持てるような、悪質滞納者でない限り、保険証が持てるように、今後、今のところ考えはないということですが、今後、そういう考え方で検討してもらいたい。

このことを求めて、再質問終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 資格証明書の発行を停止しろということでございます。

ただ、非常に困った人に対しては、税の減免とかもございますから、その窓口でいろいろと相談にのっていただければありがたい。資格証明書だから医者に行けないということでもございませんし、我々も、そんな鬼みたいな人間ばかりじゃございませんので、やっぱり皆さんに、浅木さんおっしゃるような形で、我々、ものをやっているわけじゃございませんから、低所得者の方には減免措置もやっております。だから、そういった形で、困った方には、ぜひ窓口にも来ていただいたり、電話でも結構ですから、御相談をかけていただければありがたいというふうに思います。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） この問題は、意見の違う部分もありますが、やはり、今後、市民の命を守るという点から、私は他の町村でやっているように、例えばさいたま市では資格証明書ゼロです。そういう状況になってますので、そういう方向を目指して、取り組んでもらう。そういう方向の自治体もあるということ期待しながら、きょうの質問は終わります。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時48分 散会

平成22年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成22年12月15日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第17号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第17号まで

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君  
次長兼調査係長 朝比奈淳司君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 弘瀬徳宏君  
市民課長 滝本節君  
税務課長 山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第17号まで」の17議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） おはようございます。

4番、松浦でございます。

何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず、初めは議案第1号別冊の平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

ページ15ページ、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料についてであります。戸籍電算化業務委託料として、577万5,000円が計上をされております。

また、この事業に関連しますが、ページ5ページの第2表債務負担行為補正の追加といたしまして、平成23年度から平成24年度にかけての戸籍電算化事業として、限度額を1億3,597万5,000円が計上をされております。

このように、電算化の事業を本年度から3年計画で実施しようとするものでありまして、総事業費は約1億4,175万円であります。

そこでお伺いをいたします。

まず、今回、補正をされました577万5,000円について、その内容をお示しいただきたいと思ひます。

そして、このような規模の事業を実施しようとする場合は、本来なら当初予算に計上すべきでないかと思ひますが、年度途中の本議会で補正をした理由について、お示しをいただきたい

と思ひます。

あわせて、債務負担行為補正の内容についても、御説明をいただきたいと思ひます。

次に、戸籍や住民基本台帳を電算化することにより、住民サービスの向上を図るとの観点からして、どのような効果が得られると考えているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

最後に、この事業の本格稼働予定を、平成24年度のいつごろを計画をしているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

次は、ページ22ページ。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料についてであります。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業委託料といたしまして、1,557万5,000円が計上をされております。

この問題につきましては、宿毛市議会においても、本年の6月定例議会において、全会一致をもって意見書を採択をし、政府に提出してきた経緯があります。

市民の皆さん、特に女性の方々には、大変関心のある事業であると思ひます。

そこで、この事業の対象人員はどれくらいを予定をしているのか。そして、この事業をいつから開始しようとしているのか、その時期等を含めて御説明をいただきたいと思ひます。

ページ26ページ。

第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費についてであります。木の香るまちづくり推進事業といたしまして、52万3,000円が計上されております。新たな事業であると思ひますので、どのような事業を行おうとしておるのかお示しをいただきたいと思ひます。

次は、議案第14号並びに15号、指定管理者の指定についてであります。

この議案は、宿毛市国民宿舎「椰子」は、株

式会社くりはらさんを、また宿毛市観光センターは、社団法人宿毛市観光協会を、それぞれ指定管理者として指定しようとするものでありますが、以下、それぞれお伺いをいたします。

指定管理者としての候補者を選定するに当たり、どのような方法で審査をされたのか、お伺いいたします。

そして、その審査員は何人で審査されたのか、お伺いいたします。

次に、平成18年3月31日に締結をしました宿毛市を甲、株式会社くりはらを乙とする宿毛市国民宿舎「椰子」の指定に関する協定書について、若干お伺いをいたします。

本協定では、附帯施設でありますサンセットヒルの管理についてもうたわれております。

5年前の平成18年3月31日に締結をした時点では、サンセットヒルも十分、宿舎として利用できる状態であったとお伺いいたしますが、先般、決算特別委員会が現地調査をしています。現在の施設のある場所や、施設そのものも、大変荒れ果てており、とても宿舎として利用できる状態ではありませんでした。このようになった施設の管理責任はどこにあるとお考えでしょうか、お示しをいただきたいと思っております。

1回目を終わります。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（滝本 節君） 市民課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、15ページ、歳出の第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節の委託料に係る戸籍電算化業務委託料577万5,000円を計上させていただいておりますが、その内容と、当初予算ではなく、補正予算を計上した理由、あわせて5ページに計上させていただいております債務負担の内容、並びに電算化した戸籍の

稼働年月につきましての御質問であります。

初めに、戸籍とは日本国民の国籍と親族的身分関係を公証する唯一無二の公文書であり、機密性の非常に高いものであります。

戸籍の電算化につきましては、本市に本籍を有する者及び有した者を対象に、現在、本庁及び各支所にて保管しております現在戸籍及び附表、除籍、改製原戸籍につきまして、電算システム化を行い、磁気データに改製するとともに、住基システムと連動させ、記載誤りの是正や事務の正確性、効率化等の向上を図ることを目的に、いわば過去の戸籍をすべてつくり改める作業となります。

導入により、証明書発行に係る時間や届出書の記載に係る時間が大幅に短縮されることで、住民サービスの向上につながります。

また、戸籍に係る各種関連業務の一括管理、運用により、業務の効率化や業務時間の短縮化が可能となります。

さらには、30年以内に高い確率で来るといわれております次期南海大地震等の震災時には、戸籍簿の消失等が想定され、宿毛市の戸籍住民事務の根幹を揺るがす事態を招くことが予想されますが、戸籍の電算システム化により、データの分散保存ができ、災害時における早期の機能復旧が可能となります。

戸籍電算化事業は、最初で最後の事業であり、将来にわたって使用する戸籍を正確なデータに改正することで、住民の戸籍という財産とプライバシーを守る事業であります。

今回、計上させていただいております補正予算につきましては、現在、本庁や各支所におきまして、紙原本による、タイプライターで記載し、管理発行しております現在戸籍及び附表を電算化するために、マイクロカメラで撮影するための予算であります。

内容につきましては、戸籍、附表合わせて3



万9, 312枚に単価の146.9円を掛けた577万5,000円となっております。

戸籍の電算化事業につきましては、平成6年に法整備され、県内では34の自治体中30の自治体で導入され、90%近い導入率となっております。全国で見ますと1,750の自治体のうち、1,487の自治体で導入され、これも同じく90%近い導入率となっております。

なぜ今回、当初予算ではなく、事業の補正予算に計上したかと申しますと、先ほど申し上げましたように、全国的に見てみますと、90%近くの自治体で電算化事業が実施されておることによりまして、委託業者の撤退が相次いでおりますことから、事業実施を先送りすることにより、事業費の高騰はもとより、電算化事業自体が実施できなくなることも予想されております。

平成23年度の当初予算にて、事業に着手する場合と、今回の補正対応で事業に着手する場合と比較しますと、見積額のベースで数千万円の増額となることから、今回、補正予算を計上させていただきました。

今後のスケジュールといたしましては、今回の補正予算におきまして、現在戸籍並びに附表のデータ作成のためのマイクロ撮影を、平成22年度中に実施しまして、平成23年度予算におきまして、現在戸籍等のデータ作成作業等を、平成24年度予算におきまして除籍、改製原戸籍等のデータ作成作業の実施を予定しております。

この作業によりまして、現在戸籍及び附表のシステム稼働を、平成24年の3月、除籍及び改製原戸籍のシステム稼働を、平成24年の12月に予定しております。

以上のように、当該戸籍電算化事業につきましては、今年度の事業着手から平成24年度の本格稼働までに3カ年を有することから、戸籍

電算化事業のシステム導入事業費といたしまして、本予算の5ページの第2表に債務負担行為補正としまして、1億3,597万5,000円を計上させていただきました。

内容につきましては、平成23年度予算としまして、現在戸籍等のデータ作成、作業費並びにソフトウェア費用等9,292万5,000円と、平成24年度予算としまして、除籍、改製原戸籍等のデータ作成事業費としまして、4,305万円を予定しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、22ページ。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業委託料1,557万5,000円について、その対象人員や開始時期等の説明をとの質疑でございますが、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌のワクチンの予防接種については、松浦議員も言われましたように、これまでも、当市議会において一般質問がなされ、意見書も可決していただいております。

このワクチンについて、任意で予防接種を行うには、接種費用が高額であることから、公費負担による予防接種の実施が強く求められ、市及び当市議会において、幾度となく国、県へ陳情、要望書を出してまいりました経過がございます。

今回、平成22年度の国の補正予算、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に盛り込まれ、実施することとなったもので、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金により、国が2分の1を補助し、平成23年1月から事業実施することになりました。

事業対象の予防接種は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類で、これにより、ヒトパピローマウイルス感染による子宮頸がんの予防、ヒブ、肺炎球菌感染による細菌性髄膜炎の予防に効果があるとされています。

宿毛市の無料で接種できる対象者数ですが、国庫補助金の対象となる子宮頸がんの予防ワクチンは、中学1年生から高校1年生までの女子443人、県費補助の対象となる高校2年生から高校3年生までの女子235人、合わせて678人。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、国庫補助対象で、ともに0歳から4歳の乳幼児798人となっております。

今回の補正は、1月実施分のみで、積算内容といたしましては、子宮頸がん予防ワクチン3回接種のうち、1月に実施する1回分で、単価1万7,000円、ヒブワクチンは4回接種のうち、1回分で単価7,000円、小児用肺炎球菌ワクチンについては、4回接種のうち1回分、単価1万円で、それぞれに対象者数の一定の摂取割合で予算を計上しています。

なお、2月以降に引き続き接種する分については、平成23年度の予算で計上することとなっております。

歳入につきましては、国の補助率は2分の1で、残りの市負担分については、地方交付税により対応することとなっております。

また、子宮頸がんワクチンについては、県が高校2年生から3年生に相当する年齢の女性においても、県3分の2、残りの3分の1を市負担で事業を拡大して実施することとしたので、それを合算して、11ページ、歳入、第14款県支出金、第2項県補助金、第3目衛生費県補助金、第1節保健衛生費の中で、高知県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金として778万7,000円を計上してお

ります。

なお、2月以降に引き続き実施するこれらのワクチン接種は、平成24年3月31日まで継続実施できるよう、今回の国の補正予算に盛り込まれております。

これらの予防接種の市民への周知方法等につきましては、対象者全員に対し、受託医療機関一覧表や予診票、また詳細な実施内容を記載したお知らせ文書を同封し、1月上旬に個別通知する予定といたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、4番、松浦議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、26ページ、第7款商工費、第1項商工費、第5目観光費、第15節工事請負費の木の香るまちづくり推進事業工事費52万3,000円を計上しておりますが、その内容について、御説明いたします。

当市では、宿毛湾の冬の風物詩であるだるま夕日を「幸運の夕日「だるま夕日」に出会えるまち」をキャッチフレーズに、観光の目玉としてホームページや観光ガイドに掲載するなどして、全国にPRしています。

そのだるま夕日の観光看板、幅4メートル、高さ3メートル、全体高4メートルを、道の駅すくもサニーサイドパークに設置していますが、木製であり、風水塩害による腐食がひどいため、補修もできない状況となっております。

観光看板を駐車場そばに設置しているため、駐車場側に倒れないように、公園内の樹木から控えをとり、応急的な対応をしていますが、早い時期に撤去、もしくは取りかえが必要となっております。

道の駅には、市内外から市民や観光客も立ち寄っておりますし、観光客の多くはだるま夕日看

板をバックに、記念撮影を撮っていると聞いております。

このようなことから、観光PRには欠かせない場所であり、事業効果も高いと判断できるため、新規だるま夕日看板を設置することにしました。

新たに設置するだるま夕日の看板は、幅2メートル、高さ1.2メートル、全体高2.2メートルは、既存の看板より少しは小さくなりますが、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金2分の1補助を活用して、設置するものであります。

また、同議案歳入予算の11ページ、14款1項10目1節の観光費補助金、高知県木の香るまちづくり推進事業補助金20万8,000円を計上していますが、旧看板の撤去費が補助対象外となるため、事業費41万7,000円に対する2分の1の補助金となっています。

次に、議案第14号並びに議案第15号の指定管理者の指定についてであります。指定管理者候補者選定審査について、お答えいたします。

平成23年3月31日をもちまして、国民宿舎の指定管理期間が満期となるため、平成22年7月26日から8月31日の間、指定管理者の公募を行いました。

公募に際しては、公告、広報、ホームページに掲載したところ、株式会社くりはら1社からの応募があり、9月28日に宿毛市国民宿舎指定管理者候補者選定審査委員会設置要綱に基づき、選定審査委員会を開催し、5名の審査員による書類審査並びにプレゼンテーションを行いました。

書類審査では、設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定、利用者に対するサービスの向上、経営的能力など、9項目についての審査を行い、またプレゼンテーションでは、施

設管理業務における安全衛生管理対策は、どのようなことを考えているのか。人員の確保及び人材の育成などをどのように行うのか等々、9項目についての聞き取りを行いました。

評価に関しては、最低基準と評価項目ごとの掛け率を測定し、審査員5人の総合評点370点を指定管理者候補者の制定基準に取り決めて、基準点以上の総合評点をクリアすれば、指定管理者候補者として選定することにしました。

今回、申請のありました株式会社くりはらの総合評点は、457.6点であり、審査委員の評価もよいため、宿毛市国民宿舎指定管理者候補者として選定しました。

また、宿毛市観光センターの指定管理につきましては、施設内で市営定期船業務を行う等の市行政と一体性の施設であり、公衆トイレ並びに小規模の修繕等の管理であるため、直接指定により、社団法人宿毛市観光協会を指定管理者候補者に指定しました。

このことから、宿毛市観光センターの指定管理者候補者選定審査は開催していません。

次に、サンセットヒルの管理についてですが、サンセットヒルは昭和46年に民間業者により建築され、平成5年3月に宿毛市観光開発公社が買い上げ、簡易宿泊施設として管理運営をしていましたが、平成18年4月1日からは、指定管理者制度の導入に伴い、株式会社くりはらが指定管理者となって管理運営を行っています。

本年10月12日の決算特別委員会において、同施設の管理について、管理状態がよくないので、指定管理者とよく協議するようとの意見があり、株式会社くりはらと協議をいたしました。

その結果、平成18年4月の段階で、施設の老朽化並びに利用客からムカデやクモなどの害虫も多く発生するなどの苦情が多くあり、現状のままでは使用できなかつたと聞いています。

また、大島中央線の完成に伴い、サンセットヒルの用地が咸陽島公園取りつけ道路の構想の一部に含まれる可能性もあることから、当時の担当課との協議で様子を見ることにしていたようであります。

しかしながら、協定書にも記載してあるとおり、サンセットヒルが指定管理物件に含まれていることから、施設整備をして管理運営ができる施設にするか、もしくは施設整備をしないのであれば、指定管理物件から外すことについて、指定管理者と十分に協議し、早い時期に明確にする必要があります。

このようなことから、管理責任は担当課にあるものと考えています。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 戸籍事務とか、ヒブワクチン、子宮頸がんの関係等については、十分、詳しい御説明をいただきました。

市民の安心、安全、戸籍の重要性等を考えて、なるべく、一日でも早くできればなという思いがいたします。

それで、指定管理者の関係で、今、18年4月の、3月31日に契約書を結んでおるわけですけれども、4月の段階で使える状態ではなかったという、お話も今、いただきました。

そういう面で、協定を、この議案が可決された以降に協定書は作成するものと思いますけれども、そこらあたり、今、課長が言われた部分について、十分、相手方と協議をして、管理、宿毛市がするのか、この協定書の中にはめるのか、そこらあたり十分協議をして、やっていただきたい。

というのは、やはり、市の公有財産の管理の問題については、この議会でも何回か指摘してきた部分があるわけですので、市の財産を守るということで、取り組みをしていただきたい

というふうに思います。

ただ、1点お伺いしますのは、この指定管理者候補者選定審査結果等について、公表されているのかどうか、そこらあたりお示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 松浦議員の再質疑にお答えいたします。

宿毛市国民宿舎指定管理者候補者選定委員会の評価結果につきましては、指定管理者制度に関する運用指針に基づき、開示するようにしています。

また、議会議決後には、指定管理者をホームページに掲載し、市民への周知を図ってまいりたいと考えています。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、質疑を行います。

先ほど、松浦議員の質疑の中でもあった部分もありますので、重複しないように、質疑はしたいと思います。

議案第1号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

5ページの先ほどの戸籍電算化事業システム導入ということで、もう少し聞きたいと思いません。

この電算化事業、市民のニーズはあるのか。私は、議員になって、その戸籍の発行業務が時間がかかるとか、そういう要望は受けたことはございませんが、市民のニーズについて、どのように考えられておるのか。

それから、市民の利便性、時間が大幅に短縮されると答弁されておりましたが、大体、どのくらいの短縮になるのか、具体的な数字をお示

しいたきたい。

それから、事業の緊急性。業者がほとんど撤退しているという緊急性の答弁がございましたが、大体、それを行っている業者がどのくらいあって、これだけ緊急性があるというものがあれば、お聞かせ願いたい。

それから、この戸籍電算化システムの選定ということで、仕様がどのような仕様に決定して、委託業者をどのように選定していくのか。

先ほどのあれとも重複しますが、何業者ぐらいできるところがあるのか、それをどのように選定していくのかをお聞かせ願いたい。

それから、導入後、紙ベースでやる場合と、今回の電子化によって、維持管理のコストが発生すると思いますが、そのランニングコスト、紙ならただでいくと思いますが、どのぐらいな負担増になっていくのか、お聞かせ願いたい。

それから、いろいろな市内の電子化事業ということで、緊急雇用対策の予算を使って、いろいろ電子化というものが予算の中で出てくるんですけど、今回、総額1億4,000万近い、この大きな事業の中で、市内の雇用を改善するような事業には、これはなっていないのか。雇用は、せっきくの事業ですので、市内の雇用は寄与できるような事業にはならないのかをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、6ページ。

第3表地方債補正、追加、減収補てん債210万円と、変更ということで、臨時財政対策債4億6,400万から5億2,911万5,000円で6,511万5,000円増額の変更になっております。

関連しまして、15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、19目財政調整基金費、15節財政調整基金積立金6,769万8,000円についてであります。

減収補てん債及び臨時財政対策債は、国でい

えば赤字国債、目的を限定せずに収入不足を次の世代に先送りして、経常経費に充てるというものであります。

今回、使い道がなかったのか、財政調整基金に積み立てております。

今回、まだ借金できる、おたくに余裕があるので、借金をして基金に貯金をしてます。これはどのような効果があるのか、お聞かせ願いたい。

次に、29ページ。第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金。栄喜小学校閉校記念事業実行委員会補助金75万円についてであります。

田の浦小学校、小筑紫小学校両校ともに、補助金、この予算は100万円であったと記憶してありますが、今回、この75万円に、両校に比べて減額されているということで、この金額の算出根拠、その交付要綱についてお聞かせ願いたいと思います。

最後に、30ページ。第10款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、7節賃金、中学校特別支援員賃金84万4,000円についてであります。

先日的一般質問でも、教育長が少し説明しかけておりましたが、この支援員を配置しなくてはならない理由をお聞かせ願いたいと思います。

そして、この支援員の配置により、どのような効果が期待できるのか。これは、市の単独で配置するというので、県、国の支援策はなかったのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（滝本 節君） 市民課長、1番、今城議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、5ページの第2表債務負担行為補正に係る戸籍電算化事業、システム

導入につきましての御質問であります。

まず、市民のニーズについての御質問であります。

戸籍電算化における最大の効果の一つに、漢字の正字化が挙げられます。平成17年の個人情報保護に関する法律施行後、金融機関や一般企業においても、運転免許証、保険証等により、本人確認が行われるようになりました。

手書きによる戸籍簿が残る本市におきまして、市民の漢字に誤字が記載されていることが多く、戸籍簿と本人確認書類のそごにより、市民の皆様にご迷惑をおかけするケースが相次いでおります。

IT化の進んだ現在において、コンピューターから出力できない活字が、個人を公証する戸籍に記載されていることは、余りにも影響が大きく、早急な戸籍の電算化が求められております。

続きまして、戸籍の電算化による市民の利便性の向上につきましての御質問であります。

現在、本庁支所間の戸籍交付につきましては、ファクスで対応しているため、1件当たり10分間程度の時間を要しておりますが、電算化後は即時交付が可能となります。

また、相続登記等で使用する一人の方が出生してから死亡するまでのすべての戸籍と、相続人の戸籍を一式で交付する場合、30分以上の時間を要しておりますが、導入後は5分程度の所要時間となります。

続きまして、電算化事業の緊急性についての御質問だと思っております。

市民ニーズの件とも関連しますが、現在、戸籍の記載につきましては、タイプライターで行っておりますが、国内のタイプライターを製造する会社がすべて撤退し、新規購入はもちろん不可能な上、保守や消耗品の購入も大変厳しい状況になっております。

また、戸籍の電算化事業につきましては、平成6年の法施行に伴い、庁内でも検討してまいりましたが、諸般の事情から現在に至っております。

先ほど、松浦議員の質疑でもお答えさせていただきましたが、県内、全国とも90%近い自治体が導入を終えており、今回の補正予算の計上とさせていただきます。

それから、その受託業者の、いわゆるこの対応できる業者の質問が出ておりましたが、総務省の認可を、この戸籍システムの標準システムに対応できる業者が、総務省の認可を受けている業者は3業者だということ聞いております。

それから、戸籍電算化システムの選定については、どのような仕様に決定し、委託業者をどのように選定するかという御質問であります。

戸籍電算化のシステムにつきましては、平成6年11月16日、法務省民事局長通達におきまして、戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準についてが占めされておまして、そのシステムについては、全国一律で、その基準に沿ったシステムとなっております。

それから、委託業者の選定の件であります。先ほど申しました法務省の認可を受けておる業者が3業者ということ聞いておりますので、業者の選定につきましては、指名選定委員会におきまして、審議してまいりたいと思っております。

それから、戸籍導入後のランニングコストの件であります。電算後のランニングコストにつきましては、戸籍総合システム保守料としまして、年間258万円、戸籍総合システム使用料としまして、年間315万円の合わせて573万円を予定しております。

それから、最後に、電算化事業の実施に当たり、市内の雇用対策に貢献できるかとの質問で

ございますが、戸籍の電算化に使用するソフトウェアは、平成6年11月16日、法務省民事局長通達に定められた基準を満たしておらねばならず、法務省の認可を受けたソフトウェアを保有する業者が市内にはありません。市内の業者が、一からこのソフトウェアを構築することは不可能であるとの回答を得ております。

また、戸籍の電算化事業につきましては、先ほどの民事局長通達によりまして、個人情報の機密保持と再委託の禁止、または制限に関する事項が厳しく定められておりますことから、市内業者への再委託をした場合、先の通達をクリアしようとするコストがはね上がるため、現在、予定しておる事業費を大きく上回ることとなります。

ただ、その役場内での作業に限定されるわけですが、3月に予定されております現在戸籍及び附表のマイクロフィルム撮影につきましては、土日、3月の土日の2日間でマイクロフィルム撮影を予定しておりますが、土日の2日間で、延べにしまして60人前後の雇用が必要となっております。

また、改製原戸籍のマイクロフィルム撮影につきましても、5人で2週間ぐらいの雇用が発生する予定でありますので、委託業者が決まりましたら、また業者との話し合いによりまして、市内の雇用対策に貢献できるよう、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の6ページ、第3表地方債補正の表で、減収補てん債210万の追加と、それから臨時財政対策債の6,511万5,000円の補正、これと財政調整基金、ページが

12ページですが、第20款市債、第1項市債、1目総務債、1節総務管理債の臨時財政対策債6,511万5,000円。それから、減収補てん債210万ですね。

この歳入に対して、歳出で、ページ15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、19目財政調整基金費、25節積立金6,769万8,000円。借金をして、それを貯金にほとんどしておるじゃないかと。その効果はどういうことかというふうな御質問であったかと思いますが、臨時財政対策債につきましては、国の地方交付税特別会計の財源が不足した場合に、平成12年度までは、国においてその不足する財源を確保し、交付対象団体に全額を交付しておったと。

ところが、13年の制度改正によって、減額分については、それぞれの交付対象団体、地方自治体に起債を認めるというふうな改正になったことから、その交付税の交付額を減額して、その代替措置として財源補てんをするというふうなことです。実質的には、形を変えた地方交付税であるというふうな認識をしております。

そのために、国としては、元利償還相当額を、後年度の地方交付税で措置をしておるといふ、非常に有利な起債となっております。

現在の22年度の一般会計の予算においては、そういった積み立てが可能な、黒字を見込んだ予算にはなっておりますけれども、今年度の退職者も、当初見込みよりも多いというふうなことから、3月補正においては、また退職金の予算を計上しなくてはならない状況にありますので、今回は一たん、財政調整基金に積み立てをしておいて、そういった支出に備えたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課

長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、1番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第1号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、29ページでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、19節栄喜小学校閉校記念事業実行委員会補助金75万円についての御質問でございますけれども、同趣旨の補助金、これまで田の浦小学校及び小筑紫小学校について、それぞれ100万円を計上しているけれども、栄喜小学校、75万円の交付基準はという御質問でございます。

閉校記念実行委員会への補助金につきましては、教育委員会として、補助金の交付基準といたしまして、補助対象事業費の2分の1、もしくは100万円のいずれか少ない金額ということでございます。

したがいまして、今栄喜小学校につきましては、補助対象金額が200万未満であるということから、その2分の1相当額を、今回、補正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じく平成22年度一般会計補正予算（第3号）の30ページ。

第10款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費の7節賃金84万4,000円につきまして、今回、特別支援員を配置する理由、及びその効果、並びに国、県等の補助金はなかったのかというような御質問だったと思ひます。

今回、この7節の賃金及びその4節の共済費も、同じくこの事業、特別支援員にかかわる事業費でございますけれども、今回、2名をお願いをしようとしたしております。

今議会の、本議会の一般質問で教育長のほう

から御答弁を申し上げましたように、市内の中学校におきまして、学習規律について、なかなか十分に確保できない学級等があるということから、その学校において、現在、学校の教職員はもとよりでございますけれども、保護者並びに地域の皆様の御理解、御協力をいただく中で、その改善に向けて、懸命に取り組んで、いたしておるところでございますけれども、教育委員会といたしましても、今回、その2名の支援員を学校に配置することによって、授業中の学習規律について、その確保を図ってまいりたいと。そのために、2名の配置をお願いしたいということでございます。

なお、この配置によって、教科担任の負担の軽減はもとよりですけれども、全体の学力の保障にもつながるものというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

なお、国、県の補助については、この時期で特に該当する補助事業もなかった関係で、今回は単独事業をお願いをいたしております。

よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 2点、再質問をさせていただきます。

臨時財政対策債、後から交付税の措置のある、有利な起債であると。きのうの市長の答弁の中では、「後から交付税の措置のある」という甘い言葉にはだまされないという答弁もございました。

これが有利な起債であるという、同じ国において、やっぱり見解が違ふ。財政当局は、これはあてになった有利な起債であるという判断をしている。

国も、この本年度だけで、この臨時財政対策債を7兆5,000億も発行しているんですね。残高が34兆円もある。これは、国も責任



持てんのじゃないか。事業仕分けにもかかって  
いた。

地方は、国のかわりに起債する、保障された  
もの。その借金をやっぱり、地方が責任を持っ  
ていかないかんんじゃないか。どんどんどんど  
ん、国の言うとおりの起債に、ちょっと疑問を  
持ったので、質問させていただいたんですけど。

有利な起債という点で、動かぬものか、一応、  
総務課長、答弁を願います。

それから、教育委員会のほうですけど、特別  
支援員の賃金ですね。非常に、市のほうで、各  
校の問題に向けて、単独で取り組むというすば  
らしい取り組みだと思いますが、その来ていた  
だけの人力量によって、その効果は変わると  
思います。

この予算が決定したら、即配置できて、こん  
ない人を予定しているというつもりはあるの  
か、人選は終わっているのかどうか、再答弁を  
お願いします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、今城議  
員の再質疑にお答えいたします。

この臨時財政対策債が、本当に有利な起債に  
なるかどうかという御質問ですが、先ほども答  
弁いたしましたように、地方交付税の形を変え  
たものであるというふうな認識をしております  
で、この元利償還金相当額ですね、これが後年  
度において基準財政需要額に、そのまま同額、  
算入されるということからも、市長が昨日お答  
えしました、その特別交付税なんかのように、  
項目として入ってますよというようなものでは  
なくて、全額、これは数字として基準財政需要  
額のほうに反映されますので、これは間違いあ  
りません。

それから、また、この起債によって、他の地  
方債に影響が出るのではないかというふうな心  
配もあろうかと思えますけれども、この臨時財

政対策債の原資については、国のほうにおいて、  
きちんと確保されますので、これによってほか  
の地方債に制限が起こるといようなこともあ  
りませんので、そういった意味からも、私とし  
ては、非常に有利な起債であるというふうに判  
断して、そのような答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課  
長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教  
育次長兼学校教育課長、1番議員の再質疑にお  
答えを申し上げます。

中学校の特別支援員に予定をしている方はい  
るのかという御質問でございますけれども、教  
育委員会として、この方が最適であろうとい  
うふうに考えている方はいらっしゃいますので、  
この本議会で予算をお認めいただければ、早速、  
その交渉に当たりたいというふうに考えており  
ます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 大変よくわかりました。  
質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質  
疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませ  
んので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち  
「議案第1号から議案第9号まで」の9議案に  
ついては、会議規則第37条第3項の規定によ  
り、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第9号まで」の9議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第10号から議案第17号まで」の8議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月16日及び12月17日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、12月16日及び12月17日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月16日から12月19日までの4日間は休会し、12月20日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時02分 散会

## 議案付託表

平成22年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (2件)	議案第10号 議案第13号	高知県西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について 幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について
産業厚生 常任委員会 (6件)	議案第11号 議案第12号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について 宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて 沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて

平成22年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成22年12月20日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第17号まで

（議案第1号から議案第9号まで、討論、表決）

（議案第10号から議案第17号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 議案第18号から議案第20号まで

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

議案第18号 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について

議案第19号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
について

第3 陳情第36号外1件

第4 委員会調査について

第5 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 TPP交渉に反対する意見書の提出について

意見書案第2号 国の出先機関の統廃合に反対する意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第17号まで

日程第2 議案第18号から議案第20号まで

日程第3 陳情第36号外1件

日程第4 委員会調査について

日程第5 意見書案第1号及び意見書案第2号

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君

16番 岡崎 求 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 岩本 昌彦 君  
次長兼調査係長 朝比奈 淳司 君  
議事係長 岩村 研治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二 君  
副市長 岡本 公文 君  
企画課長 岡崎 匡介 君  
総務課長 弘瀬 徳宏 君  
市民課長 滝本 節 君  
税務課長 山下 哲郎 君  
会計管理者兼  
会計課長 小島 秀夫 君  
保健介護課長 三本 義男 君  
環境課長 岩本 克記 君  
人権推進課長 乾 均 君  
産業振興課長 頼田 達彦 君  
商工観光課長 津野 元三 君  
建設課長 安澤 伸一 君  
福祉事務所長 沢田 清隆 君  
水道課長 豊島 裕一 君  
教育委員長 松田 典夫 君  
教育長 岡松 泰 君  
教育次長兼  
学校教育課長 出口 君男 君  
生涯学習課長  
兼宿毛文教  
センター所長 金増 信幸 君  
学校給食  
センター所長 岡村 好知 君  
千寿園長 村中 純 君  
農業委員会  
事務局長 小野 正二 君

選挙管理委員  
会事務局長

島内千尋君

-----・-----・-----

午後 2時20分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第17号まで」の17議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第9号まで」の9議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第1号から議案第9号まで」の9議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第9号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号から議案第17号まで」の8議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮本有二君） 総務文教常任委員会に付託をされました議案の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第10号、議案第13号の2議案であります。

議案第10号は、高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

本案は、高知西南中核工業団地へ進出する企業に対して、これまで農村地域工業等導入促進法に基づく農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例により、固定資産税の課税免除を行ってきましたが、平成21年12月31日をもって、農村地域工業等導入促

進法による適用期間が終了したため、今後もさらなる工業振興及び雇用創出の必要性から、課税免除の優遇措置を規定する本条例を制定することで、新たな企業進出、工場増設を促進しようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第13号は、幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約であります。

本案は、国が定めた広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことにより、今後の広域連携は、関係市町村の自主的な協議による取り組みが求められていること。

並びに、幡多広域市町村圏計画の計画期間が平成23年3月31日をもって満了することに伴い、本規約に規定されている組合の共同処理する事務のうち、「幡多ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関すること」という計画を重視した趣旨の事務を、「組合市町村の合意に基づく事業の実施に関すること」という構成市町村の自主性を重視した趣旨の事務に変更するため、地方自治法286条第1項の規定に基づき、本規約の一部を改正することによって、同法290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案2件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚

生常任委員長。産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果を御報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第11号、第12号、第14号、第15号、第16号、第17号の6議案であります。

議案第11号は、宿毛市公園条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては、平成21年度に整備をいたしました咸陽島公園のシャワー施設における温水シャワーの利用料を、平成23年1月1日から1回100円とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号は、宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例であります。

内容につきましては、宿毛市生活改善センターの耐用年数及び処分制限期間が経過したことにより、これまで3施設のうち、寺山、橋上の2施設については、地元へ無償譲渡してきましたが、このたび、残る竹部生活改善センターについても、平成23年1月4日から、竹部地区自治会へ無償譲渡することになりましたので、本条例を同日付で廃止しようとするものであります。

議案第14号及び議案第15号の2議案は、指定管理者の指定についてであります。

議案第14号の宿毛市国民宿舎「椰子」について、平成23年3月31日をもって指定が終了するため、再指定に当たり、公募を行ったところ、現指定管理者の株式会社くりはら1社から申請があり、厳正な審査を行った結果、引き続き、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間、本法人を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第15号の宿毛市観光センターに

については、平成23年3月31日をもって指定が終了するため、再指定に当たり、施設の性質及び現指定管理者である社団法人宿毛市観光協会のこれまでの実績等を勘案した結果、公募によらず、直接指定することとし、引き続き、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間、本法人を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号及び議案第17号の2議案は、公有水面の埋立てについてであります。

議案第16号は、宿毛湾港港湾区域内の宿毛市新港706番4地先の75.75平方メートルを、港湾関連用地として、また議案第17号は、沖の島漁港区域内の宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の252.11平方メートルを、漁港施設用地として、それぞれ公有水面を埋め立てることについて、高知県知事から意見を求められておりますので、異議のない旨を返答することについて、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上6議案について、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、議案第14号、宿毛市国民宿舎「椰子」の指定における審査の過程で、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ使用料を定めず、総合評価の評価ポイントに盛り込むことを検討すること、公の施設の指定管理者に関する運用指針で、提出が義務づけられている事業報告書の調査結果について、数値化し公表するなど、透明性が担保ができるような方法を検討することなどの意見が出されたことを申し添えておきます。



以上、本委員会に付託されました議案6件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第10号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第17号まで」の7議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第10号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第17号まで」の7議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第10号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第17号まで」の7議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第14号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり賛成の諸君の

起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって「議案第14号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第18号から議案第20号まで」の3議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） ただいまより、議案第18号から議案第20号までの3議案について、提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第18号、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今期定例会の初日に、議会改革調査特別委員会の最終報告で提言されたとおり、人口2万から2万5,000人の全国の類似規模自治体の議員報酬の平均値である31万1,700円を参考数値としたほか、本市の厳しい経済状況を考慮し、来年度より現行議員報酬をそれぞれ5,000円減額するよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号、宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましても、議会改革調査特別委員会の最終報告で提言されたものであります。

現在、本市議会においては、予算議案を正式に付託することなく、各常任委員会において、分割審査を行っています。これは、議案一体の原則により、一つの議案を複数の委員会に分割して付託することができないことなどによる理由によるものであります。

予算議案審査を正式に議会活動に反映させるためには、予算議案を正式に付託するための組織が必要であり、また、予算審査から決算審査までを一括して審議し、PDCAサイクルを確

立するためにも、予算と決算を同一の委員会で審査することが望ましいと考えます。

そのため、宿毛市議会委員会条例の一部を改正し、来年3月1日付で本市議会に予算決算常任委員会を設置しようとするものであります。

最後に、議案第20号、宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件については、政務調査費を来年度より現在の月額1万2,500円から月額6,000円に減額するよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で、議案第18号から議案第20号までの3議案について、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願いいたします。

**○議長（寺田公一君）** これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第18号から議案第20号まで」の3議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第18号から議案第20号まで」の3議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（寺田公一君）** 全員起立であります。

よって「議案第18号から議案第20号まで」の3議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3「陳情第36号外1件」を議題といたします。

これより「陳情第37号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

**○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君）** 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第37号、TPP交渉に反対する意見書の提出について、審査の結果の御報告をいたします。

本件は、高知はた農業協同組合から提出されたもので、政府が11月9日にFTA、EPAの我が国の取り組みがおくれているとの認識のもと、センシティブ品目に配慮をはらいつつ、すべての品目を自由化交渉を対象として、高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、この中で例外なき関税撤廃を原則とするTPP、環太平洋連携協定に対しては、関係国と協議することを決定しているが、アメリカやオーストラリアなど主要農産物輸出国が加わっているTPPに参加し、すべての関税が撤廃されれば、我が国の農業に壊滅的な打撃を受けるため、国に対し、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと、各国地域とのFTA、EPA交渉においては、食糧自給率が極端に低い現状や、将来の食糧自給に関する国

民の懸念、国土の保全等に十分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないように対応することを求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査した結果、現状のままTPP交渉に参加すると、一次産業が壊滅的な打撃を受けるおそれがある等の意見が出され、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての御報告を終わります。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第37号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第37号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第36号」については、産業厚生常任

委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査の付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第4「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第5「意見書案第1号 TPP交渉に反対する意見書の提出について」及び「意見書案第2号 国の出先機関の統廃合に反対する意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（寺田公一君）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決されました。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 市長。閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る12月8日に開会をしました今期定例会でございますが、本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日御熱心に御審議をいただきまして、提案申し上げました議案につきまして、すべて原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、ただいまは議事の中で、議員の皆様方からの提案で条例改正ということもございまして、費用のほうの減額をさせていただいたということでございます。皆様方に、非常に敬意を申し上げたいと思います。

今議会はもとよりでございますが、ことし、もう12月も半ばを過ぎました。今まで、この1年間、今議会、そしてまた過去の議会におきまして、いろんな御提案とか御意見とか賜りました。その貴重な御意見につきましては、今後の市政に生かしてまいりたいと、このように考えております。

また、厳しい財政状況でございます。引き続きまして、行革大綱及び、行革のプランにのっとりまして、さまざまな行政課題にも積極的に取り組んでいかなきゃいけない。

また、正月明けからは、来年度予算、国のほうでは、なかなか予算の方針がふらついているというふうな状況でございます。その国の予算にも引っ張られるところがありますが、市政として、しっかりした目を見据えて取り組んで、予算編成に取り組んでまいりたいと思います。

また、先ほどの皆様方の御提案によりまして、予算決算委員会という委員会もできました。こ

の予算をつくりまして、皆様方にきちんとした審議をして、またいただきたいというふうなことで、執行部としましても、予算をきちんとしたことで立ててまいりたいというふうなことを思っております。

年末を控えまして、これからますます議員の皆様もお忙しい時期を迎えると思います。来年は、4月にはまた県会議員選、当市の市議会議員選挙も控えております。多分にお忙しいと思いますが、風邪などひかれないようにしまして、よいお正月を迎えていただけましたら幸いです。

本当にきょうはありがとうございました。

以上でございます。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成22年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

副議長 中平富宏

議員 今城誠司

議員 岡崎利久

平成22年12月15日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第10号	高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第13号	幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当

平成22年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第11号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第12号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第14号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第15号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第16号	宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて	原案可決	適 当
議案第17号	沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて	原案可決	適 当



平成22年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第37号	TPP交渉に反対する意見書の提出について	採 択	妥 当

平成22年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第36号	保育制度改革に関する意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成22年12月15日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について  
(2) 行政機構の状況について  
(3) 財政の運営状況について  
(4) 公有財産の管理状況について  
(5) 市税等の徴収体制について  
(6) 地域防災計画について  
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成22年12月16日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について  
(2) 商工業の活性化対策状況について  
(3) 観光産業の振興対策状況について  
(4) 市道の管理状況について  
(5) 環境、保健衛生の整備状況について  
(6) 下水道事業の運営管理状況について  
(7) 保育施設の管理状況について  
(8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成22年12月20日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 岡 崎 求

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
(3) 議長の諮問に関する事項  
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

TPP交渉に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年12月20日

提出者	宿毛市議会議員	浦尻和伸
賛成者	宿毛市議会議員	今城誠司
〃	〃	中平富宏
〃	〃	有田都子
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	中川 貢
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

説明 口頭

TPP交渉に反対する意見書

政府は11月9日にFTA・EPAへの我が国の取組みが遅れているとの認識のもと、センシティブ品目に配慮を払いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

この中で、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋連携協定）に対しては、関係国との協議を開始することを決定している。

アメリカやオーストラリアなど主要農産物輸出国が加わっているTPPに参加し、すべての農産物関税が撤廃されれば、我が国の食料・農業・農村に壊滅的な打撃を与えることは火を見るよりも明らかである。個別所得補償等の国内対策で対応できるものではない。

食料自給率50パーセントを目指すことなどを内容とし、今年3月に国家戦略として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の考え方も大きく矛盾するものである。

本県においても水稲や畜産はほぼ壊滅し、野菜・果実等の生産も多大な影響を受けることが予測される。農業だけにとどまらず、一次産業全体の衰退、地域経済の疲弊等、高知県全体の社会的・経済的活力を減退させることになる。

TPP等をはじめとする自由化交渉は、農産物関税の撤廃だけの問題ではなく、人の移動やサービス分野等、あらゆる分野で「国を開く」ことを目的としている。これは、我が国の将来像に係わることであり、国民の十分な理解と共感の元に進められなければならない。

については、国土と産業の均衡ある発展のため、下記事項が実現されるよう要望する。

記

- 1 例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと。
- 2 各国・地域とのFTA・EPA交渉においては、食料自給率が極端に低い現状や、将来の食糧需給に関する国民の懸念、国土の保全等に充分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月20日

高知県宿毛市議会議長 寺田 公一

内閣総理大臣殿  
内閣官房長官殿  
外務大臣殿  
農林水産大臣殿  
経済産業大臣殿

----- . . ----- . . -----

### 意見書案第2号

国の出先機関の統廃合に反対する意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年12月20日

提出者	宿毛市議会議員	浦尻和伸
賛成者	宿毛市議会議員	今城誠司
〃	〃	中平富宏
〃	〃	有田都子
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	中川 貢
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 寺田 公一 殿

説明 口頭

### 国の出先機関の統廃合に反対する意見書

地方分権改革推進委員会は、社会資本整備を実施する地方整備局などの廃止・統合することを求めているが、今、都市と地方との格差の是正が叫ばれる中で、国の出先機関の安易な統廃合を行えば、国土の保全や整備という基本的な事柄にまでも格差が広がるとともに、事業の遅延や維持管理水準の後退が懸念されることから、均しくサービスの維持を図るためにも、地方の現状を十分に把握し広域的観点から議論すべきである。

特に、税財源に乏しく、高速道路や国道・県道などの社会資本整備が根本的に遅れている高知県においては、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは連続的かつ広域的に対応することが必要であり、引き続き国が行うべきであるし、国が行うことでより迅速に対応することが可能である。

さらに、地方整備局や河川国道の各事務所で実施してきた事業やその役割は、引き続き実施していくことが、国民・住民の安全で安心な生活を確保し、産業基盤を揺るぎないものとする

ためにも重要である。

国と地方の役割を明確にした見直しも必要であるが、地方の切実な願いである「命の道」を確保するためには国の直轄的な支援が必要不可欠であり、そのためにも、地方整備局並びに出先事務所の統廃合に反対するものであり、次のことを実現されるよう強く要望する。

#### 記

1 地方整備局は、必ず発生する東南海・南海地震対策及び大きな台風災害など、県及び市町村では解決できない災害対策や、四国で毎年発生している水問題の解決は国の責任において解決するという大きな責務を背負っており、その役割はきちんと果たすべきである。

さらに、国民の生命・財産を守るために必要な事業については、引き続き国がその責任において実施すること。

2 本県の遅れている社会基盤ネットワーク整備については、国の責務において実施すること。

3 住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方委譲及び国土交通省地方整備局並びに出先事務所の統廃合は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月20日

高知県宿毛市議会議長 寺田 公一

内閣総理大臣殿  
総務大臣殿  
財務大臣殿  
国土交通大臣殿



一 般 質 問 通 告 表

平成22年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 松浦英夫君	1 集落支援員制度の導入について（市長） 2 離島振興計画について（市長）
2	6番 中平富宏君	1 宿毛市バイオマスタウン構想・堆肥工場について（市長） 2 宿毛小学校・校舎建築計画について（市長、教育長）
3	3番 野々下昌文君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）まちづくり基本条例・市長と語る会について  2 公共交通政策について（市長） （1）定住自立圏構想での取り組みについて （2）橋上スクールバスの運行見直しについて  3 いじめ・自殺根絶への取り組みについて（教育長） （1）いじめの実態と解消に向けた取り組みについて （2）学級崩壊の実態とその対策について  4 発達障がい児童・生徒の学習支援（マルチメディアデイジー）について（教育長） （1）デイジー教科書の活用について
4	15番 西村六男君	1 斎場の運営について（市長）
5	2番 岡崎利久君	1 公園内への健康遊具の設置について（市長） 2 保育園への加湿器の設置について（市長）
6	14番 中川 貢君	1 市営住宅の耐震対策と「まちづくり基本計画」について（市長）
7	5番 浅木 敏君	1 国民健康保険について（市長） 2 農林水産業の自給について（市長） 3 咸陽島公園の整備事業について（市長） 4 公共建築物への木材利用促進について（市長、教育長）

平成22年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成22年第3回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成21年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 2 号	平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 3 号	平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 4 号	平成21年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 5 号	平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 6 号	平成21年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 7 号	平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 8 号	平成21年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 9 号	平成21年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第10号	平成21年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第11号	平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第12号	平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第13号	平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第14号	平成21年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 8日	認 定

議 案（平成22年第4回定例会提出）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成22年度宿毛市一般会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 2 号	平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 3 号	平成22年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 4 号	平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 5 号	平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 6 号	平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 7 号	平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 8 号	平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 9 号	平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第10号	高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	12月20日	原案可決
第11号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決
第12号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	12月20日	原案可決
第13号	幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について	12月20日	原案可決
第14号	指定管理者の指定について	12月20日	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	12月20日	原案可決
第16号	宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋立てについて	12月20日	原案可決
第17号	沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて	12月20日	原案可決
第18号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決

第19号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決
第20号	宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 3 7 号	T P P 交渉に反対する意見書の提出について	1 2 月 2 0 日	採 択